

# 平成30年度 市税の概要



加東  
**伝の助**

がとう  
でんのすけ

加東市マスコットキャラクター



兵庫県加東市

---

## 加東市民憲章

---

わたしたちは、美しい自然・豊かな文化・あたたかな人々を誇る  
加東の市民として、この憲章を定めます。

- 一、人と自然を愛し、安らぎのあるまちにしましょう。
- 一、学ぶ心を大切にし、文化あふれるまちにしましょう。
- 一、喜びをもって働き、健やかなまちにしましょう。
- 一、だれもが希望をもてる、明るいまちにしましょう。

(平成23年3月20日制定)

---

# 目 次

## 第 1 章 加東市の概要

1 市のプロフィール	01
2 世帯数及び人口の年度別推移	02
3 税務機構その他	03
4 平成30年度一般会計歳入・歳出当初予算額	04
5 平成29年度一般会計歳入・歳出決算額	05
6 市税決算額の年度別推移	06
7 住民一人当たりの市税額	08
8 市税1万円のつかいみち	08

## 第 2 章 わたしたちの市税

1 市税の種類	09
2 市民税	10
3 固定資産税・都市計画税	17
4 軽自動車税	25
5 国民健康保険税	29
6 市たばこ税・鉱産税・入湯税	32
7 市税の納付について	36
8 納期限までに納付しなかった場合について	38
9 滞納処分について	39
10 市税の証明などと手数料について	41

## 第 3 章 税務統計

1 市民税	
(1) 個人市民税納税義務者数の年度別推移	43
(2) 個人市民税額の年度別推移	44
(3) 納税義務者一人当たりの個人市民税額の年度別推移	44
(4) 個人市・県民税あん分率の年度別推移	45
(5) 退職所得の分離課税に係る所得割額など	45
(6) 個人市民税所得者区分別所得割額などの内訳	46
(7) 個人市民税課税標準額段階別納税義務者数の年度別推移	48
(8) 個人市民税課税標準額段階別所得割額の年度別推移	49
(9) 平成30年度個人市民税課税標準額段階別構成比	50
(10) 加東市へのふるさと納税額と寄附金税額控除額の内訳	52

(11) 住宅借入金等特別税額控除の年度別推移	-----	52
(12) 法人市民税納税義務者数の年度別推移	-----	53
(13) 法人市民税調定額の年度別推移	-----	54
(14) 法人市民税月別調定額の年度別推移	-----	54
(15) ゴルフ場に関する法人市民税調定額の年度別推移	-----	56
<b>2 固定資産税・都市計画税</b>		
(1) 固定資産税納税義務者数の年度別推移	-----	57
(2) 固定資産税調定額の年度別推移	-----	57
(3) 土地について	-----	58
(4) 平成30年度 土地に関する概要調書	-----	60
(5) 家屋について	-----	62
(6) 平成30年度 家屋に関する概要調書	-----	64
(7) 償却資産について	-----	66
(8) 都市計画税について	-----	67
(9) 国有資産等所在市町村交付金の年度別推移	-----	68
<b>3 諸税</b>		
(1) 軽自動車税	-----	69
(2) 国民健康保険税	-----	71
(3) 市たばこ税	-----	75
(4) 鉱産税	-----	75
<b>4 徴収</b>		
(1) 口座振替の年度別推移	-----	76
(2) コンビニ収納の年度別推移	-----	76
(3) 税目別徴収率(現年課税分)	-----	77
(4) 税目別徴収率(滞納繰越分)	-----	79
(5) 市税徴収率状況(県下29市中)	-----	81
(6) 滞納者数・滞納金額の年度別推移	-----	81
(7) 滞納金額別の内訳	-----	82
(8) 滞納処分(差押え、換価)状況	-----	83
(9) 執行停止状況	-----	85
(10) 不納欠損状況	-----	87
(11) インターネット公売	-----	89
(12) 延滞金の年度別収納金額	-----	90

# 第1章 加東市の概要



# 1 市のプロフィール

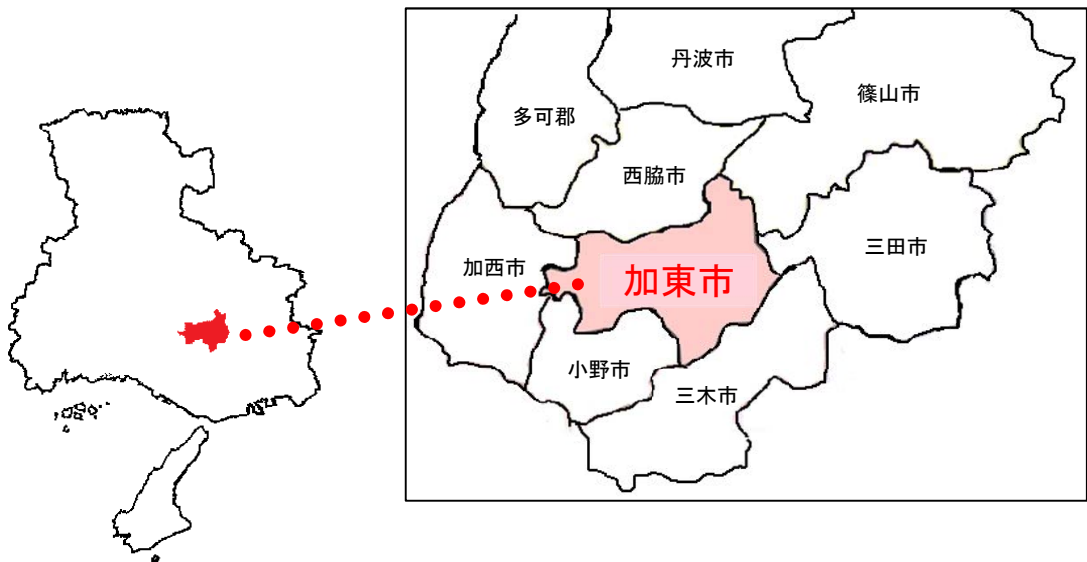
## ■ 沿革

平成18年に社町、滝野町、東条町が合併し、加東市としての新たな歴史がスタートして12年目を迎えました。新たなステージに入った今、市民の皆様や地域との連携を深め、協働のまちづくりをより一層推進しながら、人が輝き、地域が輝く元気なまち「輝く加東」の実現を目指していきます。

## ■ 位置と面積

兵庫県中央部やや南よりに位置します。

東は篠山市、三田市、南は小野市、三木市、西は加西市、北は西脇市と接しており、総面積は157.55km<sup>2</sup>です。



## ■ 市章



加東市章は、加東市の頭文字「K」を合併数を配して図案化したもので、豊かな自然と共生する人々の伸びやかな、活力に満ちたふれあいの田園都市を表しています。

## ■ 市マスコットキャラクター:加東伝の助(かとうでんのすけ)



「加東伝の助」は、加東市に釣り針を伝えた「小寺彦兵衛」さんの想いを受け継いで誕生しました。

「伝の助」は、  
昔の伝統文化を今に伝えます。  
今の良いものを未来に伝えます。  
いろんな情報を伝えます。  
夢と元気を伝えます。

加東市の良いところを全国に伝えるために頑張っています。

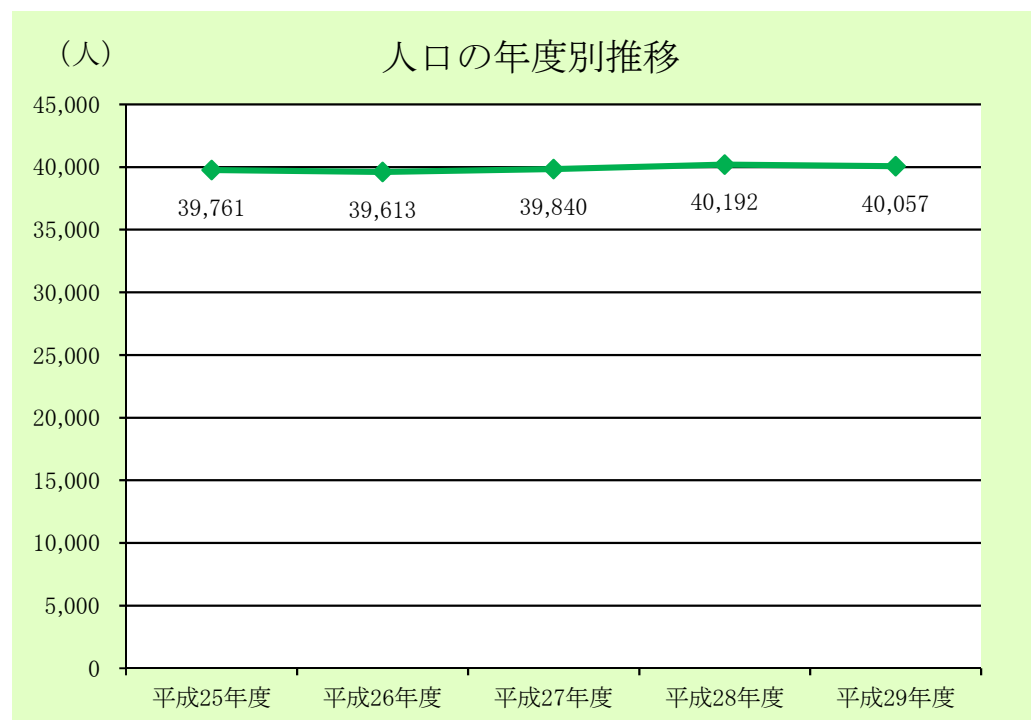
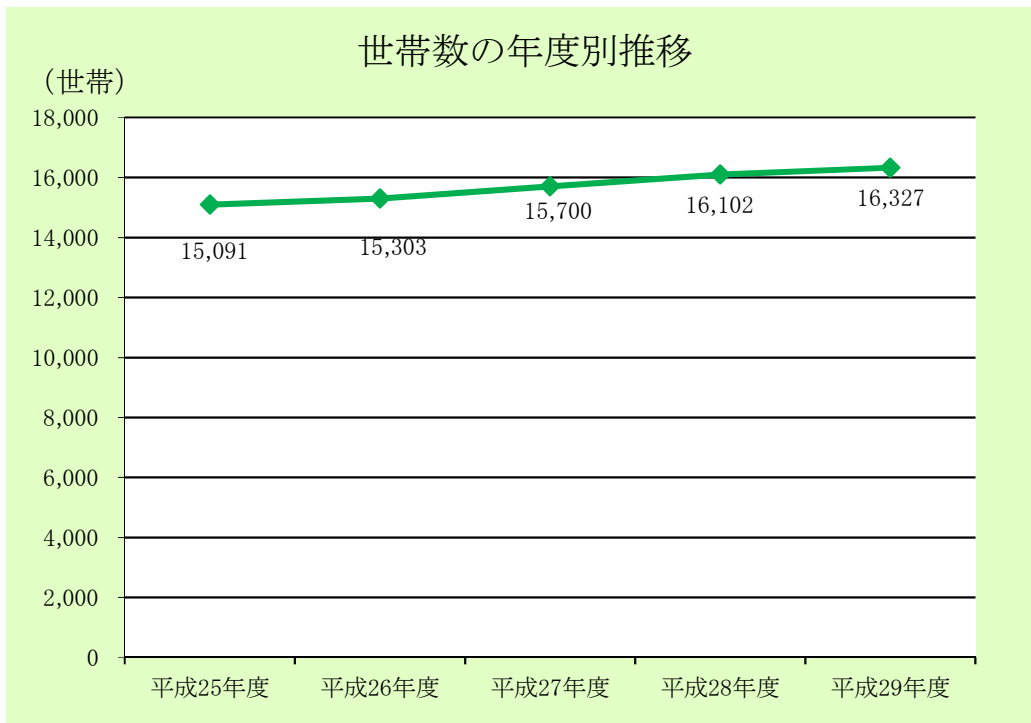
## 2 世帯数及び人口の年度別推移

各年度3月末日現在（単位：世帯、人）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
世帯数		15,091	15,303	15,700	16,102	16,327
人 口	男	19,377	19,248	19,346	19,563	19,546
	女	20,384	20,365	20,494	20,629	20,511
	合計	39,761	39,613	39,840	40,192	40,057
1世帯当たり 平均世帯人数		2.6	2.6	2.5	2.5	2.5

資料：加東市人口統計（地区別人口世帯数統計表）

※ 外国人住民が世帯数、人口に含まれています。





### 3 税務機構その他

#### (1) 税務課事務分掌

平成30年4月1日現在

部 名	課 名	係名等	事務分掌
総務 財政部	税務課	住民税係 資産税係 徴収係	(1) 市民税(個人県民税を含む。)の調査、賦課及び減免に関する こと。
			(2) 個人県民税の報告及び徴収事務委託金に関する こと。
			(3) 法人市民税の調査、賦課及び減免に関する こと。
			(4) 軽自動車税の調査、賦課及び減免に関する こと。
			(5) 軽自動車税の標識の交付に関する こと。
			(6) 自動車臨時運行許可に関する こと。
			(7) 市たばこ税の調査及び賦課に関する こと。
			(8) 鉱産税の調査及び賦課に関する こと。
			(9) 入湯税の調査及び賦課に関する こと。
			(10) 国民健康保険税の調査及び賦課に関する こと。
			(11) 税の証明の発行に関する こと。
			(12) 固定資産税及び都市計画税の賦課及び減免に関する こと。
			(13) 固定資産の調査及び評価に関する こと。
			(14) 固定資産の価格等の決定及び修正に関する こと。
			(15) 土地家屋の台帳及び名寄帳並びに償却資産台帳の整理に関する こと。
			(16) 国有資産等所在市町村交付金に関する こと。
			(17) 市税及び国民健康保険税の収納に関する こと。
			(18) 市税及び国民健康保険税の納付督促、納税相談並びに納税指導 に関する こと。
			(19) 市税及び国民健康保険税の徴収並びに滞納処分に関する こと。
			(20) 市税及び国民健康保険税の滞納処分の執行停止並びに不納欠損に 関する こと。
			(21) 税収見込み及び税収決算に関する こと。
			(22) 課の庶務に関する こと。

#### (2) 税務課職員の内訳

職員数 18

平成30年4月1日現在 (単位:人)

		課 長	副課長	係長	主査	主 事	係合計	日々雇用職員	TEL
税務課	住民税係	1	1	1	1	3	5	3	43-0396
	資産税係			1	1	2	4		43-0395
	徴収係					副課長兼務	2		2

※ その他税務課員  
納税相談員 1人

#### 4 平成30年度一般会計歳入・歳出当初予算額

(単位：千円、%)

歳 入			歳 出		
款	予算額	構成比	款	予算額	構成比
1 市 税	6,577,479	33.8	1 議会費	165,598	0.8
2 地方譲与税	165,000	0.8	2 総務費	2,421,038	12.4
3 利子割交付金	4,000	0.0	3 民生費	6,516,719	33.4
4 配当割交付金	30,000	0.2	4 衛生費	1,543,787	7.9
5 株式等譲渡所得割交付金	30,000	0.2	5 労働費	46,308	0.2
6 地方消費税交付金	740,000	3.8	6 農林水産業費	742,696	3.8
7 ゴルフ場利用税交付金	299,000	1.5	7 商工費	362,430	1.9
8 自動車取得税交付金	54,000	0.3	8 土木費	2,792,435	14.3
9 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	11,000	0.1	9 消防費	869,453	4.5
10 地方特例交付金	28,000	0.1	10 教育費	2,065,100	10.6
11 地方交付税	3,700,000	19.0	11 —	—	—
12 交通安全対策特別交付金	7,000	0.0	12 公債費	1,912,436	9.8
13 分担金及び負担金	65,448	0.3	13 —	—	—
14 使用料及び手数料	260,666	1.3	14 予備費	50,000	0.3
15 国庫支出金	2,082,019	10.7	\		
16 県支出金	1,303,092	6.7			
17 財産収入	72,810	0.4			
18 寄附金	35,500	0.2			
19 繰入金	910,024	4.7			
20 繰越金	100,000	0.5			
21 諸収入	432,862	2.2			
22 市 債	2,580,100	13.2			
歳入合計	19,488,000	100.0		歳出合計	19,488,000

資料：平成30年度加東市予算書

※ 小数点第2位を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。

## 5 平成29年度一般会計歳入・歳出決算額

(単位：千円、%)

歳 入			歳 出		
款	収入済額	構成比	款	支出済額	構成比
1 市 税	6,851,153	33.4	1 議会費	160,961	0.8
2 地方譲与税	171,966	0.8	2 総務費	2,738,626	13.7
3 利子割交付金	10,257	0.0	3 民生費	6,128,103	30.6
4 配当割交付金	36,908	0.2	4 衛生費	1,566,541	7.8
5 株式等譲渡所得割交付金	37,263	0.2	5 労働費	45,342	0.2
6 地方消費税交付金	734,068	3.6	6 農林水産業費	858,300	4.3
7 ゴルフ場利用税交付金	313,226	1.5	7 商工費	317,505	1.6
8 自動車取得税交付金	62,934	0.3	8 土木費	2,267,241	11.3
9 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	11,953	0.1	9 消防費	2,001,067	10.0
10 地方特例交付金	26,644	0.1	10 教育費	1,992,994	9.9
11 地方交付税	3,973,307	19.4	11 災害復旧費	38,634	0.2
12 交通安全対策特別交付金	6,218	0.0	12 公債費	1,935,573	9.7
13 分担金及び負担金	102,179	0.5	13 —	—	—
14 使用料及び手数料	273,124	1.3	14 予備費	0	0.0
15 国庫支出金	1,970,049	9.6			
16 県支出金	1,441,895	7.0			
17 財産収入	44,429	0.2			
18 寄附金	90,590	0.4			
19 繰入金	399,770	1.9			
20 繰越金	224,212	1.1			
21 諸収入	522,874	2.5			
22 市 債	3,211,700	15.7			
歳入合計	20,516,721	100.0	歳出合計	20,050,886	100.0

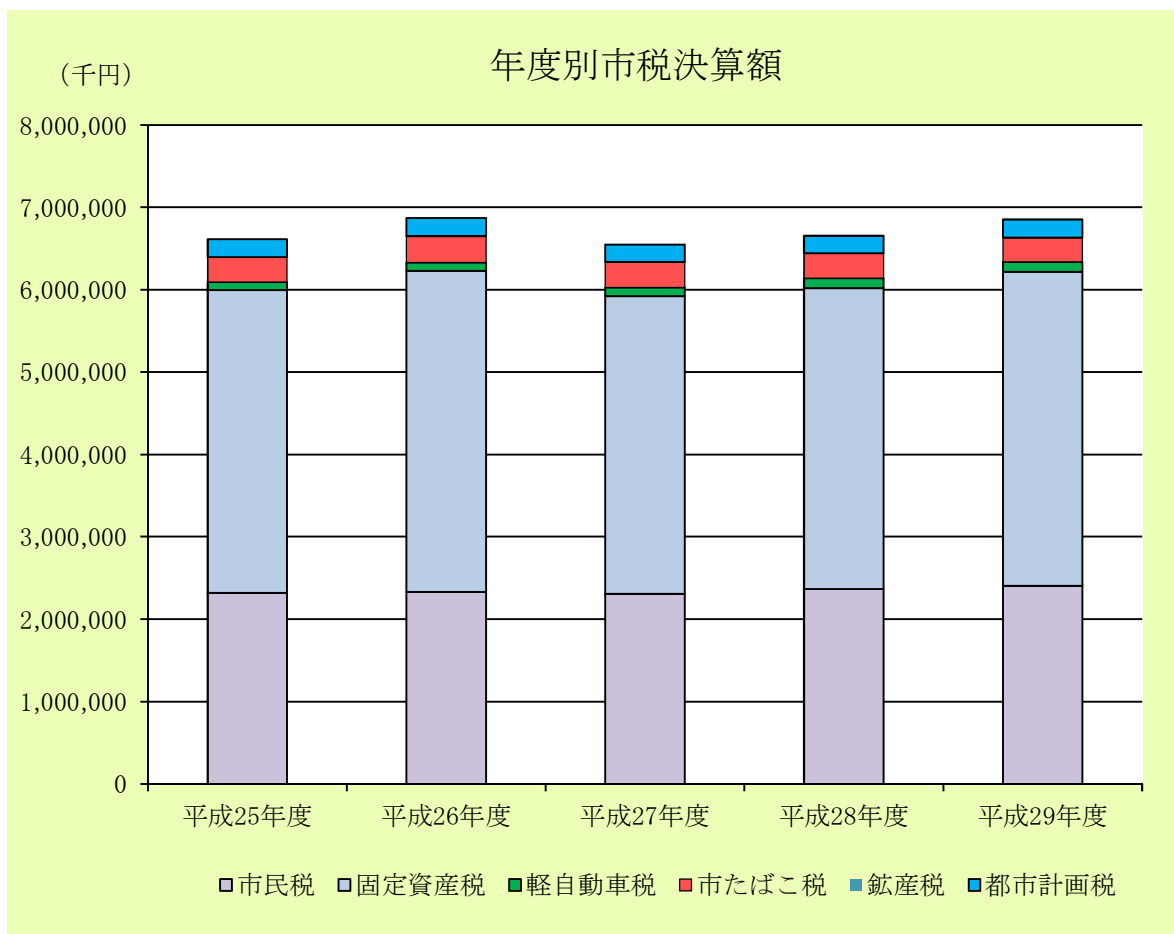
資料：平成29年度加東市歳入歳出決算書

※ 千円未満、小数点第2位を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。

## 6 市税決算額の年度別推移

	平成25年度			平成26年度		
	収入済額	前年比	構成比	収入済額	前年比	構成比
1 市民税	2,318,640	—	35.0	2,331,340	100.5	34.0
(1) 個人	1,788,106	—	27.0	1,766,734	98.8	25.8
(2) 法人	530,534	—	8.0	564,606	106.4	8.2
2 固定資産税	3,675,679	—	55.5	3,898,351	106.1	56.8
(1) 固定資産税	3,668,469	—	55.3	3,891,255	106.1	56.7
(2) 固有資産等所在市町村交付金	7,210	—	0.1	7,096	98.4	0.1
3 軽自動車税	100,498	—	1.5	101,907	101.4	1.5
4 市たばこ税	317,925	—	4.8	306,895	96.5	4.5
5 鉱産税	2,406	—	0.0	2,976	123.7	0.0
6 都市計画税	213,451	—	3.2	217,575	101.9	3.2
合計	6,628,599	—	100.0	6,859,044	103.5	100.0

※ 小数点第2位を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。

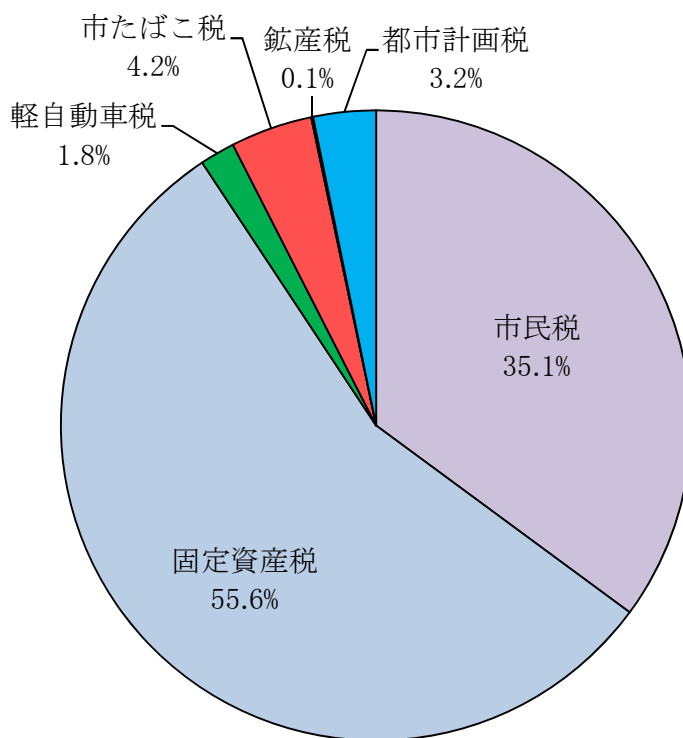


(単位：千円、%)

平成27年度			平成28年度			平成29年度		
収入済額	前年比	構成比	収入済額	前年比	構成比	収入済額	前年比	構成比
2,309,476	99.1	35.3	2,364,565	102.4	35.5	2,405,100	101.7	35.1
1,812,892	102.6	27.7	1,837,063	101.3	27.6	1,874,812	102.1	27.4
496,584	88.0	7.6	527,502	106.2	7.9	530,288	100.5	7.7
3,614,923	92.7	55.2	3,655,310	101.1	54.9	3,809,857	104.2	55.6
3,608,565	92.7	55.1	3,649,553	101.1	54.8	3,804,180	104.2	55.5
6,358	89.6	0.1	5,758	90.6	0.1	5,677	98.6	0.1
103,233	101.3	1.6	119,277	115.5	1.8	124,473	104.4	1.8
300,797	98.0	4.6	300,094	99.8	4.5	289,145	96.4	4.2
3,164	106.3	0.0	2,926	92.5	0.0	3,426	117.1	0.1
211,661	97.3	3.2	212,786	100.5	3.2	219,152	103.0	3.2
6,543,254	95.4	100.0	6,654,958	101.7	100.0	6,851,153	102.9	100.0

資料：地方財政状況調査表、加東市歳入歳出決算書

### 平成29年度市税決算額に占める各税目の割合



## 7 住民一人当たりの市税額

平成30年4月1日現在（単位：円、人）

年 度	市税額	人 口	市税額／人口
平成30年度（当初予算）	6,577,479,000	40,057	164,203

資料：財政事情公表

## 8 市税1万円のつかいみち

みなさんに納めていただく市税を1万円に換算すると、およそ次のように使われます。



※ 平成30年度当初予算に対する一般財源の割合であん分計算しています。

## 第2章 わたしたちの市税





# 1 市税の種類

## ●市税の役割

みなさんに納めていただいた税金は、福祉や都市基盤の整備、教育、防災など様々な公共サービスを提供するために用いています。地域社会に必要な費用を、地域社会の住民のみなさんで負担するというかたちですが、税金はサービスを受けた割合に応じて負担していただくということではなく、その方に所得があるかないか、また所得や資産に応じて納めていただくことになっています。



### 市民税

市民税には、個人と法人の市民税があり、個人市民税は、個人の前年の所得に対してかかる税金です。法人市民税は、法人の所得に対してかかる法人税（国税）に基づいてかかる税金です。

### 固定資産税



土地・家屋・償却資産の資産価値に応じて、その資産を所有している方にかかる税金です。

### 軽自動車税



原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車に対し、主たる定置場の所在地において、所有している方にかかる税金です。

### 市たばこ税

たばこの製造者などが市内の小売販売業者に売り渡したたばこにかかる税金です。



### 鉱産税

鉱物の掘採事業に対し、鉱業者にかかる税金です。



### 都市計画税

都市施設の建設・整備などの都市計画事業に充てるため、市街化区域内の土地・家屋を所有している方にかかる税金です。



### 国民健康保険税

国民健康保険加入者の医療費など、国民健康保険事業に充てるため、国民健康保険加入者の属する世帯主にかかる税金です。



### 入湯税

環境衛生施設、観光施設などの整備に充てるため、鉱泉浴場いわゆる温泉に入浴される方にかかる税金です。

## 市税

### 普通税

使い道が特定されず、どのような事業等にも使うことができる税金です。

### 目的税

使い道が特定されている税金です。

## 2 市民税

### ●市民税とはどんな税金？

市民税は、所得などに応じて負担していただく税金で、個人市民税と法人市民税があります。

### 【個人市・県民税】

### ●個人市・県民税とはどんなもの？

個人市民税は、所得の額にかかわらず一定の額がかかる均等割と、前年の所得に応じてかかる所得割があります。

また、個人県民税は課税のしくみが個人市民税と同じであるため、税金を納めていただく方(以下「納税義務者」といいます。)が個人市民税とともに市へ納めていただいたものを市から兵庫県へ払い込んでいます。

個人市民税と個人県民税は、両方の税金をあわせて「住民税」または「市・県民税」と呼んでいます。

### ●誰に税金がかかるの？

その年の1月1日現在、次の表にあてはまる方です。

納税義務者	均等割	所得割
市内に住所のある方	○	○
市内に事務所、事業所または家屋敷がある方で 市内に住所がない方	○	

### ●個人市・県民税がかからないのはどんな方？

◎均等割・所得割どちらもかからない方（非課税）

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ・障害者、未成年者、寡婦または寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の方
- ・前年の合計所得金額が次の算定で求めた額以下の方

$$28\text{万円} \times (\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数} \text{ ※1} + 1) + 16\text{万}8\text{千円} \text{ ※2}$$

◎所得割だけがかからない方

- ・前年の総所得金額等が次の算式で求めた額以下の方

$$35\text{万円} \times (\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数} \text{ ※1} + 1) + 32\text{万円} \text{ ※3}$$

※1 扶養親族の数は、16歳未満の年少者を含みます。

※2 16万8千円は控除対象配偶者または扶養親族のある方に対してのみ加算されます。

※3 32万円は控除対象配偶者または扶養親族のある方に対してのみ加算されます。

## ●税額はどのように決まるの？

$$\boxed{\text{税額}} = \boxed{\text{均等割額}} + \boxed{\text{所得割額}}$$

### ◎均等割額

年5,800円（個人市民税3,500円 個人県民税2,300円）

個人県民税のうち800円は県民緑税です。緑の保全や再生を支えるために平成18年度から導入されています。

また、東日本大震災を契機として、市や県で実施する防災事業に必要な財源を確保するため、平成26年度から2033（平成35）年度までの10年間、均等割の税率が個人市民税500円、個人県民税500円の計1,000円引き上げられています。

### ◎所得割額の計算

$$\text{所得割額} = \text{課税所得金額} (\text{①所得金額} - \text{②所得控除額}) \times \text{③税率} - \text{④税額控除額}$$

①所得金額 一般に収入金額から必要経費を差し引いて計算します。

- ・利子所得 ・ 配当所得 ・ 不動産所得 ・ 事業所得 ・ 給与所得
- ・退職所得 ・ 山林所得 ・ 譲渡所得 ・ 一時所得 ・ 雑所得

②所得控除 配偶者や扶養親族がいるかどうか、病気や災害などで臨時的な出費があったかどうかなど個人的な事情に応じて所得金額から差し引きます。

- ・雑損控除 ・ 医療費控除 ・ 社会保険料控除 ・ 生命保険料控除
- ・小規模企業共済等掛金控除 ・ 地震保険料控除 ・ 寡婦控除 ・ 寡夫控除
- ・障害者控除 ・ 勤労学生控除 ・ 配偶者控除 ・ 配偶者特別控除
- ・扶養控除 ・ 基礎控除

③税率 一律10%（個人市民税 6% 個人県民税 4%）

④税額控除 計算した税額から一定額を差し引きます。

- ・調整控除 ・ 配当控除 ・ 外国税額控除 ・ 住宅借入金等特別税額控除
- ・寄附金税額控除 ・ 配当割額控除 ・ 株式等譲渡所得割控除

## ●個人市・県民税の減免制度とはどんなもの？

個人市・県民税には、次のような減免制度があります。

### ◎対象者

①年の途中から生活保護法の規定による生活扶助を受けられた方

②所得皆無者および激減者

・退職、失業、休職などにより3か月以上無給の状態（事業の休業、廃業の状態にある場合を含む。）が続いており、申請日時点においても無給の状態にある方で、次の条件をすべて満たす方

- ・申請日において、納期未到来分の市・県民税があること
- ・前年の合計所得が400万円以下で、申請者、申請者の配偶者および健康保険の扶養義務者の前年の合計所得金額の合計額が600万円以下
- ・本年の普通所得金額（非課税収入を含む。）の見込額および本年に受給した退職手当などの収入金額の合計額が前年の普通所得金額（非課税収入を含まない。）の2分の1以下
- ・前年の退職手当などの収入金額が250万円以下
- ・申請者の申請日現在における預貯金の合計額が一定額以下

③学生または生徒

その年の1月1日現在、勤労学生控除の対象である学生または生徒（所得65万円以下かつ給与所得以外の所得が10万円以下）で、他の親族の健康保険の被扶養者となっていない方

### ◎減免額

上の対象者のうち、

①または③の場合 ⇒ 個人市・県民税の均等割額、所得割額を全額免除します。

②の場合 ⇒ 下表のとおり減免します。

事由 前年合計 所得金額	非自発的事由による離職、 疾病・負傷による休職		その他の事由	
	前年普通所得の 1/4を超え 1/2以下	前年普通所得の 1/4以下	前年普通所得の 1/4を超え 1/2以下	前年普通所得の 1/4以下
150万円以下	所得割額の 80%	所得割額の 100%	所得割額の 70%	所得割額の 90%
250万円以下	所得割額の 60%	所得割額の 80%	所得割額の 50%	所得割額の 70%
400万円以下	所得割額の 30%	所得割額の 50%	所得割額の 20%	所得割額の 40%

※ 減免決定日の後に納期が到来する分の個人市・県民税が減免の対象となります。

## ●個人市・県民税はどのように納めるの？

特別徴収、普通徴収により納めていただきます。

### ◎特別徴収 … 給与からの特別徴収

会社などにお勤めの方の場合、市の通知に基づき、お勤め先が1年分の税額を12回に分けて給与から天引きし、市へ納入する方法です。

### … 年金からの特別徴収

年金を受けている方の場合、市の通知に基づき、年金支払者が1年分の税額を6回に分けて年金から天引きし、市へ納入する方法です。

※ 次の条件すべてに当てはまる方が対象です。

- ① 4月1日現在、公的年金などを受給されている満65歳以上の方
- ② 公的年金などにかかる所得に対して個人市・県民税が課税される方
- ③ 年額18万円以上の老齢基礎年金、老齢年金、退職年金などを受給されている方
- ④ 1月1日以降引き続き市内にお住まいの方
- ⑤ 介護保険料が年金から天引きされている方
- ⑥ 公的年金にかかる個人市・県民税が老齢基礎年金などの給付額の年額を超えない方

◎普通徴収 … 自営業の方などが、市から送付する納付書または口座振替で、自ら納付する方法です。



## 【法人市民税】

### ●法人市民税とはどんな税金？

法人市民税は、市内に事務所や事業所または寮などがある法人にかかる税金で、法人の規模に応じて決まる均等割と、法人の所得（法人税の税額）に応じて決まる法人税割とがあります。

### ●誰に税金がかかるの？

納税義務者	均等割	法人税割
市内に事務所や事業所がある法人	○	○
市内に事務所や事業所はないが、寮などがある法人	○	△
市内に事務所や事業所などがある法人課税信託の引受けを行う個人	△	○

### ●税額はどのように決まるの？

$$\boxed{\text{税額}} = \boxed{\text{均等割額}} + \boxed{\text{法人税割額}}$$

#### ◎均等割額

資本金などの額と算定期間（事業年度）末日現在の従業者の数によって決まります。決算が赤字であっても、事務所などがあれば均等割はかかります。事業年度の途中で事務所などを新設または廃止された場合は、事務所などのあった月数に応じて計算します。

資本金などの額 ※1	市内の従業者数	税額	区分
50億円を超える	50人を超える	年額 300万円	第9号
10億円を超え50億円以下	50人を超える	年額 175万円	第8号
50億円を超える	50人以下	年額 41万円	第7号
10億円を超え50億円以下			
1億円を超え10億円以下	50人を超える	年額 40万円	第6号
	50人以下	年額 16万円	第5号
1千万円を超え1億円以下	50人を超える	年額 15万円	第4号
	50人以下	年額 13万円	第3号
1千万円以下	50人を超える	年額 12万円	第2号
	50人以下	年額 5万円	第1号
① 公共法人および公益法人（地方税法296条第1項により非課税のものを除く。）			
② 人格のない社団など			
③ 一般社団法人および一般財団法人（非営利型を除く。）			
④ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの（①～③の法人を除く。）			

◎法人税割額の計算

$$\boxed{\text{法人税割額}} = \boxed{\text{法人税額(国税)}} \times \boxed{\text{税率}}$$

2以上の市町村に事務所などがある法人は、法人税額を従業者数で均分して計算します。  
事業年度の途中で事務所などを新設または廃止された場合は、事務所などのあった月数に応じて計算します。

□税率

平成26年9月30日以前に開始した事業年度	12.3%
平成26年10月1日以後に開始した事業年度	9.7%

●法人市民税の申告はどうするの？

事業年度が終了した日の翌日から2か月以内に申告し、納税する申告納税制度となっています。

申告区分		申告納付税額 (A) + (B)		申告・納付期限
		法人税割額 (A)	均等割額 (B)	
中間申告 ※1	予定申告	前事業年度の確定法人税割額×6÷前事業年度の月数	年税額×事務所などの所在月数÷12	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
	仮決算による 中間申告	事業年度開始の日以後6か月の期間を1つの事業年度とみなして計算した法人税額を基に計算した額		
確定申告		確定法人税割額－中間申告納付額	年税額－中間申告納付額	事業年度終了の日の翌日から2か月以内(原則)※2

※1 法人税(国税)において、中間申告をする必要のない法人は、法人市民税においても中間申告の必要はありません。

※2 法人税(国税)について税務署長から提出期限延長の承認を受けている場合は、法人市民税の提出期限も延長となります。

●どのような場合に届出が必要なの？

市内で法人を新たに設立または市外に本社がある法人が事務所などを開設した場合や、事務所などを移転または廃止した場合など、すでに市に届出をしている法人の内容に異動があった場合は届出が必要です。



## ●法人市民税の減免制度とはどんなもの？

法人市民税には、次のような減免制度があります。

### ◎対象となる法人

- ①収益事業を行わない公益社団法人および公益財団法人
- ②収益事業を行わない特定非営利活動法人
- ③次の条件をすべて満たす自治会
  - ・収益事業による収入が、自治会が行う公益目的事業に全額使用されていること
  - ・法人税申告書の「所得金額または欠損金額」が「法人税額、法人税割額、均等割額」の合計額を下回っていること

### ◎減免額

上の法人のうち、

- ①または②の法人の場合 ⇒ 均等割額を全額免除します。
- ③の場合 ⇒ 「法人税額、法人税割額、均等割額」の合計額から「所得金額または欠損金額（千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）」を控除した額を均等割額から減免します。





### 3 固定資産税・都市計画税

#### 【固定資産税】

##### ●固定資産税とはどんな税金？

固定資産税は、土地・家屋・償却資産（以下「固定資産」といいます。）が市町村に所在することによって受ける行政サービスと資産価値に着目して、相応の負担をしていただく税金です。具体的には、固定資産を所有している方に、その固定資産の価格を基に算定された税額を納めていただきます。

##### ●どんなものが固定資産になるの？

土地	田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、雑種地
家屋	住宅、店舗、倉庫、事務所、工場、その他の建物
償却資産	会社や個人が、事業のために用いる機械、器具、備品など

##### ●誰に税金がかかるの？

その年の1月1日現在、市内に固定資産を所有している次の方です。

土地	登記簿または土地補充課税台帳	} にそれぞれ所有者として登記または登録されている方
家屋	登記簿または家屋補充課税台帳	
償却資産	償却資産課税台帳	

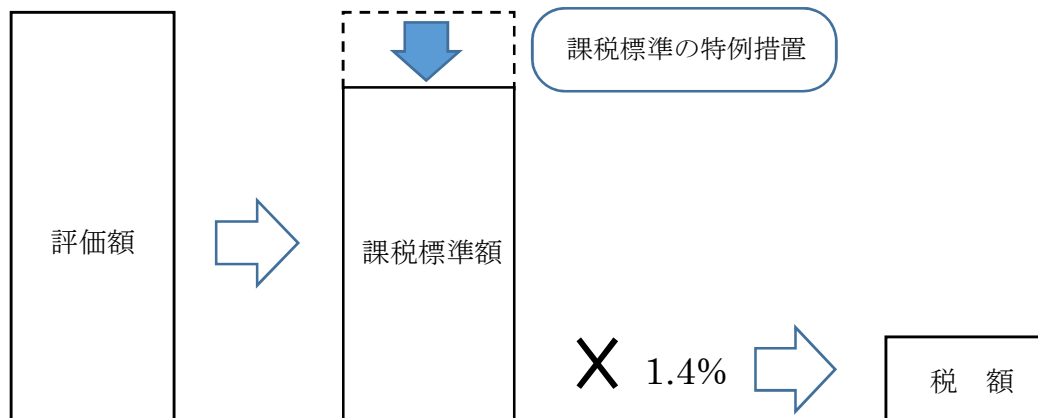
ただし、所有者として登記されている方が1月1日以前に死亡している場合には、1月1日現在でその固定資産を現に所有している方（相続人など）が納税義務者となります。

##### ●税額はどのように決まるの？

$$\boxed{\text{税額}} = \boxed{\text{課税標準額}} \times \boxed{\text{税率 (1.4\%)}}$$

課税標準額は、固定資産の評価額から求めます。

◎固定資産税の基本的な計算方法（イメージ）



## ●固定資産の価格（評価額）はどのように決まるの？

固定資産の価格は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて評価・決定し、固定資産課税台帳に登録します。

### 土地および家屋

基準年度（3年ごと）に価格を決定し、原則として次の基準年度までその価格を据え置きます。

ただし、新たに固定資産税の課税対象となった土地・家屋、土地の地目の変換、家屋の増築などがあれば、新たに評価して価格を決定します。

また、宅地の評価において地価の下落が認められる場合は、地価の下落を適切に反映するために簡易な方法により評価額を下落修正（時点修正）します。

### 償却資産

償却資産の取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応じた価値の減少（減価）を考慮して価格を決定します。

### ◎評価の方法

#### 土地

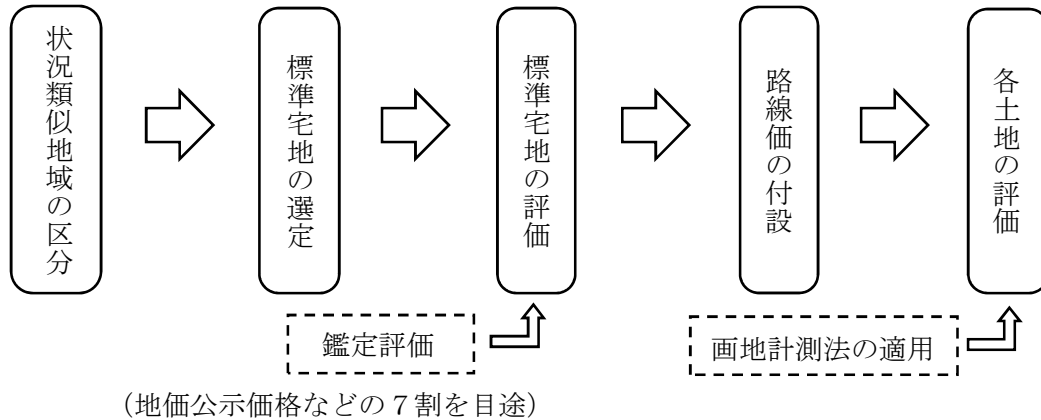
土地は利用形態によって価格形成要因が異なるため、現況の利用分類（地目）により評価します。現況地目は、土地の現況および利用目的に重点を置き、状況が同一な範囲を一団の土地（画地）として認定します。

#### □固定資産評価基準における地目

- ①田 農耕地で用水を利用して耕作する土地
- ②畑 農耕地で用水を利用しないで耕作する土地
- ③宅地 建物の敷地およびその維持もしくは効用を果たすために必要な土地
- ④鉱泉地 鉱泉の湧出口およびその維持に必要な土地
- ⑤池沼 かんがい用水でない水の貯溜池
- ⑥山林 耕作の方法によらないで竹木が生育する土地
- ⑦牧場 家畜を放牧する土地
- ⑧原野 耕作の方法によらないで雑草、かん木類が生育する土地
- ⑨雑種地 上記のいずれにも該当しない土地

□宅地の評価のしくみ（宅地比準の土地を含む）

（例）市街地の宅地の評価のながれ



基準年度ごとに評価額の見直しを行い、時点修正して価格を決定します。

平成30年度が基準年度にあたるので、平成30年度の宅地の価格（評価額）は、平成29年1月1日の地価公示価格などの7割で評価した価格に、平成29年1月1日から平成29年7月1日までの半年間の地価下落を反映した時点修正後の価格になります。

□その他の地目の評価のしくみ

売買実例や付近の土地の評価額に基づく方法などにより評価します。

ただし、市街化区域農地や転用許可を受けた農地、宅地に比準する雑種地などについては、宅地の評価方法に準じて評価します。

（参考）

◎公的評価のちがい

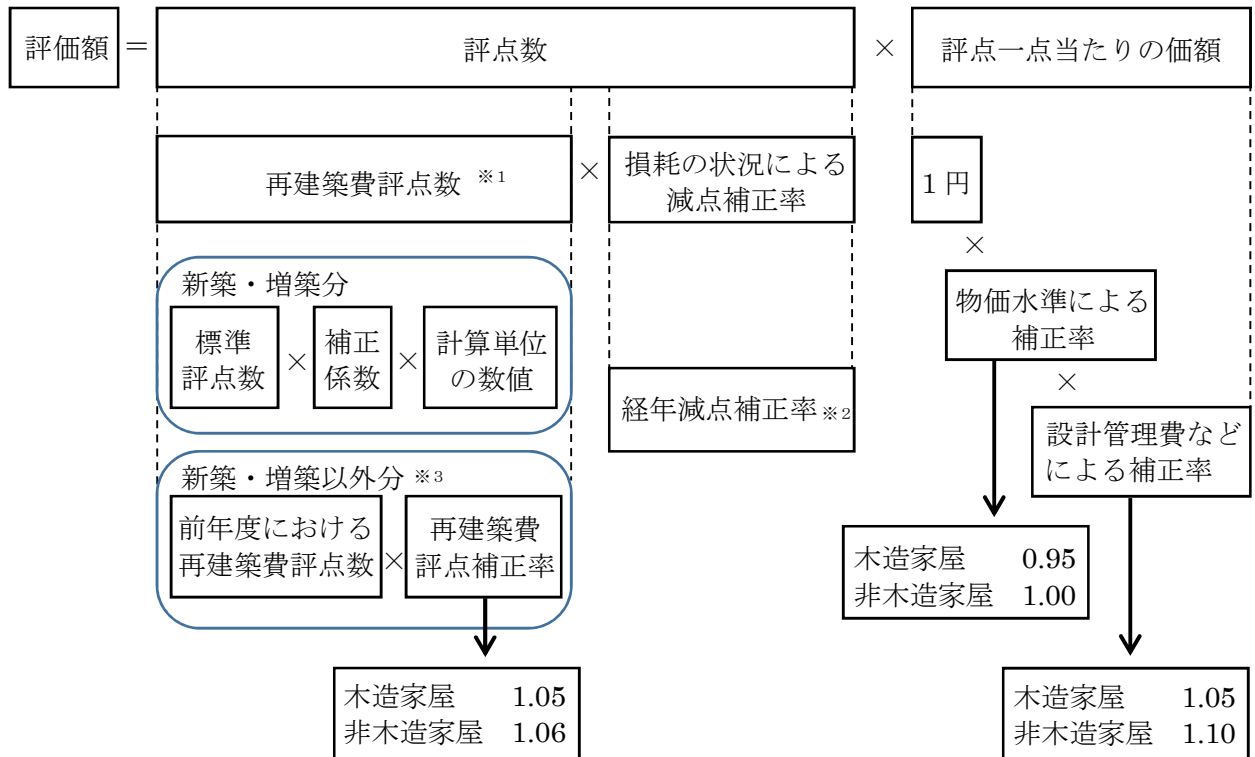
土地の価格は、公的価格として次の4つがあります。

区分	地価公示	都道府県地価調査	相続税評価	固定資産税評価
評価機関	国土交通省 土地鑑定委員会	都道府県知事	国税局長	市町村長
目的	適正な時価の形成	土地取引の規制	相続税・贈与税の課税	固定資産税の課税
地目	宅地、宅地見込地 (山林など)	宅地、宅地見込地 (山林など)	宅地、田、畑、山林、その他	宅地、田、畑、山林、その他
法令	地価公示法第2条第1項	国土利用計画法施行令第9条第1項	相続税法第22条	地方税法第341条第5号
価格時点	毎年1月1日	毎年7月1日	毎年1月1日	基準年度の前年の1月1日
価格水準	10割	10割	地価公示価格の8割	地価公示価格の7割を目途

## 家屋

家屋の価格は、屋根、外壁、内壁、天井、床、建具、設備などにつき、それぞれに使用されている材料の種類や数量を実際に調査して評価します。

### □家屋の評価のしくみ



(注) 各数値は平成30年度基準のものです。

- ※1 再建築費は、評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点において新築する場合に必要な建築費をいいます。この再建築費は、業者の利潤などを含まないで、実際の建築費とは異なります。
- ※2 経年減点補正率は、家屋の建築後の年数の経過によって生ずるいたみ具合による価値の減少を率であらわしたものです。
- ※3 新築・増築家屋以外の家屋（在来分家屋）で基準年度に計算し直した評価額が前年度より高い場合は、前年度の評価額に据え置きます。

## 償却資産

土地、家屋以外の事業用の資産（償却資産）は、取得価額を基に経過年数に応じた価値の減少（減価）を考慮して評価します。

償却資産をお持ちの方は、その年の1月1日現在の資産状況（種類、名称、取得年月、取得価額、耐用年数など）を記載した償却資産申告書を、1月31日までに提出していただくことになっています。

### □償却資産の対象となるもの

資産の種類	資産の例
構築物	門、塀、舗装路面、鉄塔、広告塔など
機械、装置	加工・製造機械、建設機械、運搬機械、太陽光発電設備など
工具、器具、備品	医療機器、測定工具、冷暖房器具、机、いす、ロッカーなど
その他	船舶、貨車、客車、航空機など

### □償却資産の対象とならないもの

- ①土地、建物
- ②無形減価償却資産（鉱業権、漁業権、特許権など）
- ③取得価額が10万円未満の資産で法人税法などの規定により一時に損金算入されたもの（少額償却資産）
- ④取得価額が20万円未満の資産で法人税法などの規定により3年間で一括して均等償却するもの（一括償却資産）
- ⑤自動車税又は軽自動車税の対象となるもの

### □償却資産の評価のしくみ

前年中に取得された償却資産

$$\boxed{\text{評価額}} = \boxed{\text{取得価額 ※1}} \times \boxed{(1 - \text{減価率 ※2} \div 2)}$$

前年より前に取得した償却資産

$$\boxed{\text{評価額}} = \boxed{\text{前年度の評価額}} \times \boxed{(1 - \text{減価率})}$$

※1 取得価額は、原則として法人税の取得価額と同額です。

※2 減価率は、原則として法定耐用年数（財務省令）に応じて決められた率です。計算した評価額が取得価額の5%を下回るときは、取得価額の5%を評価額とします。

## ●課税標準額とはどんなもの？

課税標準額は税額を算出するための基準となるもので、原則として固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）です。課税標準の特例に該当する場合は、評価額より減額します。

### 土地

土地は、評価額が急激に上昇した場合でも税負担はゆるやかに上昇するよう、課税標準を徐々に是正する負担調整措置がとられています。今年度の評価額に対する前年度課税標準額の割合（負担水準）に応じて今年度の課税標準額を算定します。

#### □住宅用地の特例

居住用の家屋の敷地（住宅用地）は、税負担を特に軽減するため、次のとおり課税標準の特例措置を適用します。

- ・住宅用地のうち200㎡以下の部分（小規模住宅用地）は、評価額×1/6
- ・住宅用地のうち200㎡を超える部分（一般住宅用地）は、評価額×1/3

住宅用地以外の宅地（非住宅用地）は、評価額の70%を上限とします。

また市街化区域農地は、課税標準額を評価額の1/3とします。

### 家屋および償却資産

課税標準額は、原則として評価額と同額です。

## ●免税点について

市内に同一の方が所有している固定資産の課税標準額の合計額がそれぞれ次の金額（免税点）に満たない場合には、固定資産税はかかりません。

土地 30万円      家屋 20万円      償却資産 150万円

## ●固定資産税の減免制度とはどんなもの？

生活保護法の規定による生活扶助を受けた場合や火災、風水害などで固定資産が滅失、甚大な被害を受けた場合は、申請により減免を受けられることがあります。

## ●新築住宅に対する特例について

新築の一般住宅やマンションなどの居住用家屋で次にあてはまるものは、新築後の税額が減額になります。

#### □減額の要件

- ・居住割合 居住部分の床面積の割合が1棟の1/2以上のもの
- ・床面積 居住部分の床面積が1戸あたり50㎡（1戸建以外の貸家住宅は40㎡）以上280㎡以下のもの

□減額となる税額

- ・居住部分（1戸あたり120㎡まで）に相当する固定資産税額の1/2の額

□軽減期間

- ①一般の住宅(2階建てまで)は、3年間
- ②一般の住宅(3階建て以上の耐火構造)は、5年間
- ③認定長期優良住宅<sup>※1</sup>(2階建てまで)は、5年間
- ④認定長期優良住宅(3階建て以上の耐火構造)は、7年間

※1 認定長期優良住宅とは、住宅を長期にわたり使用するための措置が構造および設備に講じられた住宅です。



## 【都市計画税】

### ●都市計画税とはどんな税金？

都市計画税は、対象となる区域で道路や公園、下水道などを整備する都市計画事業または土地区画整理事業を計画的に行う財源に充てるための税金です。

### ●どの区域が課税になるの？

市街化区域、南山地区全域、天神西土地区画整理事業施行区域および天神東袴鹿谷土地区画整理事業施行区域が課税対象区域です。

### ●誰に税金がかかるの？

その年の1月1日現在、課税対象区域内に土地、家屋を所有している方です。

### ●税額はどうやって決めるの？

$$\boxed{\text{税額}} = \boxed{\text{課税標準額}} \times \boxed{\text{税率(0.2\%)}}$$

### ●課税標準額はどうやって決めるの？

#### 土地

都市計画税の課税標準額は、固定資産税に準じて計算します。

#### □住宅用地の特例

住宅用地には固定資産税と同じく、課税標準の特例措置があります。

- ・住宅用地のうち200㎡以下の部分（小規模住宅用地）は、評価額×1/3
- ・住宅用地のうち200㎡を超える部分（一般住宅用地）は、評価額×2/3

#### 家屋

原則として、固定資産税の課税標準額と同額です。

なお、新築住宅に対する税額の軽減措置は、都市計画税にはありません。

### ●免税点について

固定資産税について免税点未達となる場合は、都市計画税もかかりません。

### ●減免について

固定資産税が減免となる場合は、都市計画税も減免されます。



## 4 軽自動車税

### ●軽自動車税とはどんな税金？

軽自動車税は、軽自動車などを主として駐車する場所（主たる定置場）が市内にある原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車および小型特殊自動車を所有している方に負担していただく税金です。

### ●誰に税金がかかるの？

その年の4月1日現在、軽自動車などを所有している方です。

4月1日に廃車された場合はその年度分の税金はかかりませんが、4月2日以降に廃車や売却などをされた場合は、その年度分の税金がかかります（軽自動車税には自動車税（道府県税）のような月割課税制度はありません）。

### ●どこで手続きするの？

各車種の登録、廃車などの手続き場所は、次のとおりです。

新たに軽自動車などの所有者となった場合はその日から15日以内に、廃車など所有者でなくなった場合は30日以内に手続きが必要です。

- |   |  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 原動機付自転車・小型特殊自動車    | … 加東市役所総務財政部税務課（庁舎1階）<br>☎0795-43-0396 |
| <input type="checkbox"/> 三輪・四輪の軽自動車         | … 軽自動車検査協会兵庫事務所<br>☎050-3816-1847      |
| <input type="checkbox"/> 二輪の軽自動車または二輪の小型自動車 | … 神戸運輸監理部兵庫陸運部<br>☎050-5540-2066       |

※ 神戸ナンバーの車両は、加東自家用自動車協会で行えます（別途手数料が必要）。

- … 加東自家用自動車協会  
☎0795-42-0159

## ●各車両の税率は？

車種別の税率は次のとおりです。

### □原動機付自転車・二輪の軽自動車などの税率

車種		税率
原動機付自転車	総排気量 50cc 以下	2,000 円
	総排気量 50cc 超 90cc 以下	2,000 円
	総排気量 90cc 超 125cc 以下	2,400 円
	ミニカー（三輪以上で総排気量 50cc 以下）	3,700 円
軽自動車	二輪車（総排気量 125cc 超 250cc 以下）	3,600 円
小型特殊自動車	農耕作業用（トラクター・コンバインなど）	1,600 円
	特殊作業用（フォークリフトなど）	5,900 円
二輪の小型自動車（総排気量 250cc 超）		6,000 円

### □三輪または四輪以上の軽自動車の税率

税率区分			初度検査年月 ※1 が H27. 3. 31 までの車両	初度検査年月が H27. 4. 1 以降の車両	初度検査年月から 13 年経過した車両 (重課税率) ※2
車種					
三輪（総排気量 660cc 以下）			3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪 (総排気量 660cc 以下)	乗 用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	貨 物 用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

※1 自動車検査証に記載されている「初度検査年月」に応じて適用されます。

※2 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車は重課税率の対象外です。

### □重課税率の適用年度

初度検査年月	重課税率適用年度
平成 16 年 4 月～平成 17 年 3 月	2018（平成 30）年度～
平成 17 年 4 月～平成 18 年 3 月	2019（平成 31）年度～
平成 18 年 4 月～平成 19 年 3 月	2020（平成 32）年度～
平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月	2021（平成 33）年度～

## ●軽課税率とはどんなもの？

軽課税率は、適用期間中に初めて車両番号の指定を受ける減税対象車（三輪以上の軽自動車）を取得する場合、翌年度分に限り適用されます。

### □適用期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日の期間中に取得：平成30年度分のみ

平成30年4月1日から平成31年3月31日の期間中に取得：平成31年度分のみ

### □軽課税率

税率区分			軽課税率		
			①75%軽減	②50%軽減	③25%軽減
三輪(総排気量660cc以下)			1,000円	2,000円	3,000円
四輪 (総排気量 660cc以下)	乗 用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円
	貨 物 用	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円

### □車種別の軽減区分

軽減区分	乗用	貨物用
①75%軽減	電気自動車・天然ガス自動車など	電気自動車・天然ガス自動車など
②50%軽減	平成32年度燃費基準+30%達成車	平成27年度燃費基準+35%達成車
③25%軽減	平成32年度燃費基準+10%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車

※ ①は平成21年排出ガス規制達成および窒素酸化物が基準値より10%以上低減達成車、または平成30年排出ガス規制達成車に限ります。②、③はいずれも平成17年排出ガス規制75%低減達成車、または平成30年排出ガス規制50%低減達成車に限ります。

## ●軽自動車税の減免制度とはどんなもの？

軽自動車税には、次のような減免制度があります。

### ◎障害のある方の軽自動車税の減免について

次の①、②の条件の両方に当てはまる車両が対象です。

①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（以下「身体障害者など」といいます。）が所有するもの、またはその方と生計を同じくする方が所有するもの。

②身体障害者など、その方と生計を同じくする方、またはその方を常時介護する方のいずれかが運転するもの。ただし、常時介護する方が運転する場合は、身体障害者などのみで構成されている世帯に限ります。

※ 対象となる車両は、身体障害者など一人につき1台に限ります。また、普通自動車で減免を受けられている方は、軽自動車税の減免を受けることはできません。

### ◎車両の構造に対する減免について

車両の構造が身体障害者などの利用のためのもの（車いす移動車・身体障害者輸送車または入浴車である特殊用途自動車として登録されたもの）が対象です。

## 5 国民健康保険税

### ●国民健康保険とはどんなもの？

国民健康保険は、保険に加入している方が病気やけがをしたときに、安心して医療を受けられるように保険税を出し合って支えあうための制度です。

### ●誰に税金がかかるの？

国民健康保険加入者の属する世帯の世帯主です。

※ 世帯主本人が国民健康保険に加入していなくても、同じ世帯に加入者がいる場合はその世帯主にかかります。

### ●税額はどのように決まるの？

税額	=	<b>所得割額</b> 世帯の加入者の前年中の所得に応じて計算します。	+	<b>均等割額</b> 世帯の加入者数に応じて計算します。	+	<b>平等割額</b> 一世帯に対して一定の金額がかかります。
----	---	--	---	----------------------------------	---	------------------------------------

国民健康保険税の総額は、その年に予測される医療費から国民健康保険加入者が病院などで支払う一部負担金と国などからの補助金を除いた金額になります。そのため、保険税の税率を毎年見直しています。

#### □平成30年度の税率

	医療給付費分 (全加入者)	後期高齢者支援金等分 (全加入者)	介護納付金分 (40歳以上65歳未満)
所得割額	加入者全員の基準総所得金額 ※1 ×6.64%	加入者全員の基準総所得金額×2.62%	加入者全員の基準総所得金額×2.10%
均等割額	加入者数×26,600円	加入者数×9,900円	加入者数×10,200円
平等割額	21,500円	7,600円	6,000円
賦課限度額	58万円	19万円	16万円

※1 基準総所得金額は、前年中の総所得金額から33万円を控除した金額をいいます。

#### □年度途中の加入または脱退

年度途中で国民健康保険に加入または脱退した場合の税額は、次のように計算します。

- ・年度途中で加入した場合 … 年間の税額 ÷ 12 × 加入した月から3月までの月数
- ・年度途中で脱退した場合 … 年間の税額 ÷ 12 × 4月から脱退した月の前月までの月数

## ●国民健康保険税の軽減制度とはどんなもの？

国民健康保険税には、主に次のような軽減制度があります。

### ◎平等割額の軽減（申請は不要です。）

国民健康保険に加入していた方が後期高齢者医療制度に移られたことにより、国民健康保険加入者が1人になった世帯（以下「特定世帯」といいます。）は、国民健康保険税の平等割額（介護納付金分を除く）を最大5年間、2分の1に減額します。

また、特定世帯に該当して5年経過後8年を超えない世帯は、国民健康保険税の平等割額（介護納付金分を除く）を最大3年間、4分の3に減額します。

### ◎低所得者に対する軽減（申請は不要です。）

世帯主、国民健康保険加入者および特定同一世帯所属者<sup>※1</sup>の前年中の所得に応じて均等割額と平等割額を次のとおり軽減します。国民健康保険に加入されていない世帯主の所得も、軽減判定の対象となります。

**7割軽減**…33万円以下の世帯

**5割軽減**…[33万円+加入者数(特定同一世帯所属者も含む)×27.5万円]以下の世帯

**2割軽減**…[33万円+加入者数(特定同一世帯所属者も含む)×50万円]以下の世帯

※1 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行後、継続して同一世帯に属する方をいいます。

### ◎非自発的失業者に対する軽減（申請が必要です。）

倒産、解雇など勤務先の会社の都合により離職を余儀なくされた雇用保険の特定受給資格者または特定の理由による自己都合で離職された特定理由離職者の方について、国保税の計算並びに高額療養費等の所得区分判定において、給与所得を30/100に軽減して算定するものです。（ただし、給与所得以外は100/100で算定）。この軽減を受けるためには加東市市民協働部保険医療課への申請が必要です。

#### □対象者

離職時に65歳未満で、雇用保険受給資格者証の離職理由の番号が11, 12, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34に該当される国民健康保険加入者の方

#### □軽減額

前年中の給与所得を30/100として算定

#### □軽減期間

離職日の翌日から翌年度末まで

◎後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減（申請が必要です。）

社会保険などの加入者本人が後期高齢者医療制度に移行したことにより、その被扶養者（65歳以上75歳未満）の方が国民健康保険に加入された場合（旧被扶養者）、当分の間、減免が受けられます。この減免を受けるためには、加東市市民協働部保険医療課への申請が必要です。

- ①旧被扶養者に係る所得割額が課税されません。
  - ②旧被扶養者に係る均等割額が半額になります。
  - ③旧被扶養者のみの国保世帯の場合は、平等割額が半額になります。
- ※ ②と③は7割または5割軽減世帯に該当する場合は除きます。

●国民健康保険税はどのように納めるの？

普通徴収、特別徴収により納めていただきます。

◎普通徴収

市から送付する納付書または口座振替により1年分の税額を8回に分けて納付する方法です。

◎特別徴収

年金支払者が1年分の税額を6回に分けて年金から天引きし、市へ納入する方法です。

※ 年金受給者で次の条件全てに当てはまる方が対象です。

- ①世帯主が国民健康保険加入者である方
- ②世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満である方
- ③1年間に受け取る年金額が18万円以上である方
- ④介護保険料が特別徴収である方
- ⑤国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が年金額の1/2を超えていない方



## 6 市たばこ税・鉱産税・入湯税

### 【市たばこ税】

#### ●市たばこ税とはどんな税金？

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者（以下「卸売販売業者など」といいます。）が、市内の小売販売業者に売り渡す製造たばこに対してかかる税金です。

#### ●誰に税金がかかるの？

卸売販売業者などにかかります。

※ 市たばこ税は、国のたばこ税、県のたばこ税とあわせて販売代金に含まれていますので、実際に税金を負担するのはたばこを買った消費者です。

#### ●税額はどのように計算するの？

$$\boxed{\text{税 額}} = \boxed{\text{売り渡しの合計本数}} \times \boxed{\text{税 率}}$$

#### ◎税 率

【製造たばこ】 1,000本につき5,692円

【旧3級品の製造たばこ】 1,000本につき4,000円

※ 旧3級品の製造たばことは、わかば・エコー・しんせい・ゴールデンバット・ウルマ・バイオレットの6銘柄を指します。

※ 2018（平成30）年10月1日から製造たばこの税率が引き上げられていますが、激変緩和の観点から経過措置が講じられ、段階的に税率が変わります。旧3級品の製造たばこについては、2019（平成31）年10月1日の税率引き上げ以降、次のとおり製造たばこと同じ税率になります。

#### □税率（1,000本あたり）

期 間	製造たばこ	旧3級品の製造たばこ
2018（平成30）年4月1日から	5,262円	4,000円
2018（平成30）年10月1日から	5,692円	↓
2019（平成31）年10月1日から	↓	5,692円
2020（平成32）年10月1日から	6,122円	6,122円
2021（平成33）年10月1日以降	6,552円	6,552円

#### 【加熱式たばこ】

加熱式たばこについては、製造たばこの本数に換算して上表の税率を適用します。

加熱式たばことは、たばこまたはたばこを含むものを燃焼せず、加熱して、たばこの成分を吸引により喫煙し得る状態に製造された製造たばこをいいます。



2018（平成30）年10月1日から換算方式が見直されました。重量および小売定価をもとに、次のとおりの計算式で製造たばこの本数に換算することとされています。

加熱式たばこ1箱の製造たばこの本数への換算値＝A＋B＋C

A＝加熱式たばこ1箱当たりの重量（巻紙、フィルター等の重量を含む）×0.8（注2）

B＝ $\frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの重量（巻紙、フィルター等の重量を除く）}}{0.4\text{g}}$ ×0.5×0.2（注3）

C＝ $\frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの小売定価（消費税抜き）}}{\text{製造たばこ1本当りの平均小売価格（注1）}}$ ×0.5×0.2（注3）

（注1）「製造たばこ1本当りの平均小売価格」とは、製造たばこ1本当りの国および地方のたばこ税ならびにたばこ特別税に相当する金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいいます。

（注2・3）加熱式たばこの製造たばこの本数への換算方法の見直しについては、2018（平成30）年10月1日から2022（平成34）年10月1日までにかけて、次のとおり段階的に行うこととされています。

期 間		（注2）の率	（注3）の率
経過措置	2018（平成30）年10月1日から	0.8	0.2
	2019（平成31）年10月1日から	0.6	0.4
	2020（平成32）年10月1日から	0.4	0.6
	2021（平成33）年10月1日から	0.2	0.8
	2022（平成34）年10月1日から	—	1.0

### ●いつ納めるの？

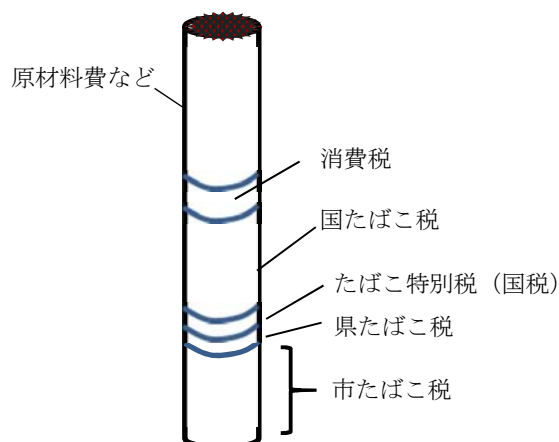
卸売販売業者などが、毎月の売り渡し分をまとめて翌月末日までに申告し、納付します。

### ●たばこにはどんな税金がかかっているの？

たばこ一箱（20本入り、440円）に含まれる税金は次のようになっています。

	内訳額	構成比
原材料費など	162.53 円	37.0%
消費税	32.59 円	7.4%
国たばこ税	106.04 円	24.1%
たばこ特別税（国税）	16.40 円	3.7%
県たばこ税	17.20 円	3.9%
市たばこ税	105.24 円	23.9%
合 計	440 円	100.0%

（平成30年4月1日現在）



※ 平成30年10月1日から国のたばこ税、道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率が引き上げられています。

## 【鉱産税】

### ● 鉱産税とはどんな税金？

鉱産税は、鉱物を掘採する事業に対して、その鉱物の価格を課税標準額としてその事業者にかかる税金です。

### ● 誰に税金がかかるの？

鉱物の掘採事業を行う事業者にかかります。

### ● 税額はどうやって計算するの？

$$\boxed{\text{税額}} = \boxed{\text{鉱物の価格}} \times \boxed{\text{税率 (1\%)}}$$

1か月に掘採した鉱物の価格が200万円以下の場合は、その期間に係る税率は0.7%になります。

### ● いつ納めるの？

事業者が当月分を翌月末日までに申告し、納付します。

## 【入湯税】

### ● 入湯税とはどんな税金？

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設などの整備や観光の振興のために、温泉などの鉱泉浴場における入湯行為に対してかかる税金です。

### ● 誰に税金がかかるの？

鉱泉浴場を利用する入湯客にかかります。

### ● 税額はどうやって計算するの？

$$\boxed{\text{税額}} = \boxed{\text{入湯者数}} \times \boxed{\text{税率}}$$

◎ 税率

一人1日につき150円

※ 1泊2日は1日とみなします。

## ●入湯税の課税免除とはどんなもの？

入湯税には、次のような課税免除の要件があります。

### ◎対 象 者

- ①小学生以下の方
  - ②学校教育上の行事（修学旅行など）で入湯する方
  - ③共同浴場（寮や社宅に付設された浴場）または一般公衆浴場（銭湯など）に入湯する方
  - ④社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業を行う施設（特別養護老人ホームや児童養護施設など）で、その事業の一環として入湯する方
  - ⑤1,000円（消費税及び地方消費税を除く。）以下の利用料金で入湯する方
- ※ 日帰り、宿泊を問わず利用料金で判断します。

### ◎減 免 額

上記いずれかの要件に該当する場合は、全額免除します。

## ●いつ納めるの？

市が指定する鉱泉浴場を運営されている事業者（特別徴収義務者）が、入湯客の方々から税金を徴収し、当月分を翌月末日までに申告し、納付します。



## 7 市税の納付について

### ●市税はいつ納めるの？

市税の納期限は、納期月の末日（12月は25日）です。ただし、末日（12月は25日）が土曜日、日曜日、祝日にあたる場合は、翌市役所開庁日が納期限となります。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
軽自動車税		全										
固定資産税・都市計画税		①		②		③		④				
個人市・県民税			①		②		③		④			
国民健康保険税				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	

### ●市税はどこで納めるの？

市役所会計課（庁舎1階）の窓口のほか、次の納付場所で納付いただけます。

□納付場所

平成30年4月1日現在

区 分	納 付 場 所	
市指定金融機関	みなと銀行	
市収納代理金融機関	みのり農業協同組合 兵庫県信用組合 中兵庫信用金庫 日新信用金庫 姫路信用金庫 三井住友銀行 三菱UFJ銀行 ゆうちょ銀行・郵便局（近畿2府4県）	
コンビニエンスストア	セブン-イレブン ファミリーマート ヤマザキデイリーストアー サンクス 生活彩家 スリーエイト ポプラ セイコーマート k i o X設置店	ローソン デイリーヤマザキ サークルK ミニストップ くらしハウス ハマナスクラブ コミュニティ・ストア セーブオン ヤマザキスペシャルパートナーショップ

※ 平成30年5月1日以降は、新たにMMK設置店で納付できるようになりました。

※ 平成30年12月1日以降は、サークルK、サンクスでの取り扱いを終了しています。

## ●口座振替はどのように利用するの？

個人市・県民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税については口座振替を利用していただけます。便利で確実な口座振替をご利用ください。

### □取扱金融機関

みなと銀行、みのり農業協同組合、中兵庫信用金庫、日新信用金庫、姫路信用金庫、兵庫県信用組合、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、ゆうちょ銀行

※ 全国の本・支店でお取り扱いできます。

### □申込から振替までの流れ

- ①口座振替納付依頼書を各金融機関の窓口へご提出ください。支店は問いません。
- ②提出して約1～2か月後から口座振替が開始されます。

※ 振替日は各期納期限となります（36ページ参照）。

### □振替ができなかった場合

振替日に残高不足や口座廃止などのため振替ができなかった場合は、至急、税務課までご連絡ください。なお、納期限までに完納されなかった場合は、納期限後20日以内に督促状を発送します。



## 8 納期限までに納付しなかった場合について

### ●督促状はどんなときに送られてくるの？

納期限までに市税を完納されない場合は、納期限後20日以内に督促状を発送します。督促状1通につき、本来納付いただく税額とは別に、100円の督促手数料を納付していただきます。

### ●延滞金とはどんなもの？

納期限までに市税を完納されない場合は、法律に基づく率で納期限の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金が加算されます。

□延滞金の率

平成30年4月1日現在

納付日	年率
納期限の翌日から1か月を経過する日まで	2.6%
上記以後	8.9%

### ◎延滞金の計算方法

□平成12年から平成25年までの延滞金は次の①②を合算した金額です。

①納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間は、税額に各年の特例基準割合（前年の1月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割合率に年4%の割合を加算した割合）で算出した金額。

②納期限後1か月以上経過した場合は、1か月を経過する日の翌日から納付の日までの日数に応じた税額に年14.6%で算出した金額。

□平成26年以降の延滞金は次の③④を合算した金額です。

③納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間は、税額に各年の特例基準割合（各年の前々年10月から前年9月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均の割合に、年1%を加算した割合）に年1%を加算した割合で算出した金額。

④納期限後1か月以上経過した場合は、1か月を経過する日の翌日から納付の日までの日数に応じた税額に、延滞金の割合（③の特例基準割合+年7.3%）で算出した金額。

## 9 滞納処分について

税の公平性を保つため差押えなどによる滞納処分を強化しています。

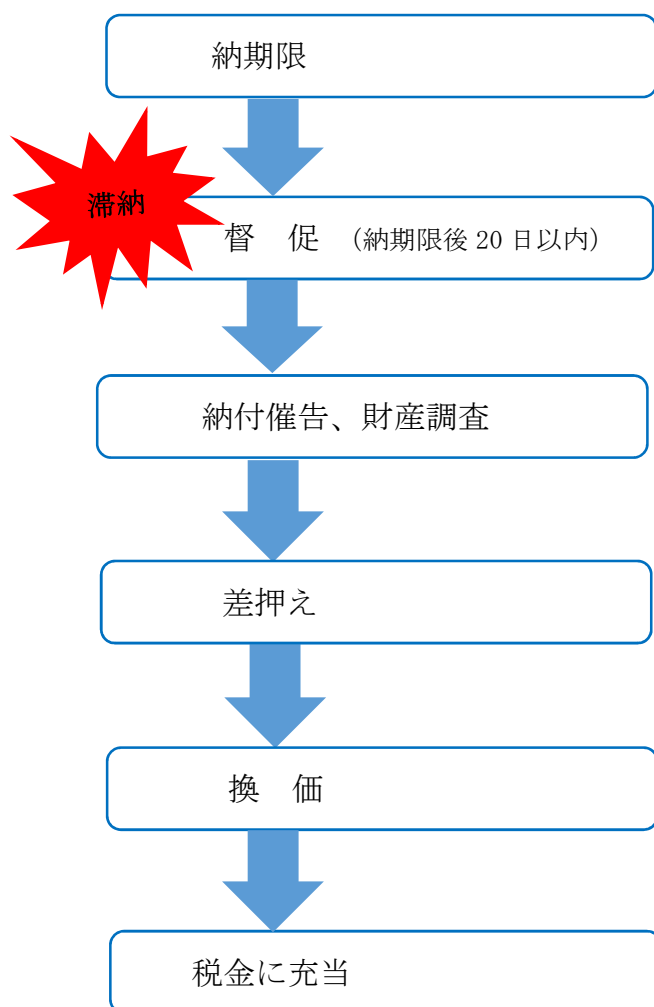
### ●滞納処分とはどういうことをするのか？

滞納処分とは、滞納になっている税金を強制的に徴収するため、その人の意思に関わりなく財産を差し押さえて換価し、滞納になっている税金に充当して完納させる一連の手続きをいいます。

ほとんどの方は納期限までに納付していただいています。市税が滞納となった場合は、それを徴収するための事務に多くの費用がかかります。

法律では、督促状を発送した日から10日を経過した日までに完納しないときは財産を差し押さえなければならないと決められています。

### ◎滞納処分の流れ



## ●納付催告とはどんなもの？

督促状を送付しても納付がない場合に、電話などによる催告、また催告書を発送することです。法律では、滞納処分するまでに催告をしなければならないと定められていませんが、納め忘れなどによる納付遅れでないかを滞納者に確認してもらうために実施します。

## ●財産調査とはどんな調査をするの？

滞納処分するために、国税徴収法の規定に基づき、金融機関、勤務先、取引先などへの照会により、預金、貯金、給料、売掛金などの財産を調査します。また、滞納者の住居、事務所などへの強制捜索により、金銭、有価証券、美術品、貴金属などの財産を調査します。

財産調査は、滞納者への事前了承を得ずに行うことができ、個人情報保護法も適用されません。

また、徴税吏員の質問に対して答弁をしない、もしくは偽りの陳述をした者、検査を拒否・妨害・忌避した者、または偽りの帳簿類を提示した者は、罰金刑に処せられます。

## ●差押えとはどんなもの？

督促、催告を行っても納付や相談がない場合は、財産を差し押さえることとなります。

差押えは、滞納者の特定の財産について、滞納者の意思に関わりなく、公売その他の方法により金銭に換価可能な状態にするために行われる滞納処分の最初の手続き（強制処分）です。

### ◎差押えの対象となる財産

土地、建物、普通自動車、軽自動車、二輪車、船舶、飛行機、電気製品、家具、美術品、貴金属、建設機械、金銭、有価証券、貯金、給料、年金、売掛金、生命保険、出資金、ゴルフ会員権、電話加入権、特許権、著作権など

### ◎納期内納付にご協力を

納税は、納期内の自主納付が原則です。たとえ「うっかり」の納め忘れであっても滞納処分の対象となりますので十分にご注意ください。

### ◎納税に困ったときは、すぐにご相談を

事情により納期限までに納付することが困難な方は、納税相談を受け付けていますので、納期限が過ぎる前にご相談ください。



## 10 市税の証明など手数料について

### ●市税の証明書交付の手続方法は？

市税に関する各種証明書は、税務課および市民課の窓口で交付します。

証明書を請求される際に必要なものは、次のとおりです。

- ・ 窓口に来られた方の本人確認ができるもの  
(運転免許証、個人番号カードなど)
- ・ 同一世帯以外の方が申請される場合は、委任状
- ・ 個人番号が確認できるもの  
(個人番号カード、個人番号通知カードなど)



### ◎証明書の種類と手数料

種 類	手数料	備 考
納税証明書	1枚につき 300円	車検用の軽自動車税納税証明書は無料
市・県民税所得課税証明書など	1枚につき 300円	
固定資産税評価証明書・固定資産税公課証明書など	1枚につき 300円	固定資産税評価通知書は無料

次の証明書などは税務課で交付します。

種 類	手数料	備 考
住宅用家屋証明書	1件につき 1,300円	
土地台帳・家屋台帳などの閲覧	1時間につき 300円	最初の30分は無料
地番図などの写し	1枚につき 10円	
臨時運行許可書 ※1	1両につき 750円	

※1 臨時運行許可書の申請には、次のものがが必要です。

- ・ 窓口に来られた方の本人確認ができるもの
- ・ 車検証 (原本)
- ・ 自賠責保険証明書 (原本)
- ・ 印鑑

なお、平成29年4月1日より、市・県民税所得課税証明書(本人の最新年度分のみ)については、証明書コンビニ交付サービスでも取得いただけるようになりました。

証明書コンビニ交付サービスを利用する際に必要なものなどは次のとおりです。

- ・ 利用の際に必要なもの … 個人番号カード(利用者証明用電子証明書を搭載したもの)
- ・ 手 数 料 … 1枚につき 250円
- ・ 利 用 時 間 … 午前6時30分から午後11時まで(12月29日～1月3日及び臨時のメンテナンス期間を除く。)

## □税務証明などの年度別推移

(単位：件、円)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市・県民税 所得課税 証明	件数	5,968	6,866	6,496	6,693	7,026
	金額	1,790,400	2,059,800	1,948,800	2,007,900	2,107,800
納税証明	件数	341	300	361	281	410
	金額	102,300	90,000	108,300	84,300	123,000
法人営業 証明	件数	7	6	7	5	2
	金額	2,100	1,800	2,100	1,500	600
公課証明	件数	385	453	534	504	510
	金額	115,500	135,900	160,200	151,200	153,000
評価証明	件数	886	994	994	891	947
	金額	265,800	298,200	298,200	267,300	284,100
評価通知	件数	702	950	963	723	862
	金額	—	—	—	—	—
台帳閲覧	件数	8	17	7	4	13
	金額	2,400	5,100	2,100	1,200	3,900
住宅用 家屋証明	件数	135	172	141	164	136
	金額	175,500	223,600	183,300	213,200	176,800
軽自動車税 納税証明	件数	2,509	3,606	3,666	3,835	3,867
	金額	—	—	—	—	—
軽自動車税の 減免を受けて いない証明	件数	118	121	119	110	134
	金額	35,400	36,300	35,700	33,000	40,200
臨時運 行許可	件数	331	310	296	344	328
	金額	248,250	232,500	222,000	258,000	246,000
その他証明	件数	94	97	306	157	134
	金額	28,200	29,100	91,800	47,100	40,200
合計	件数	11,484	13,892	13,890	13,711	14,369
	金額	2,765,850	3,112,300	3,052,500	3,064,700	3,175,600

## 第3章 稅務統計



# 1 市民税



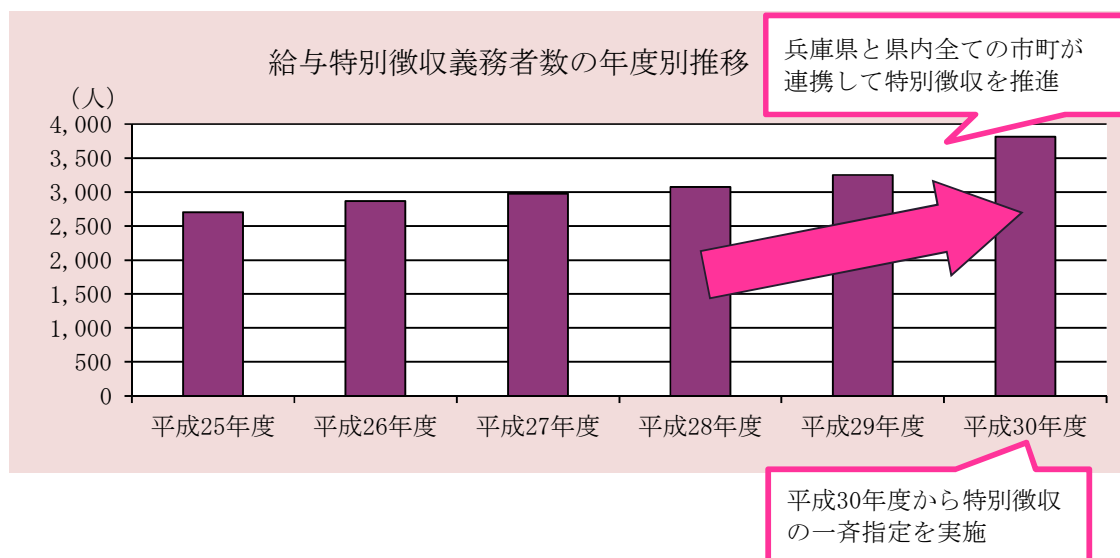
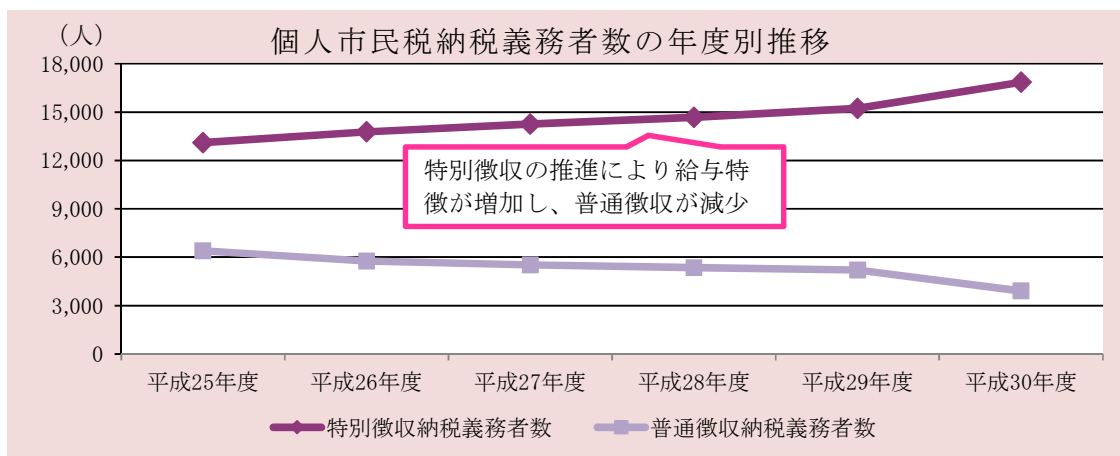
# (1) 個人市民税納税義務者数の年度別推移

(単位：人)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総計	均等割のみ	2,376	2,507	2,508	2,518	2,612	2,616
	所得・均等割	17,128	17,044	17,272	17,503	17,824	18,149
	計	19,504	19,551	19,780	20,021	20,436	20,765
特別徴収	給与・均等割のみ	422	551	609	631	740	878
	所得・均等割	10,327	10,724	11,131	11,380	11,728	13,075
	計	10,749	11,275	11,740	12,011	12,468	13,953
	年金・均等割のみ	728	814	834	706	674	704
	所得・均等割	1,633	1,698	1,683	1,956	2,097	2,200
	計	2,361	2,512	2,517	2,662	2,771	2,904
特別徴収 計		13,110	13,787	14,257	14,673	15,239	16,857
普通徴収	均等割のみ	1,226	1,142	1,065	1,181	1,198	1,034
	所得・均等割	5,168	4,622	4,458	4,167	3,999	2,874
	計	6,394	5,764	5,523	5,348	5,197	3,908
特別徴収義務者数		2,702	2,871	2,983	3,079	3,258	3,820

資料：市町村税課税状況等の調（第2表、第3表）

※ 特別徴収義務者とは、納税義務者が得る給与や公的年金を支払う事業者などのことをいいます。



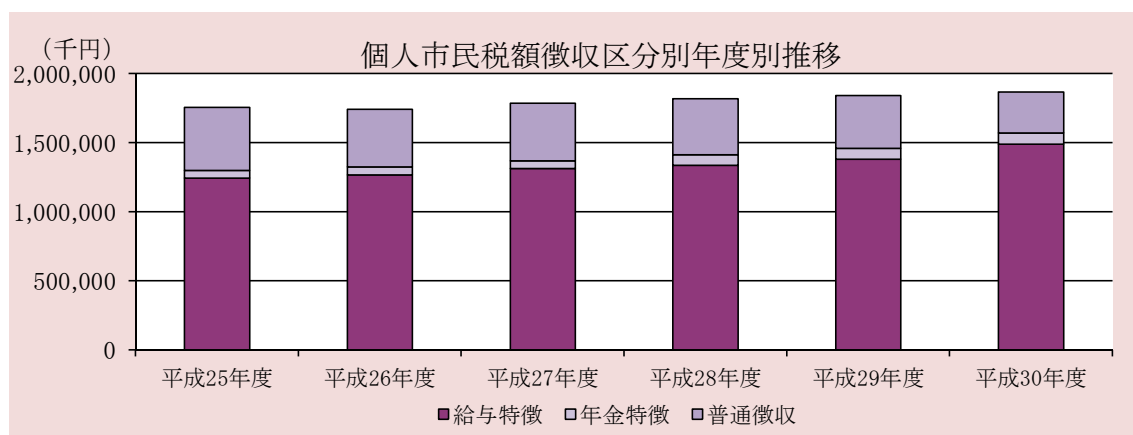
## (2) 個人市民税額の年度別推移

(単位：千円)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
総計	均等割	58,512	68,429	69,230	70,074	71,526	72,678	
	所得割	1,698,136	1,672,440	1,716,584	1,747,761	1,770,701	1,794,720	
	計	1,756,648	1,740,869	1,785,814	1,817,835	1,842,227	1,867,398	
特別徴収	給与特徴	均等割	32,247	39,462	41,084	42,039	43,638	48,832
	所得割	1,211,480	1,227,656	1,272,428	1,294,713	1,335,888	1,441,160	
	計	1,243,727	1,267,118	1,313,512	1,336,752	1,379,526	1,489,992	
	年金特徴	均等割	5,581	7,184	7,196	7,405	7,819	7,752
	所得割	49,408	49,765	48,463	68,337	71,486	73,626	
	計	54,989	56,949	55,659	75,742	79,305	81,378	
特別徴収計	1,298,716	1,324,067	1,369,171	1,412,494	1,458,831	1,571,370		
普通徴収	均等割	20,684	21,783	20,950	20,630	20,069	16,094	
	所得割	437,248	395,019	395,693	384,711	363,327	279,934	
	計	457,932	416,802	416,643	405,341	383,396	296,028	

資料：市町村税課税状況等の調（第2表、第3表）

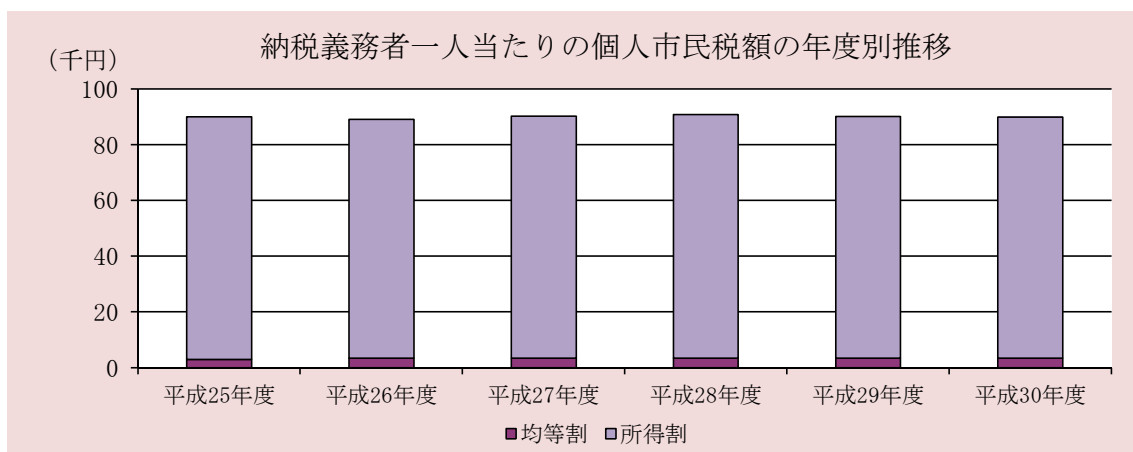
※ 平成28年度以降は、公的年金以外の所得がある方について、公的年金以外の所得から優先して所得控除を差し引く方法に変更しています。



## (3) 納税義務者一人当たりの個人市民税額の年度別推移

(単位：円)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
税額	均等割	3,000	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
	所得割	87,066	85,542	86,783	87,296	86,646	86,430
計	90,066	89,042	90,283	90,796	90,146	89,930	





#### (4) 個人市・県民税あん分率の年度別推移

	当 初		確 定	
	市民税	県民税	市民税	県民税
平成25年度	0.60085	0.39915	0.60085	0.39915
平成26年度	0.60026	0.39974	0.60033	0.39967
平成27年度	0.60019	0.39981	0.60019	0.39981
平成28年度	0.60019	0.39981	0.60019	0.39981
平成29年度	0.60019	0.39981	0.60017	0.39983

※ 地方税法第42条の規定により、納税義務者は個人市民税と個人県民税をあわせて市へ納付することになっており、個人県民税は市から県に払い込んでいます。払込額の計算方法は、地方税法施行令第8条により、その年度の調定額の比率であん分しています。

#### (5) 退職所得の分離課税に係る所得割額など

(単位：円、%)

年 度	件 数	税 額		合 計	前年比
		市民税	県民税		
平成25年度	121	19,353,353	12,901,216	32,254,569	—
平成26年度	198	22,464,300	14,575,400	37,039,700	114.8
平成27年度	83	26,681,720	17,787,480	44,469,200	120.1
平成28年度	92	12,832,500	8,553,800	21,386,300	48.1
平成29年度	85	23,290,700	15,610,100	38,900,800	181.9

資料：市町村税課税状況等の調（第20表）

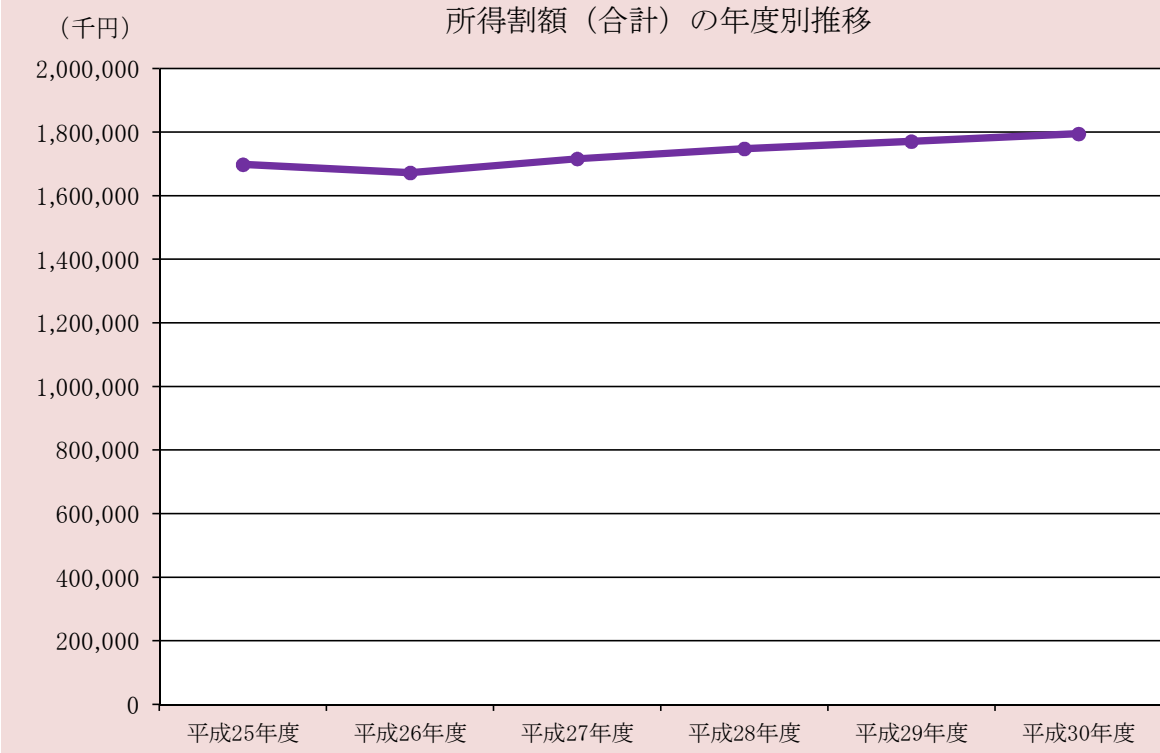
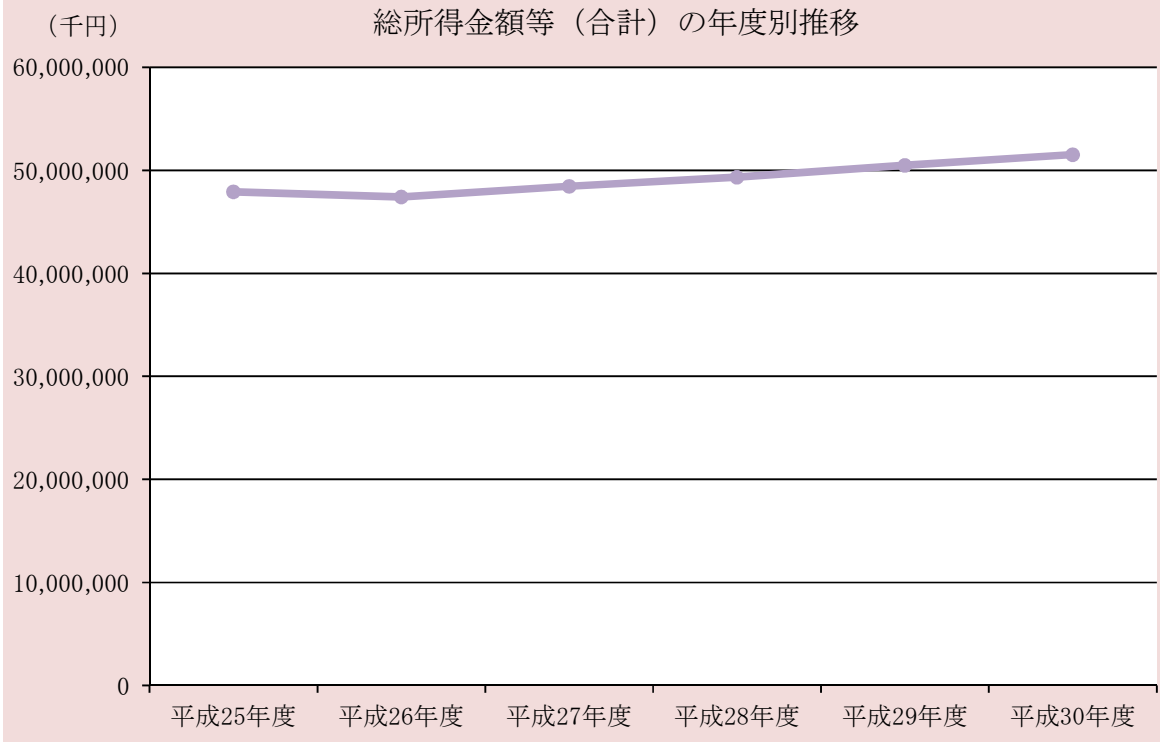
## (6) 個人市民税所得者区分別所得割額などの内訳

(単位：人、千円)

所得者区分	年 度	納税義務者数	総所得金額等	課税標準額 ※3	算出税額	所得割額
給 与	平成25年度	14,067	41,250,838	25,455,978	1,526,786	1,472,066
	平成26年度	13,956	40,557,714	24,762,046	1,485,158	1,434,709
	平成27年度	14,212	41,644,797	25,530,313	1,531,246	1,478,786
	平成28年度	14,352	42,054,477	25,680,884	1,540,269	1,477,084
	平成29年度	14,691	43,385,246	26,534,615	1,591,474	1,518,203
	平成30年度	15,031	44,356,074	27,075,864	1,623,947	1,539,810
営業等	平成25年度	607	1,920,667	1,200,706	72,019	69,766
	平成26年度	581	1,876,742	1,178,374	70,680	68,684
	平成27年度	607	1,963,353	1,230,541	73,806	71,825
	平成28年度	606	2,098,962	1,370,542	82,209	79,787
	平成29年度	609	2,093,349	1,338,256	80,270	76,704
	平成30年度	587	1,927,135	1,211,357	72,657	68,633
農 業	平成25年度	53	105,325	50,317	3,016	2,813
	平成26年度	68	148,624	73,034	4,381	4,159
	平成27年度	102	232,951	132,165	7,926	7,594
	平成28年度	108	270,766	147,783	8,863	8,445
	平成29年度	85	206,695	101,560	6,091	5,783
	平成30年度	82	216,119	118,000	7,077	6,796
その他の 総合課税分 ※1	平成25年度	2,305	4,261,992	2,193,442	131,513	124,027
	平成26年度	2,264	4,132,376	2,109,967	126,504	118,619
	平成27年度	2,199	4,089,204	2,129,955	127,706	120,097
	平成28年度	2,255	4,213,067	2,210,380	132,530	125,130
	平成29年度	2,290	4,156,468	2,141,505	128,398	120,949
	平成30年度	2,272	4,145,571	2,144,887	128,600	119,817
分離課税分 ※2	平成25年度	96	392,292	723,184	30,027	29,464
	平成26年度	175	699,796	1,447,671	53,102	46,269
	平成27年度	152	521,797	1,031,376	41,589	38,282
	平成28年度	182	720,173	1,520,405	61,386	57,315
	平成29年度	149	657,283	1,272,888	52,569	49,062
	平成30年度	177	891,010	1,557,044	66,372	59,664
合 計	平成25年度	17,128	47,931,114	29,623,627	1,763,361	1,698,136
	平成26年度	17,044	47,415,252	29,571,092	1,739,825	1,672,440
	平成27年度	17,272	48,452,102	30,054,350	1,782,273	1,716,584
	平成28年度	17,503	49,357,445	30,929,994	1,825,257	1,747,761
	平成29年度	17,824	50,499,041	31,388,824	1,858,802	1,770,701
	平成30年度	18,149	51,535,909	32,107,152	1,898,653	1,794,720

資料：市町村税課税状況等の調（第5表、第6表、第7表、第9表、第11表、第12表）

- ※1 総合課税は、所得割額を計算する場合、前年の所得金額について、原則として全ての所得を合計して計算することをいいます。
- ※2 分離課税は、土地・建物などの譲渡所得や退職所得について、他の所得と区別して税額を計算することをいいます。
- ※3 課税標準額は、収入金額から必要経費や給与所得控除額などを差し引いた所得金額から所得控除を差し引いた金額をいいます。

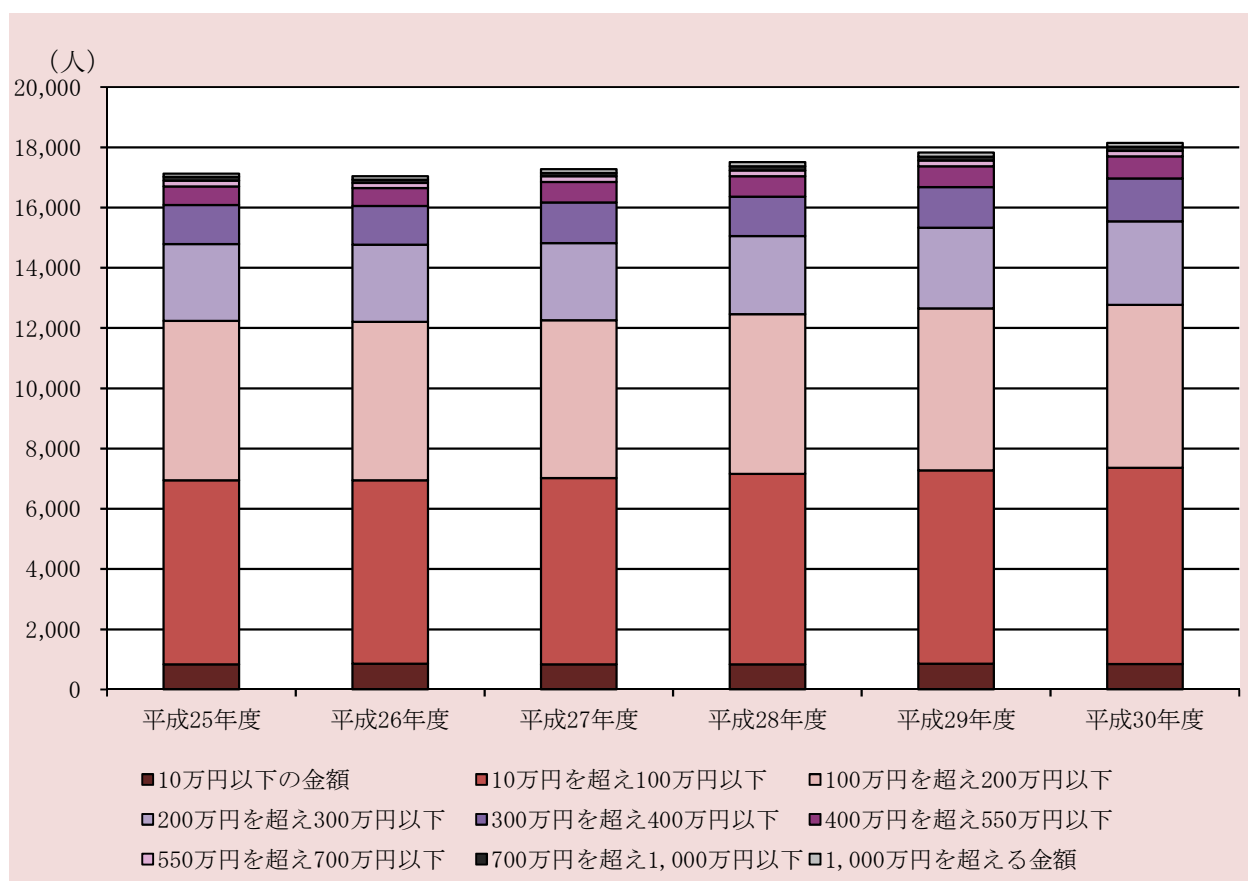


## (7) 個人市民税課税標準額段階別納税義務者数の年度別推移

(単位：人)

課税標準額の段階	納税義務者数					
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
10万円以下の金額	840	856	838	833	858	846
10万円を超え100万円以下	6,105	6,087	6,180	6,323	6,418	6,519
100万円を超え200万円以下	5,287	5,264	5,238	5,309	5,378	5,406
200万円を超え300万円以下	2,551	2,558	2,562	2,592	2,678	2,766
300万円を超え400万円以下	1,297	1,291	1,351	1,301	1,343	1,433
400万円を超え550万円以下	621	588	680	686	695	729
550万円を超え700万円以下	186	169	186	190	189	179
700万円を超え1,000万円以下	126	110	114	132	127	138
1,000万円を超える金額	115	121	123	137	138	133
合 計	17,128	17,044	17,272	17,503	17,824	18,149

資料：市町村民税課税状況等の調（第12表）

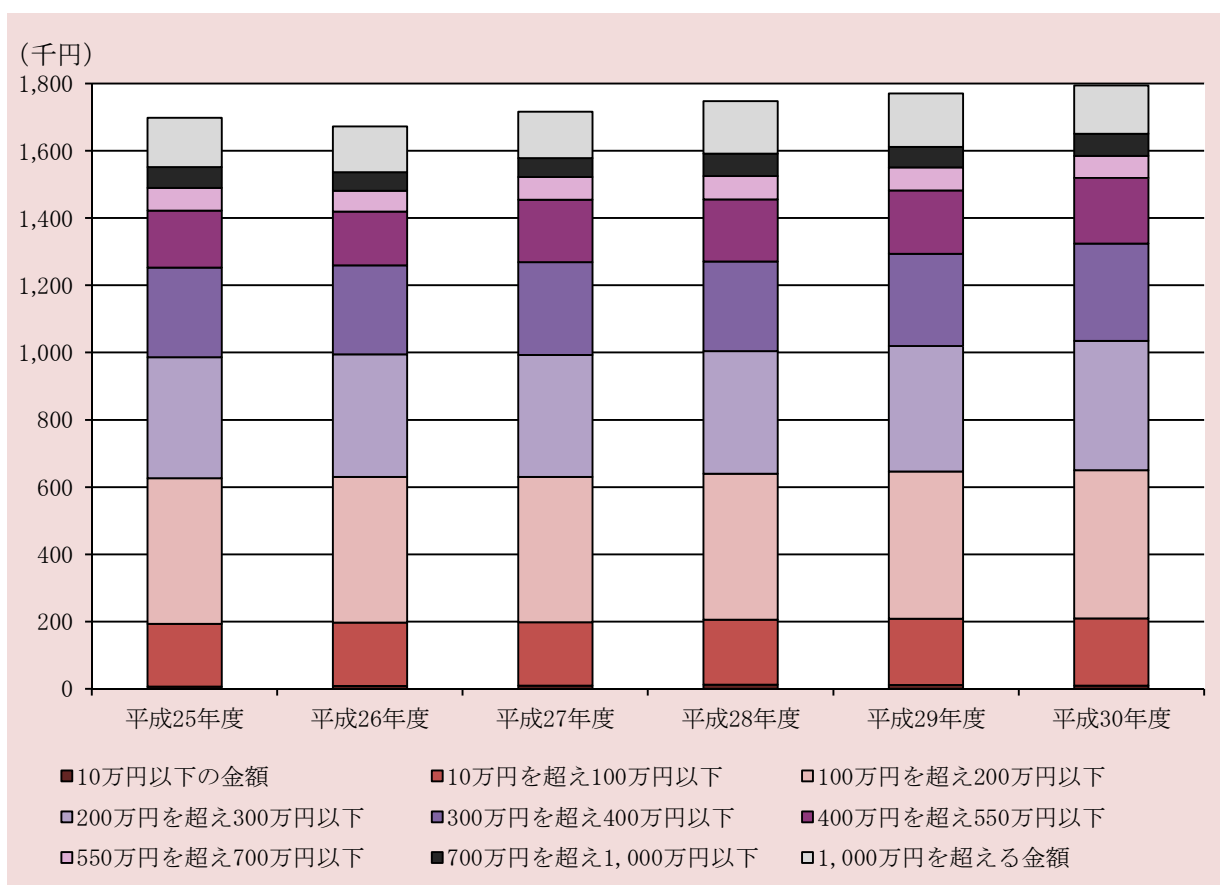


## (8) 個人市民税課税標準額段階別所得割額の年度別推移

(単位：千円)

課税標準額の段階	所得割額					
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
10万円以下の金額	5,999	8,291	8,943	12,556	11,553	8,926
10万円を超え100万円以下	186,834	188,624	188,715	192,962	196,347	200,365
100万円を超え200万円以下	433,260	433,213	432,615	434,511	438,295	441,149
200万円を超え300万円以下	359,889	364,943	362,632	364,274	373,656	384,352
300万円を超え400万円以下	267,038	264,220	275,987	266,653	273,789	289,455
400万円を超え550万円以下	168,715	160,125	185,316	184,976	188,255	195,025
550万円を超え700万円以下	67,928	61,972	68,153	68,632	69,077	66,088
700万円を超え1,000万円以下	61,702	54,690	56,262	67,386	61,068	65,006
1,000万円を超える金額	146,771	136,362	137,961	155,811	158,661	144,354
合 計	1,698,136	1,672,440	1,716,584	1,747,761	1,770,701	1,794,720

資料：市町村民税課税状況等の調（第12表）

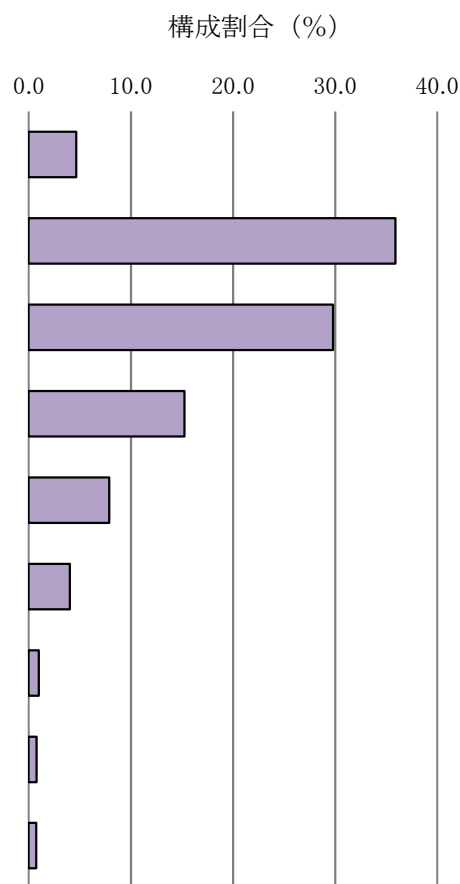


## (9) 平成30年度個人市民税課税標準額段階別構成比

所得割納税義務者数

(単位：人、%)

課税標準額の段階	納税義務者数	構成割合
10万円以下の金額	846	4.7
10万円を超え100万円以下	6,519	35.9
100万円を超え200万円以下	5,406	29.8
200万円を超え300万円以下	2,766	15.2
300万円を超え400万円以下	1,433	7.9
400万円を超え550万円以下	729	4.0
550万円を超え700万円以下	179	1.0
700万円を超え1,000万円以下	138	0.8
1,000万円を超える金額	133	0.7
合計	18,149	100.0



資料：市町村税課税状況等の調（第12表）

例えば・・・

【会社員Aさんの場合】

家族：妻（無収入）、17歳と20歳の子ども

収入：平成29年中の給与収入 5,000,000円

社会保険料支払額 397,000円

生命保険料支払額 一般生命保険 新契約 120,000円

◎所得金額（給与収入金額－給与所得控除額）

$$5,000,000円 - (5,000,000円 \times 20\% + 540,000円) = 3,460,000円 \dots \textcircled{1}$$

◎所得控除額

社会保険料	397,000円
生命保険料控除	28,000円
配偶者控除	330,000円
扶養控除	330,000円
特定扶養控除	450,000円
基礎控除	330,000円
合計	1,865,000円

一般生命保険は新契約で56,000円を超えるので、28,000円（限度額）

所得税と人的控除額の差額  
330,000円

…②

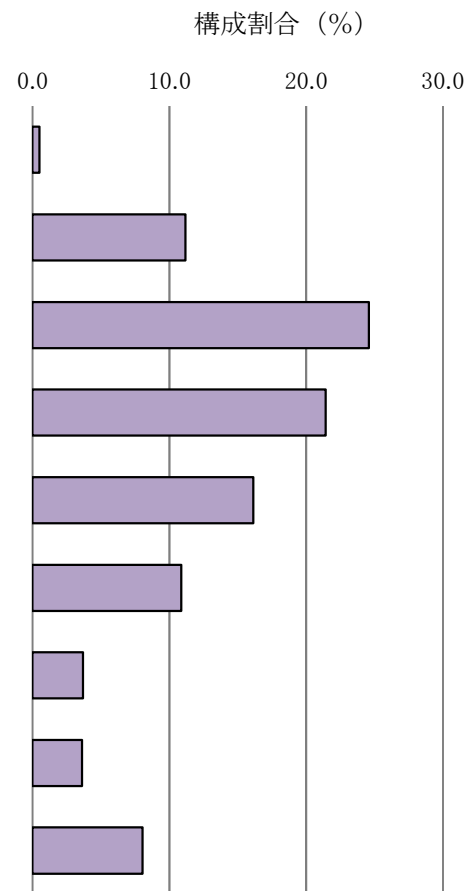
○課税標準額（合計課税所得金額）

$$3,460,000円 \textcircled{1} - 1,865,000円 \textcircled{2} = 1,595,000円$$

## 所得割額

(単位：千円、%)

課税標準額の段階	所得割額	構成割合
10万円以下の金額	8,926	0.5
10万円を超え100万円以下	200,365	11.2
100万円を超え200万円以下	441,149	24.6
200万円を超え300万円以下	384,352	21.4
300万円を超え400万円以下	289,455	16.1
400万円を超え550万円以下	195,025	10.9
550万円を超え700万円以下	66,088	3.7
700万円を超え1,000万円以下	65,006	3.6
1,000万円を超える金額	144,354	8.0
合 計	1,794,720	100.0



### ⇒税額計算

	市民税	県民税
課税標準額×税率	1,595,000円×6%=95,700円	1,595,000円×4%=63,800円
調整控除額	<合計課税所得金額が200万円以下の場合> 人的控除額の差の合計額または合計所得金額の 5%(市民税3%、県民税2%)	
	330,000円×3%=9,900円	330,000円×2%=6,600円
所得割額 (③)	95,700円-9,900円=85,800円	63,800円-6,600円=57,200円
均等割額 (④)	3,500円	2,300円
合 計 (③+④)	89,300円	59,500円
個人市・県民税 合計	148,800円	

## (10) 加東市へのふるさと納税額と寄附金税額控除額の内訳

(単位：千円、人)

	加東市への前年度 ふるさと納税額	寄附金税額控除 (地方公共団体への寄附金に係る分)	
		人 数	市民税控除額
平成25年度	4,215	31	649
平成26年度	7,170	33	519
平成27年度	10,636	101	1,690
平成28年度	9,578	330	10,160
平成29年度	11,152	537	18,609
平成30年度	29,665	755	26,431

資料：市町村税課税状況等の調（第42表）

※ 東日本大震災など災害に係る寄附金についても寄附金税額控除の対象となっています。

## (11) 住宅借入金等特別税額控除の年度別推移

(単位：人、千円)

	人 数	住宅借入金等特別税額控除額
平成25年度	734	23,822
平成26年度	647	20,055
平成27年度	640	20,604
平成28年度	662	24,279
平成29年度	700	27,850
平成30年度	774	31,149

資料：市町村税課税状況等の調（第12表、第19表）

※ 住宅借入金等特別税額控除とは、金融機関などから返済期間10年以上の住宅ローンを受けて、住宅の新築、取得または増改築を行うなど一定の要件を満たした場合に、10年間各年末の住宅ローン残高の1%を所得税額から控除する制度で、所得税から控除しきれなかった額は、翌年度の市・県民税から控除することができます。



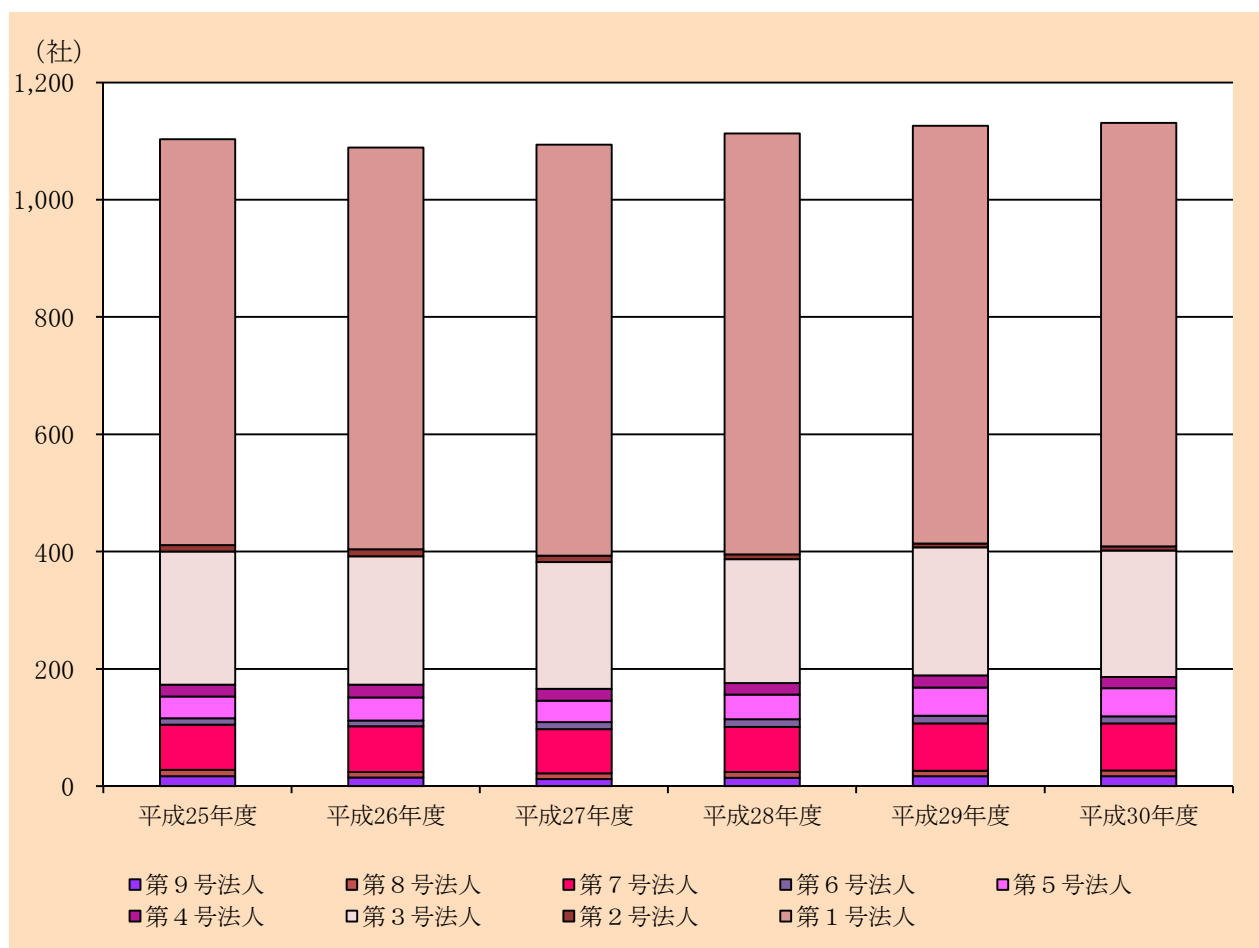
## (12) 法人市民税納税義務者数の年度別推移

平成30年7月1日現在 (単位：社)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
均 等 割	第9号法人	17	15	12	14	17	17
	第8号法人	11	9	10	10	9	10
	第7号法人	77	78	75	77	81	80
	第6号法人	11	10	12	13	13	12
	第5号法人	37	39	37	42	48	48
	第4号法人	20	22	20	20	21	19
	第3号法人	227	219	216	211	218	216
	第2号法人	11	12	11	8	7	7
	第1号法人	692	685	701	718	712	722
均等割納税義務者数 合計		1,103	1,089	1,094	1,113	1,126	1,131
前年比 (%)		—	98.7	100.5	101.7	101.2	100.4
上記のうち 法人税割納税者数		442	451	479	498	518	527
前年比 (%)		—	102.0	106.2	104.0	104.0	101.7

資料：市町村民税課税状況等の調 (第1表、第48表)

※ 上記の法人は地方税法第312条第1項で定める法人です。(区分は14ページを参照。)



### (13) 法人市民税調定額の年度別推移

(単位：千円、%)

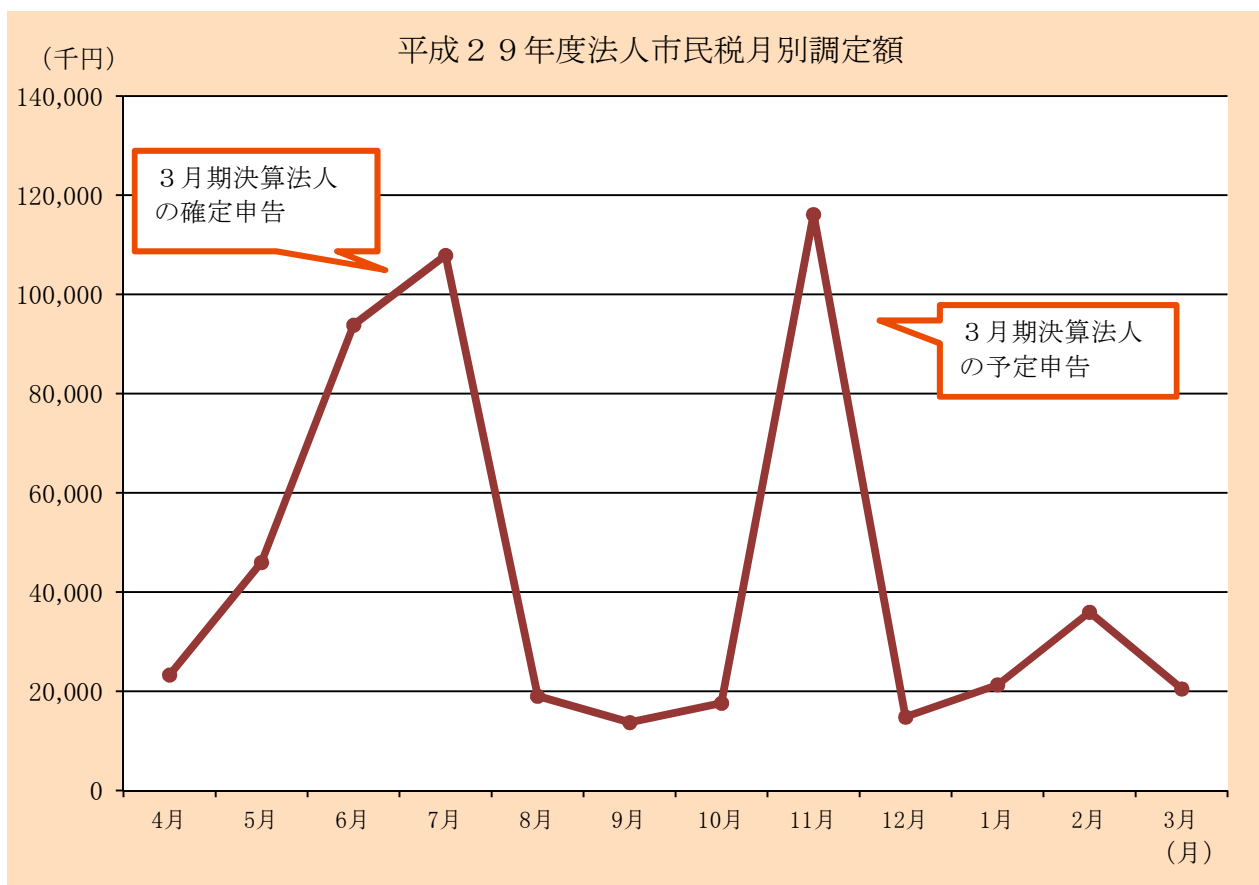
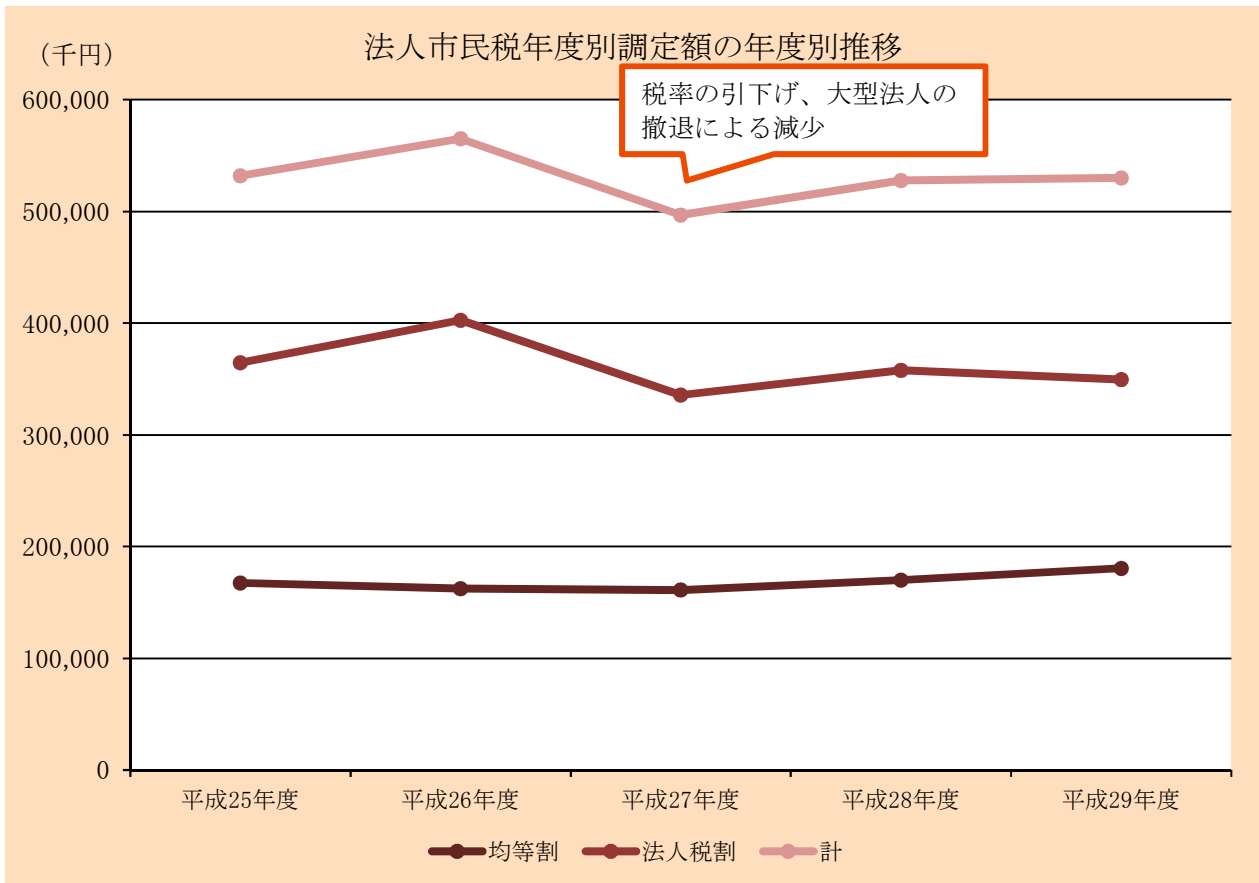
	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比
均等割	167,558	—	162,377	96.9	161,102	99.2	169,904	105.5	180,621	106.3
法人税割	364,508	—	402,671	110.5	335,655	83.4	357,795	106.6	349,446	97.7
計	532,066	—	565,048	106.2	496,757	87.9	527,699	106.2	530,067	100.4

### (14) 法人市民税月別調定額の年度別推移

(単位：千円、%)

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
4月	25,965	4.9	25,091	4.4	22,426	4.5	22,743	4.3	23,284	4.4
5月	65,721	12.4	80,350	14.2	56,288	11.3	51,039	9.7	46,008	8.7
6月	124,675	23.4	96,135	17.0	98,647	19.9	82,579	15.6	93,849	17.7
7月	72,792	13.7	104,724	18.5	87,393	17.6	126,222	23.9	107,850	20.3
8月	22,811	4.3	25,426	4.5	22,676	4.6	22,252	4.2	19,043	3.6
9月	20,256	3.8	16,876	3.0	14,331	2.9	15,900	3.0	13,732	2.6
10月	22,306	4.2	17,277	3.1	21,423	4.3	20,095	3.8	17,600	3.3
11月	92,262	17.3	111,009	19.6	81,588	16.4	107,261	20.3	116,121	21.9
12月	16,402	3.1	13,415	2.4	10,614	2.1	10,983	2.1	14,829	2.8
1月	17,077	3.2	18,600	3.3	14,722	3.0	10,673	2.0	21,300	4.0
2月	25,266	4.7	15,611	2.8	40,678	8.2	39,271	7.4	35,951	6.8
3月	26,533	5.0	40,534	7.2	25,971	5.2	18,681	3.5	20,500	3.9
計	532,066	100.0	565,048	100.0	496,757	100.0	527,699	100.0	530,067	100.0

※ 小数点第2位を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。

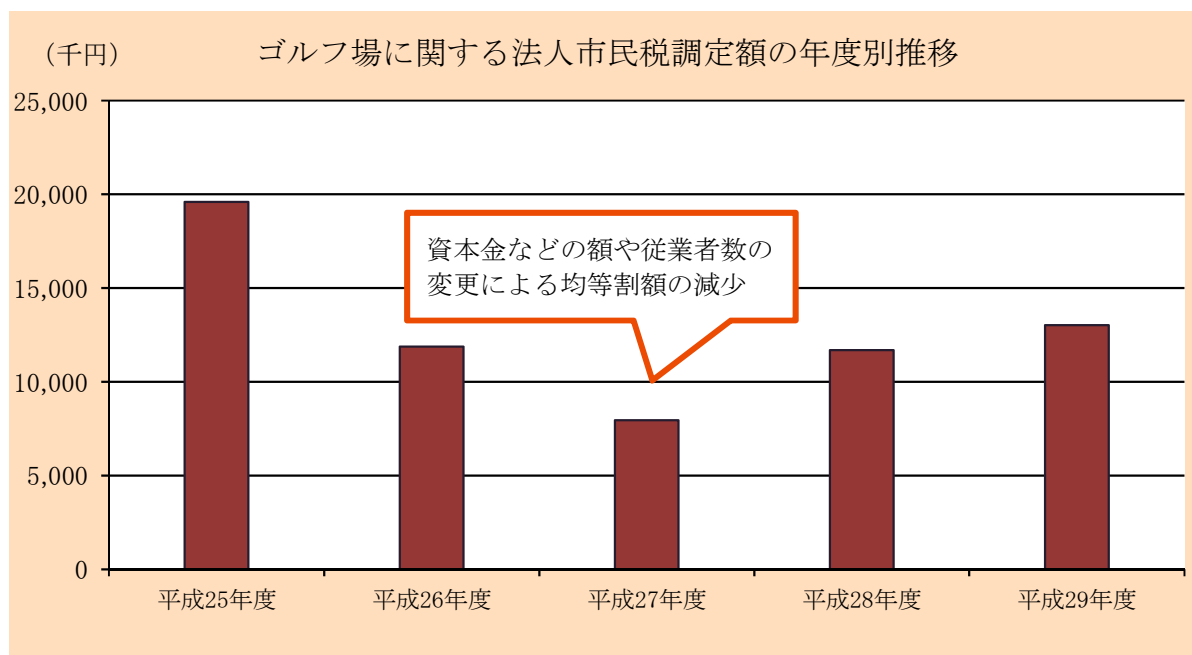


※ 3月期決算の法人が多いため、6月・7月確定申告と11月予定申告が増加することにより6月・7月及び11月全体の調定額が増加します。

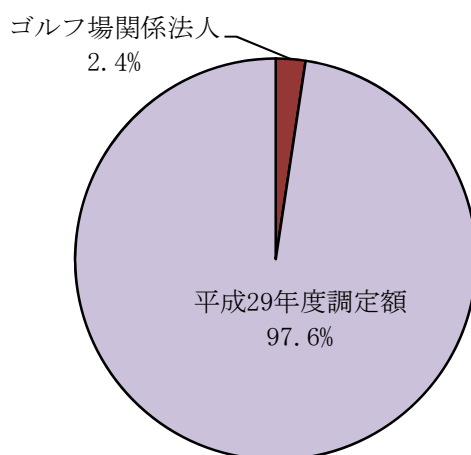
## (15) ゴルフ場に関する法人市民税調定額の年度別推移

(単位：円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	19,596,000	11,878,200	7,953,200	11,696,300	13,027,400



### 平成29年度法人市民税調定額におけるゴルフ場関係法人の割合



## 2 固定資産税 都市計画税



## (1) 固定資産税納税義務者数の年度別推移

(単位:人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
土地	12,840	12,908	12,946	13,014	13,118	13,210
家屋	13,233	13,315	13,389	13,435	13,526	13,570
償却資産	619	648	686	871	948	1,016
合計	26,692	26,871	27,021	27,320	27,592	27,796
実数	17,939	17,977	18,023	18,133	18,237	18,327

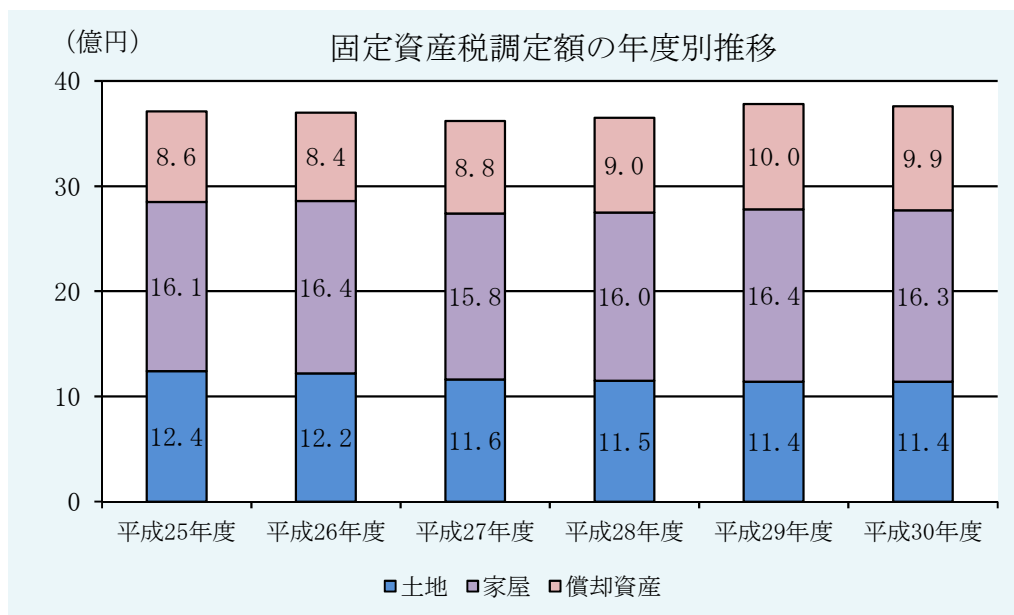
※ 当初調定による。

## (2) 固定資産税調定額の年度別推移

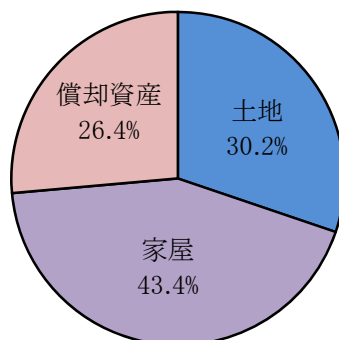
(単位:千円、%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
土地	1,239,716	1,217,926	1,159,970	1,153,443	1,143,798	1,135,294
家屋	1,608,840	1,638,859	1,576,320	1,601,151	1,644,912	1,632,821
償却資産	862,048	844,424	875,500	897,532	998,552	991,212
合計	3,710,604	3,701,209	3,611,790	3,652,126	3,787,262	3,759,327
前年比	—	99.7	97.6	101.1	103.7	99.3

※ 当初調定による。



平成30年度 固定資産税当初調定額構成比



### (3) 土地について

#### ①地目別面積の年度別推移

(単位：㎡、%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
農地	29,397,251	29,384,126	29,345,876	29,247,194	29,199,590	29,127,345
宅地	9,931,227	9,956,990	10,002,298	10,018,350	10,090,471	10,099,511
鉱泉地	59	59	59	59	59	59
山林	34,376,292	34,348,656	34,504,024	34,365,231	34,302,812	33,801,748
牧場	46,924	46,924	46,924	46,924	46,924	46,924
原野	1,356,396	1,381,380	1,377,642	1,377,517	1,369,478	1,353,172
ゴルフ場用地	13,209,351	13,209,351	13,067,320	13,062,246	13,063,082	12,817,340
雑種地	4,802,529	4,808,375	4,797,441	4,871,707	4,882,375	5,124,845
合計	93,120,029	93,135,861	93,141,584	92,989,228	92,954,791	92,370,944
前年比	—	100.0	100.0	99.8	100.0	99.4

※ 非課税地は含まない。

資料：固定資産概要調書（第2表）

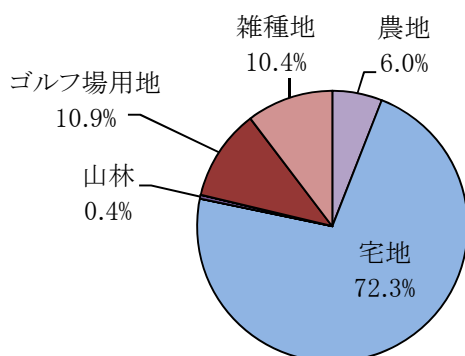
#### ②地目別評価額の年度別推移

(単位：千円、%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
農地	11,554,925	11,178,072	10,611,260	10,223,100	9,860,957	9,350,629
宅地	119,394,921	117,144,741	115,288,662	114,655,320	114,886,610	113,650,371
鉱泉地	37	37	36	36	36	34
山林	804,250	798,275	797,736	793,336	783,097	675,603
牧場	1,408	1,408	1,408	1,408	1,408	1,408
原野	40,055	40,119	38,922	38,753	38,575	41,913
ゴルフ場用地	22,724,137	22,724,137	19,301,452	19,293,723	19,294,927	17,096,055
雑種地	17,473,254	16,878,678	15,826,298	15,998,140	15,204,186	16,304,889
合計	171,992,987	168,765,467	161,865,774	161,003,816	160,069,796	157,120,902
前年比	—	98.1	95.9	99.5	99.4	98.2

資料：固定資産概要調書（第2表）

平成30年度 地目別評価額構成比



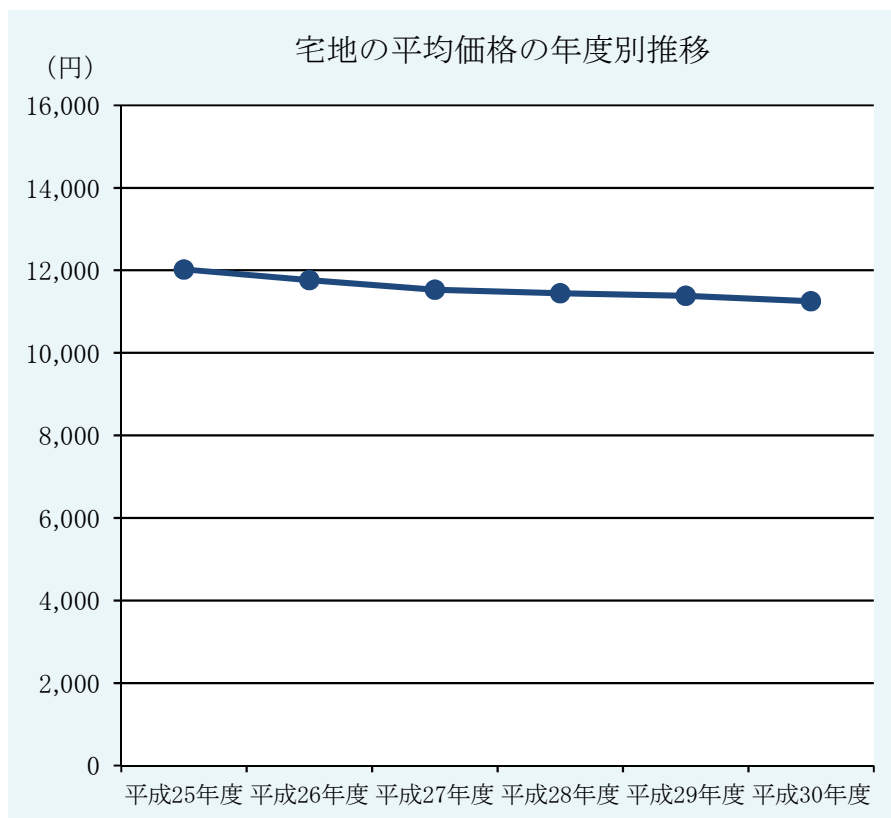


③ 1㎡当たり地目別平均価格の年度別推移

(単位：円/㎡、%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
農地	393	380	362	350	338	321
宅地	12,022	11,765	11,526	11,445	11,386	11,253
鉱泉地	627	627	610	610	610	576
山林	23	23	23	23	23	20
牧場	30	30	30	30	30	30
原野	30	29	28	28	28	31
ゴルフ場用地	1,720	1,720	1,477	1,477	1,477	1,334
雑種地	3,638	3,510	3,299	3,284	3,114	3,182
全平均	1,847	1,812	1,738	1,731	1,722	1,701
前年比	—	98.1	95.9	99.6	99.5	98.8

資料：固定資産概要調書（第2表）



#### (4) 平成30年度 土地に関する概要調書

		納税義務者数 (法定免税点以上)			地 積 ( m <sup>2</sup> )			
		総数	個人	法人	非課税地積	評価総地積	法定免税点 未 満	法定免税点 以 上
田	一般田	4,632	4,609	23	130,174	26,840,894	703,263	26,137,631
	勧告遊休田	7	7	0	0	15,519	873	14,646
	市街化区域田	386	386	0	1,416	397,806	851	396,955
	小 計	5,025	5,002	23	131,590	27,254,219	704,987	26,549,232
畑	一般畑	1,952	1,941	11	8,462	1,813,732	279,692	1,534,040
	勧告遊休畑	0	0	0	0	0	0	0
	市街化区域畑	171	169	2	469	59,394	609	58,785
	小 計	2,123	2,110	13	8,931	1,873,126	280,301	1,592,825
宅 地	小規模住宅用地	9,990	9,831	159		2,689,218	195,259	2,493,959
	一般住宅用地	7,949	7,871	78		2,650,163	53,449	2,596,714
	住宅用地 以外の宅地	3,448	2,953	495		4,760,130	12,324	4,747,806
	小 計	21,387	20,655	732	381,768	10,099,511	261,032	9,838,479
鉱 泉 地		1	0	1	0	59	0	59
山 林	一般山林	2,268	2,121	147	2,358,096	33,743,752	3,628,805	30,114,947
	市街化区域山林	42	40	2	7,430	57,996	3,079	54,917
	小 計	2,310	2,161	149	2,365,526	33,801,748	3,631,884	30,169,864
牧 場		1	1	0	0	46,924	0	46,924
原 野		690	645	45	1,081,574	1,353,172	232,808	1,120,364
雑 種 地	ゴルフ場用地	298	240	58	0	12,817,340	20,772	12,796,568
	遊園地等用地	7	5	2	0	72,992	0	72,992
	鉄軌道用地	1	0	1	6,035	57,151	0	57,151
	その他の雑種地	2,476	2,101	375	707,391	4,994,702	1,908,632	3,086,070
	小 計	2,782	2,346	436	713,426	17,942,185	1,929,404	16,012,781
そ の 他		0	0	0	60,496,241	0	0	0
合 計		34,319	32,920	1,399	65,179,056	92,370,944	7,040,416	85,330,528

決定価格（千円）				筆数（筆）				単位当たり価格	
総額	法定免税点未満	法定免税点以上	課税標準額 (免税点以上)	非課税 地筆数	評価 総筆数	法定免税 点未満	法定免税 点以上	平均 価格	最高 価格
3,826,870	92,087	3,734,783	3,726,772	412	27,229	1,358	25,871	143	183
4,312	265	4,047	4,047	0	18	2	16	278	304
4,731,276	13,946	4,717,330	1,549,589	14	892	9	883	11,893	28,364
8,562,458	106,298	8,456,160	5,280,408	426	28,139	1,369	26,770	314	28,364
78,006	11,705	66,301	66,301	58	4,297	576	3,721	43	73
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
710,165	2,214	707,951	234,910	4	257	8	249	11,957	29,985
788,171	13,919	774,252	301,211	62	4,554	584	3,970	421	29,985
36,323,152	923,857	35,399,295	5,899,277		18,443	1,446	16,997	13,507	43,240
24,490,043	173,895	24,316,148	8,104,080		15,472	831	14,641	9,241	43,240
52,837,176	27,112	52,810,064	36,847,409		7,292	132	7,160	11,100	44,144
113,650,371	1,124,864	112,525,507	50,850,766	561	41,207	2,409	38,798	11,253	44,144
34	0	34	34	0	1	0	1	576	570
609,856	64,486	545,370	545,291	578	14,851	5,165	9,686	18	22
65,747	1,500	64,247	44,882	5	60	7	53	1,134	8,880
675,603	65,986	609,617	590,173	583	14,911	5,172	9,739	20	8,880
1,408	0	1,408	1,408	0	1	0	1	30	30
41,913	3,704	38,209	32,472	192	1,971	506	1,465	31	13,000
17,096,055	1,361	17,094,694	11,966,690	0	3,291	11	3,280	1,334	2,080
336,493	0	336,493	234,051	0	83	0	83	4,610	4,610
291,914	0	291,914	202,302	106	5	0	5	5,108	9,600
15,676,482	737,606	14,938,876	10,436,957	970	12,009	6,554	5,455	3,139	42,923
33,400,944	738,967	32,661,977	22,840,000	1,076	15,388	6,565	8,823	1,862	42,923
0	0	0	0	55,029	0	0	0	0	0
157,120,902	2,053,738	155,067,164	79,896,472	57,929	106,172	16,605	89,567	1,701	—

資料：固定資産概要調書（第2表、第3表）

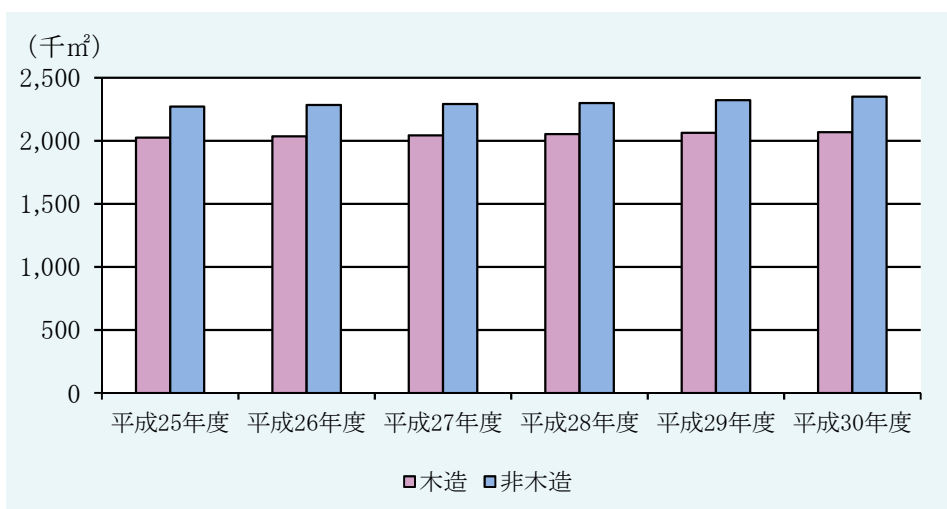
## (5) 家屋について

### ①構造別床面積の年度別推移

(単位：㎡、%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
木造	2,026,051	2,035,832	2,044,094	2,053,819	2,064,581	2,068,914
非木造	2,270,663	2,283,190	2,292,244	2,298,779	2,321,653	2,350,715
合計	4,296,714	4,319,022	4,336,338	4,352,598	4,386,234	4,419,629
増減	—	22,308	17,316	16,260	33,636	33,395
前年比	—	100.5	100.4	100.4	100.8	100.8

資料：固定資産概要調書（第2表）



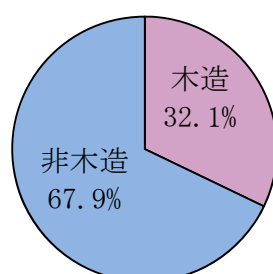
### ②構造別評価額の年度別推移

(単位：千円、%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
木造	36,725,093	37,971,419	36,637,934	37,808,141	39,148,330	37,631,639
非木造	80,629,870	81,671,947	78,798,313	79,375,963	81,298,376	79,546,586
合計	117,354,963	119,643,366	115,436,247	117,184,104	120,446,706	117,178,225
増減	—	2,288,403	▲ 4,207,119	1,747,857	3,262,602	▲ 3,268,481
前年比	—	101.9	96.5	101.5	102.8	97.3

資料：固定資産概要調書（第2表）

### 平成30年度 構造別評価額の構成比

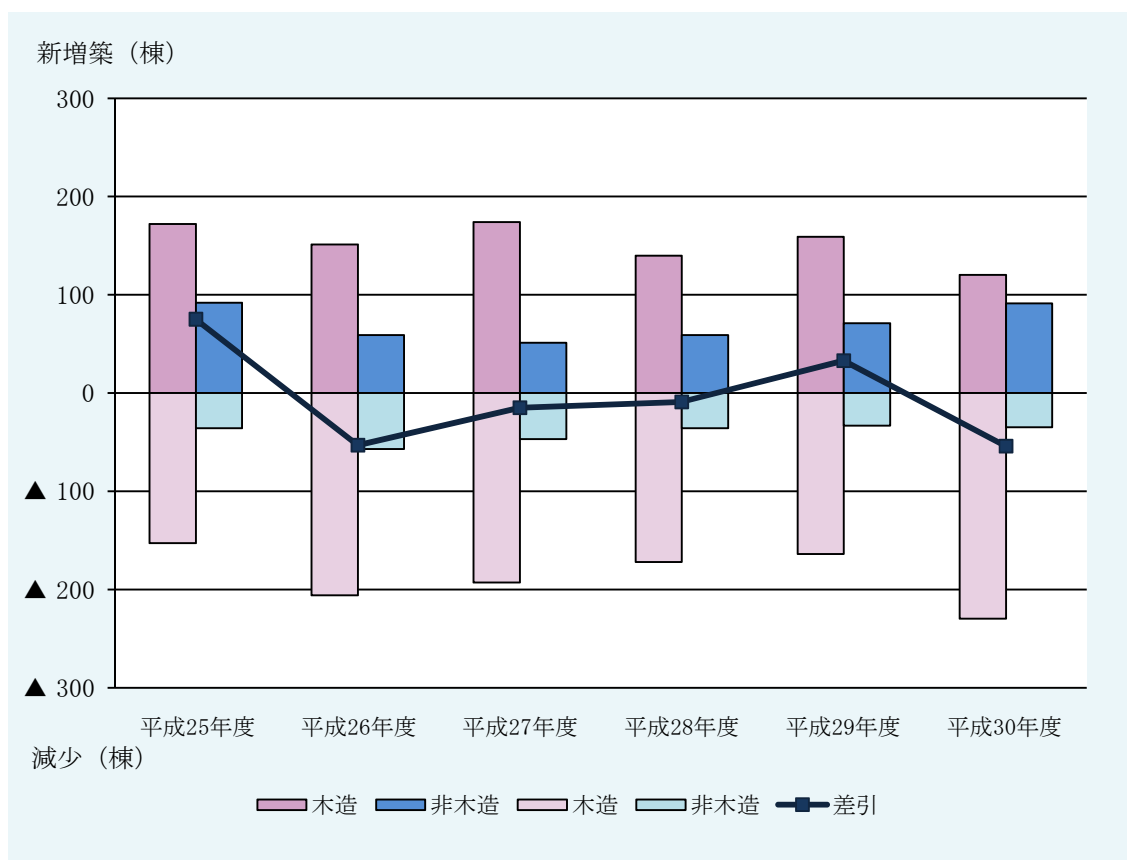


③ 新增築および減少家屋棟数の年度別推移

(単位：棟)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
木造	新增	172	151	174	140	159	120
	減少	153	206	193	172	164	230
	差引	19	▲ 55	▲ 19	▲ 32	▲ 5	▲ 110
非木造	新增	92	59	51	59	71	91
	減少	36	57	47	36	33	35
	差引	56	2	4	23	38	56
合計	新增	264	210	225	199	230	211
	減少	189	263	240	208	197	265
	差引	75	▲ 53	▲ 15	▲ 9	33	▲ 54

資料：固定資産概要調書（第31～34表）



(6) 平成30年度 家屋に関する概要調書

		棟 数			床面積 (㎡)		
		総 数 (イ)	免税点未満 (ロ)	免税点以上 (ハ)	総 数 (ニ)	免税点未満 (ホ)	
用 途 別	木 造	専用住宅	14,904	549	14,355	1,512,996	26,537
		共同住宅・寄宿舍	220	1	219	63,792	77
		併用住宅	871	16	855	96,731	937
		旅館・料亭・ホテル	12	0	12	1,816	0
		事務所・銀行・店舗	374	17	357	26,995	536
		劇場・病院	14	0	14	1,428	0
		工場・倉庫	1,143	51	1,092	81,171	1,646
		土 蔵	1,209	87	1,122	39,651	2,705
		附属家	5,659	467	5,192	244,334	13,827
		小 計	24,406	1,188	23,218	2,068,914	46,265
	非 木 造	事務所・百貨店 店舗	1,220	16	1,204	373,286	724
		住宅・アパート	3,245	33	3,212	553,820	956
		病院・ホテル	230	0	230	58,133	0
		工場・倉庫・市場	5,023	91	4,932	1,351,434	3,545
		その他	68	2	66	14,042	94
		小 計	9,786	142	9,644	2,350,715	5,319
	構 造 別	木 造	24,406	1,188	23,218	2,068,914	46,265
		鉄骨鉄筋コンクリート造	193	0	193	55,712	0
		鉄筋コンクリート造	851	1	850	381,788	27
鉄骨造		4,657	31	4,626	1,522,778	1,810	
軽量鉄骨造		3,182	80	3,102	360,231	2,629	
れんが造・コンクリート ブロック造		900	30	870	30,030	853	
その他		3	0	3	176	0	
小 計		34,192	1,330	32,862	4,419,629	51,584	

免税点以上 (へ)	決定価格 (千円)			単位当たり価格 (円/㎡)		
	総額 (ト)	免税点未満 (チ)	免税点以上 (リ)	(ト) / (ニ)	(チ) / (ホ)	(リ) / (へ)
1,486,459	31,797,820	37,634	31,760,186	21,016	1,418	21,366
63,715	2,479,204	86	2,479,118	38,864	1,117	38,909
95,794	1,305,523	1,777	1,303,746	13,496	1,896	13,610
1,816	12,868	0	12,868	7,086	0	7,086
26,459	588,394	1,126	587,268	21,796	2,101	22,195
1,428	34,053	0	34,053	23,847	0	23,847
79,525	455,747	2,998	452,749	5,615	1,821	5,693
36,946	64,954	2,558	62,396	1,638	946	1,689
230,507	893,076	13,492	879,584	3,655	976	3,816
2,022,649	37,631,639	59,671	37,571,968	18,189	1,290	18,576
372,562	21,769,048	1,203	21,767,845	58,317	1,662	58,427
552,864	19,477,423	3,299	19,474,124	35,169	3,451	35,224
58,133	3,935,228	0	3,935,228	67,694	0	67,694
1,347,889	33,932,156	8,552	33,923,604	25,108	2,412	25,168
13,948	432,731	157	432,574	30,817	1,670	31,013
2,345,396	79,546,586	13,211	79,533,375	33,839	2,484	33,910
2,022,649	37,631,639	59,671	37,571,968	18,189	1,290	18,576
55,712	4,653,091	0	4,653,091	83,520	0	83,520
381,761	22,362,680	78	22,362,602	58,574	2,889	58,577
1,520,968	41,979,278	3,357	41,975,921	27,568	1,855	27,598
357,602	10,292,378	7,887	10,284,491	28,572	3,000	28,760
29,177	255,562	1,886	253,676	8,510	2,211	8,694
176	3,597	3	3,594	20,438	0	20,420
4,368,045	117,178,225	72,882	117,105,343	26,513	1,413	26,810

資料：固定資産概要調書（第24～第30表）

## (7) 償却資産について

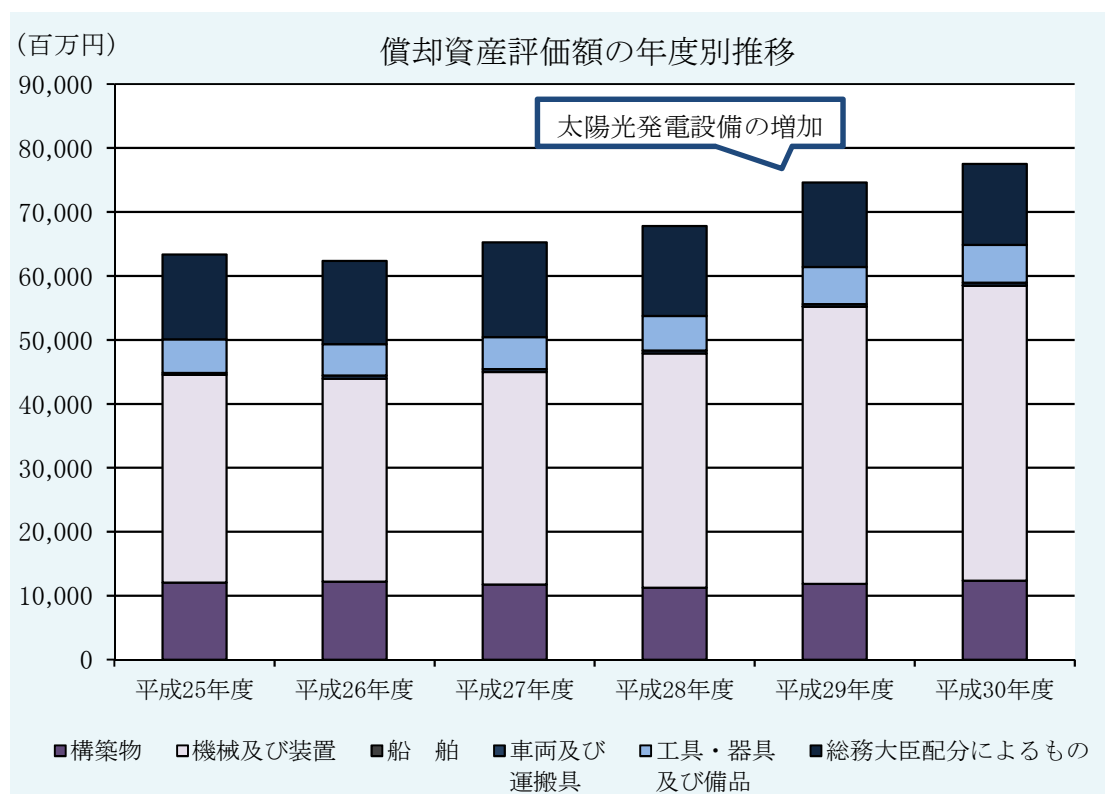
償却資産評価額の年度別推移

(単位：千円、%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
構築物	12,030,819	12,185,079	11,756,997	11,260,334	11,865,738	12,322,678
機械及び装置	32,507,784	31,740,036	33,242,322	36,645,236	43,350,437	46,180,799
船 舶	0	0	0	0	326	206
車両及び 運搬具	315,143	500,737	432,455	407,568	392,109	421,085
工具・器具 及び備品	5,247,880	4,923,488	4,984,840	5,426,562	5,768,552	5,947,702
小 計	50,101,626	49,349,340	50,416,614	53,739,700	61,377,162	64,872,470
総務大臣配分 によるもの ※1	13,246,948	13,008,481	14,854,716	14,064,096	13,257,795	12,630,738
県知事配分 によるもの ※1	0	0	0	0	0	0
小 計	13,246,948	13,008,481	14,854,716	14,064,096	13,257,795	12,630,738
合 計	63,348,574	62,357,821	65,271,330	67,803,796	74,634,957	77,503,208
前 年 比	—	98.4	104.7	103.9	110.1	103.8

資料：固定資産概要調書（第70表）

※1 鉄軌道や発送電施設など2つ以上の市町村にわたる固定資産で全体を一つの固定資産として評価すべきものについては、都道府県知事又は総務大臣がその価格などを決定して関係する市町村に配分します。





## (8) 都市計画税について

### ① 納税義務者数の年度別推移

(単位：人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
土地	4,807	4,882	4,969	5,058	5,167	5,275
家屋	4,556	4,592	4,702	4,800	4,903	5,008
合計	9,363	9,474	9,671	9,858	10,070	10,283
実数	5,933	6,076	6,101	6,310	6,406	6,526

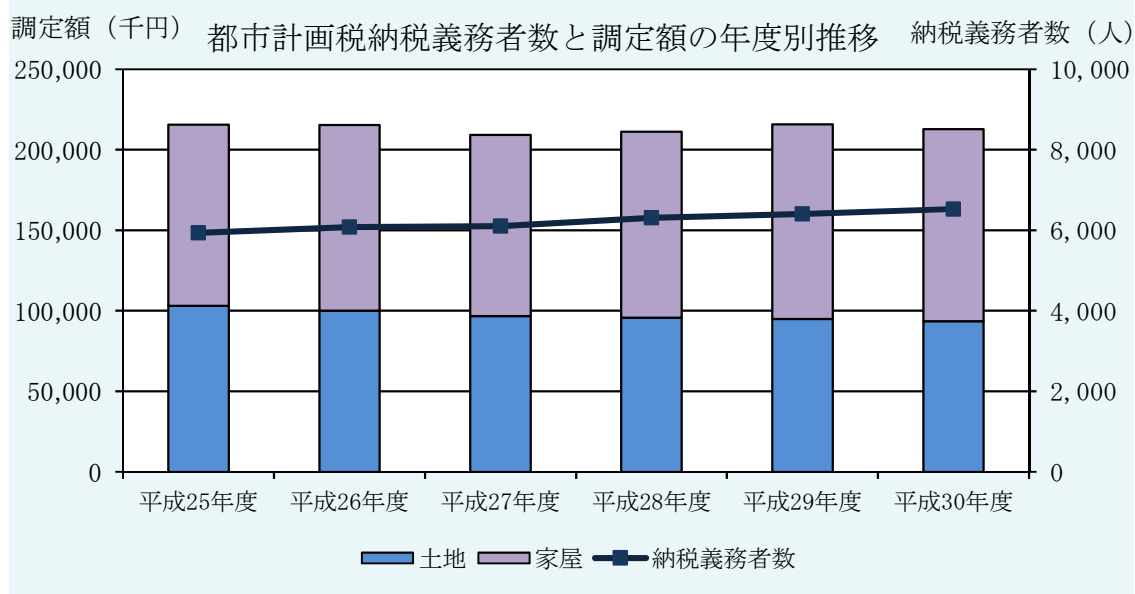
※ 当初調定による。

### ② 調定額の年度別推移

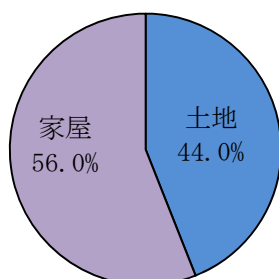
(単位：千円、%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
土地	103,051	100,162	96,634	95,703	94,876	93,596
家屋	112,586	115,257	112,643	115,380	120,813	119,185
合計	215,637	215,419	209,277	211,083	215,689	212,781
前年比	—	99.9	97.1	100.9	102.2	98.7

※ 当初調定による。



平成30年度 都市計画税当初調定額構成比



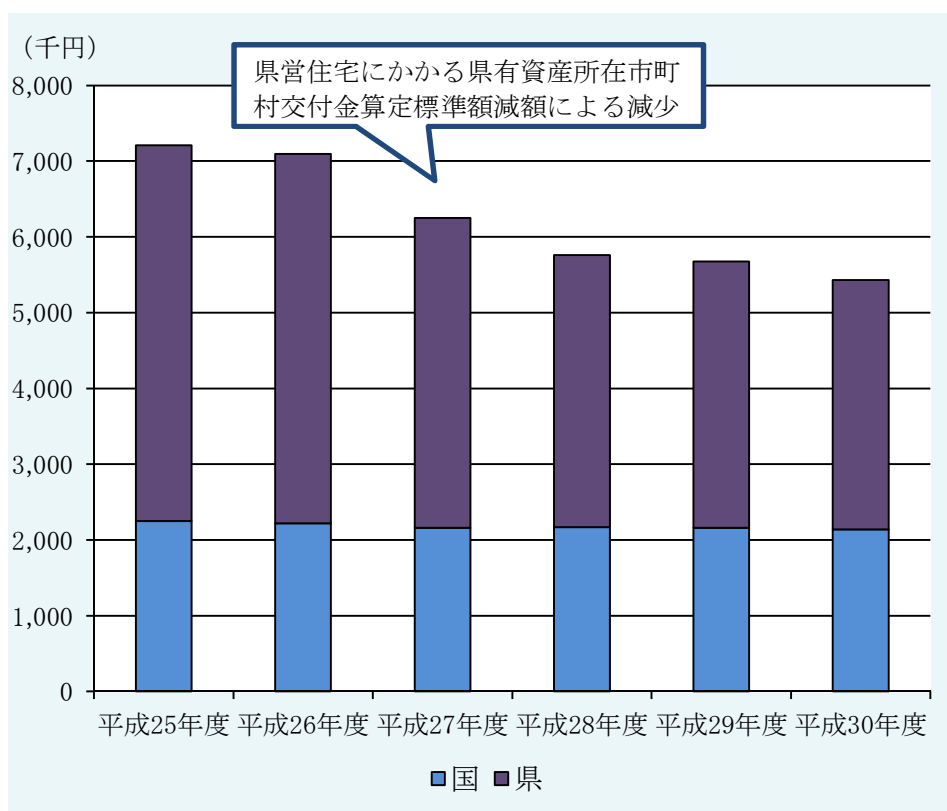
## (9) 国有資産等所在市町村交付金の年度別推移

国有資産等所在市町村交付金は、国や地方公共団体が所有する固定資産のうち、使用の実態が民間の所有のものと類似しているもの（県営住宅や官舎など）について、その固定資産が所在する市町村に対して、固定資産税の代わりに交付される交付金です。

(単位：円、%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国	2,250,300	2,220,700	2,161,800	2,168,700	2,159,600	2,141,600
県	4,959,900	4,875,400	4,087,800	3,589,200	3,517,400	3,288,400
合計	7,210,200	7,096,100	6,249,600	5,757,900	5,677,000	5,430,000
前年比	—	98.4	88.1	92.1	98.6	95.6

資料：固定資産概要調書（第89表）



## 3 諸 税

- (1) 軽自動車税
- (2) 国民健康保険税
- (3) 市たばこ税
- (4) 鉦産税



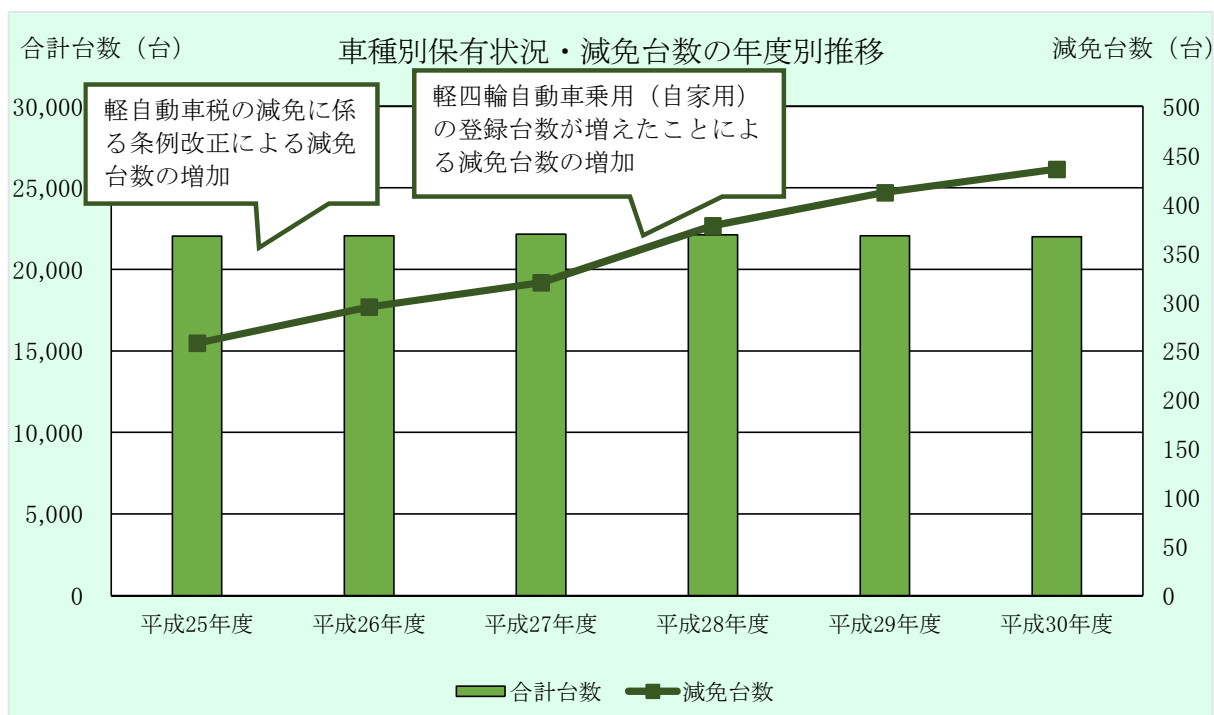
# (1) 軽自動車税

## ①車種別保有状況の年度別推移

(単位：台)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
原動機付自転車	50cc以下	2,215	2,107	2,011	1,903	1,771	1,687
	50cc超90cc以下	185	182	168	161	152	147
	90cc超125cc以下	198	205	228	236	247	259
	ミニカー	32	38	33	37	33	32
軽自動車	二輪車	493	468	484	463	465	449
	三輪車	1	1	1	2	2	2
	四輪乗用(営業用)	0	0	1	1	1	1
	四輪乗用(自家用)	9,727	10,046	10,378	10,561	10,720	10,867
	四輪貨物用(営業用)	61	60	61	61	65	62
	四輪貨物用(自家用)	5,262	5,155	5,054	5,016	4,971	4,903
小型特殊自動車	農耕作業用	3,307	3,252	3,182	3,114	3,072	3,018
	特殊作業用	84	82	83	83	84	81
二輪の小型自動車		476	473	491	493	489	502
合計台数(A)		22,041	22,069	22,175	22,131	22,072	22,010
(A)のうち減免台数(B)		258	295	320	378	412	436
(A)のうち非課税台数(C)		125	126	124	115	115	116
総課税台数(A-B-C)		21,658	21,648	21,731	21,638	21,545	21,458

資料：市町村課税状況調（第33表）

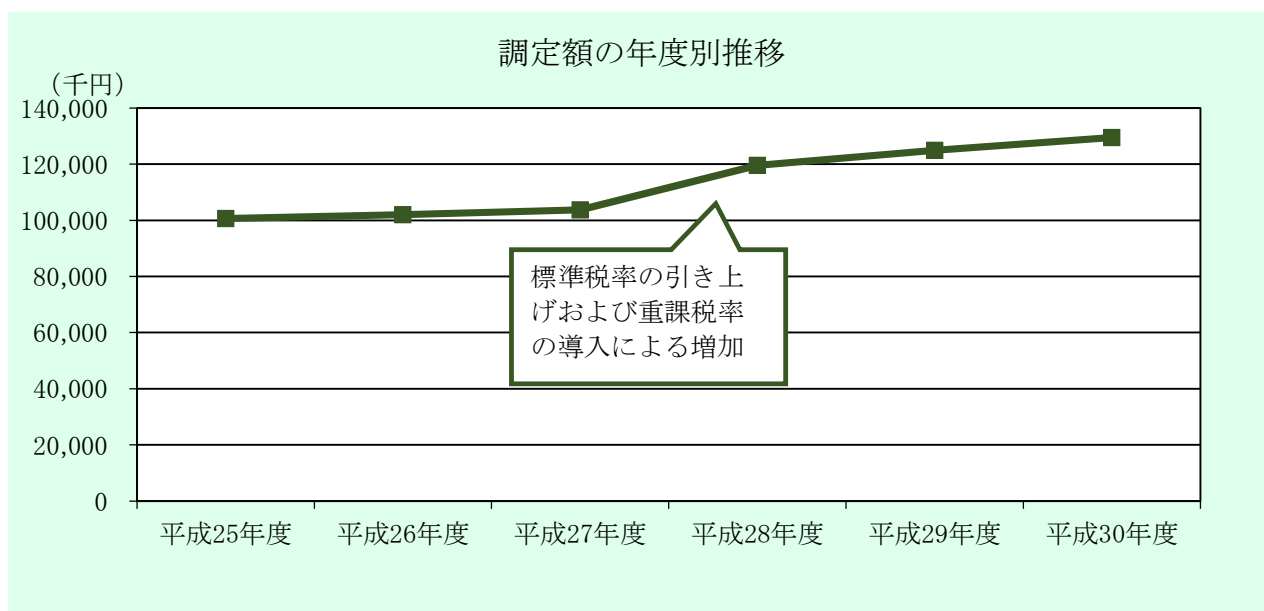


②調定額の年度別推移

(単位：千円)

車種		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
原動機付自転車	50cc以下	2,208	2,098	2,004	3,780	3,516	3,352
	50cc超90cc以下	210	208	195	320	302	294
	90cc超125cc以下	308	316	348	552	578	605
	ミニカー	80	95	82	137	122	118
軽自動車	二輪車	1,183	1,123	1,161	1,667	1,674	1,616
	三輪車	3	3	3	9	9	9
	四輪乗用(営業用)	0	0	5	6	6	6
	四輪乗用(自家用)	68,227	70,265	72,468	81,338	86,939	91,629
	四輪貨物用(営業用)	183	180	183	191	220	209
	四輪貨物用(自家用)	20,692	20,264	19,852	23,125	23,307	23,374
小型特殊自動車	農耕作業用	5,265	5,178	5,070	4,962	4,894	4,808
	特殊作業用	376	366	371	466	472	454
二輪の小型自動車		1,900	1,888	1,960	2,952	2,928	3,006
合計		100,635	101,984	103,702	119,505	124,967	129,480

資料：市町村課税状況調(第33表)



## (2) 国民健康保険税

### ①平成30年度国民健康保険特別会計歳入・歳出予算額

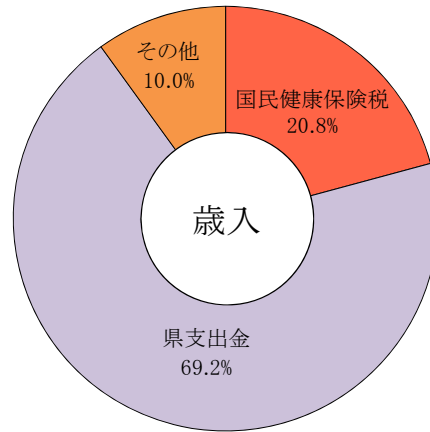
平成30年度国民健康保険特別会計予算歳入内訳

(単位：千円、%)

	予算額	構成比
国民健康保険税	776,700	20.8
一部負担金	4	0.0
使用料及び手数料	550	0.0
県支出金	2,583,734	69.2
財産収入	301	0.0
繰入金	364,180	9.8
繰越金	2	0.0
諸収入	7,519	0.2
歳入合計	3,732,990	100.0

資料：平成30年度加東市予算書

国民健康保険特別会計歳入内訳



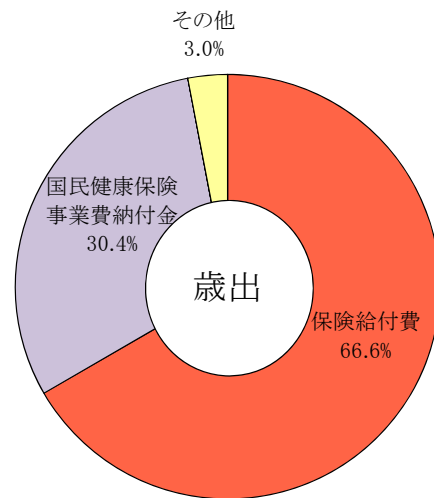
平成30年度国民健康保険特別会計予算歳出内訳

(単位：千円、%)

	予算額	構成比
総務費	72,992	2.0
保険給付費	2,487,480	66.6
国民健康保険事業費納付金	1,133,228	30.4
共同事業拠出金	84	0.0
保健事業費	32,603	0.9
基金積立金	301	0.0
公債費	917	0.0
諸支出金	4,385	0.1
予備費	1,000	0.0
歳出合計	3,732,990	100.0

資料：平成30年度加東市予算書

国民健康保険特別会計歳出内訳



※ 平成30年4月から国民健康保険制度が変わり、都道府県が財政運営の責任主体となったため、予算科目が大幅に変更となっています。

## ②加入者数の年度別推移

各年度6月末日現在（単位：世帯、人、％）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
世帯数	総世帯数	15,059	15,202	15,524	15,861	16,324	16,465
	加入世帯数	5,165	5,086	5,103	5,093	4,964	4,841
	加入率	34.3	33.5	32.9	32.1	30.4	29.4
人口	総人口	39,997	39,792	39,840	40,026	40,356	40,093
	加入者数	9,042	8,814	8,763	8,659	8,319	7,934
	加入率	22.6	22.2	22.0	21.6	20.6	19.8
	介護保険第2号被保険者数	3,386	3,087	3,035	2,885	2,701	2,464

資料：国民健康保険毎月事業状況報告書（事業月報）  
加東市人口統計（地区別人口世帯数統計表）

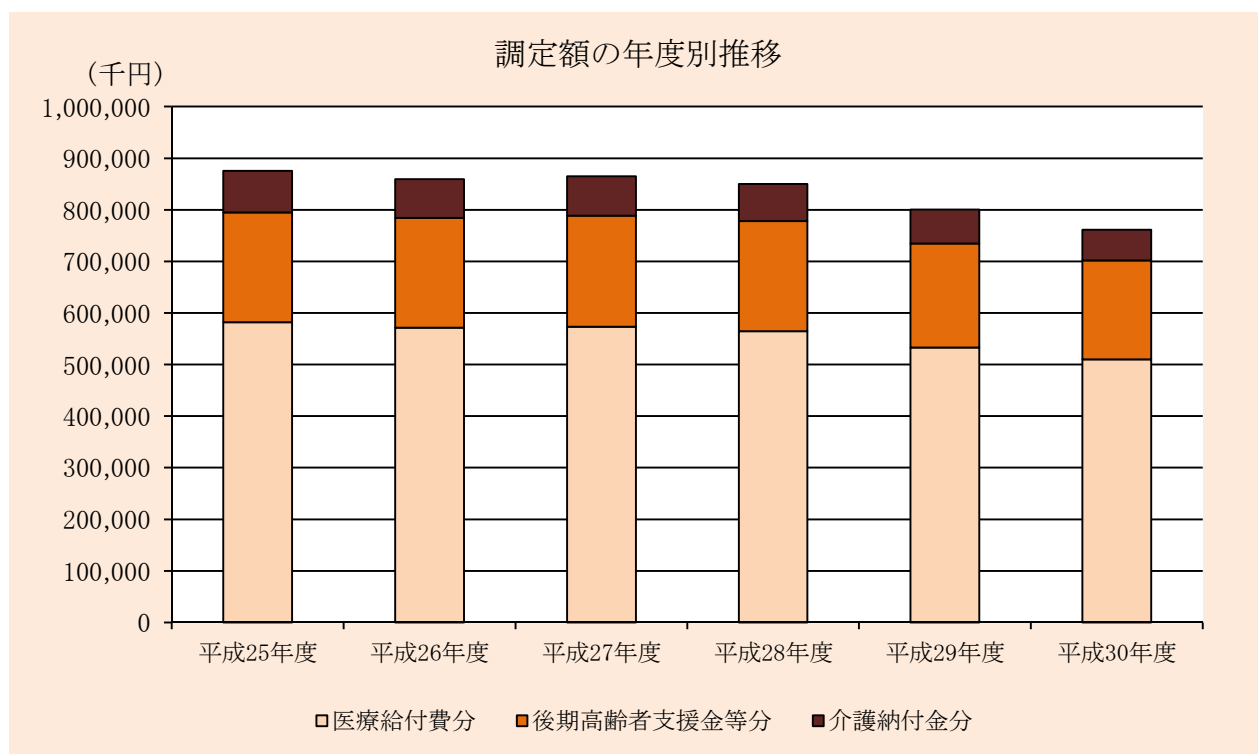
## ③調定額の年度別推移

（単位：千円）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
医療給付費分	581,906	571,311	573,576	564,700	532,985	510,042
後期高齢者支援金等分	213,211	213,192	215,016	213,411	201,484	191,979
介護納付金分	80,517	75,161	76,226	72,164	66,275	59,591
合計	875,634	859,664	864,817	850,274	800,745	761,611

※ 当初調定による。

※ 千円未満を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。





④加入者一人当たりの国民健康保険税額

(単位：円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
医療給付費分 一人当たり税額	64,356	64,819	65,454	65,215	64,068	64,286
後期高齢者支援金等分 一人当たり税額	23,580	24,188	24,537	24,646	24,220	24,197
介護納付金分 一人当たり税額	23,779	24,348	25,116	25,013	24,537	24,185
一世帯当たり税額	169,532	169,026	169,472	166,950	161,310	157,325

※ 各年度の当初調定額と6月末日現在の国民健康保険加入者数等から算出しています。

⑤算定額

(単位：千円)

	区分	算定額		
		所得割	均等割	平等割
平成25年度	医療給付費分	347,505	242,938	105,179
	後期高齢者支援金等分	137,118	90,417	37,180
	介護納付金分	52,977	35,394	16,158
平成26年度	医療給付費分	356,591	238,389	103,287
	後期高齢者支援金等分	140,703	88,724	36,511
	介護納付金分	49,828	32,711	15,264
平成27年度	医療給付費分	362,259	235,224	102,878
	後期高齢者支援金等分	142,939	87,546	36,366
	介護納付金分	49,813	31,232	14,610
平成28年度	医療給付費分	369,690	231,845	103,953
	後期高齢者支援金等分	145,872	86,288	36,746
	介護納付金分	49,465	30,110	14,340
平成29年度	医療給付費分	343,196	222,696	100,448
	後期高齢者支援金等分	135,418	82,882	35,507
	介護納付金分	44,516	27,907	13,548

資料：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

※ 算定額は、基準総所得金額の総合計や総加入者数、総世帯数に税率をかけた金額です。

⑥税率

	区分	所得割額 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	限度額 (円)
平成25年度	医療給付費分	6.64	26,600	A、B以外の世帯 21,500	510,000
				A. 特定世帯 10,750	
				B. 特定継続世帯 16,125	
	後期高齢者 支援金等分	2.62	9,900	A、B以外の世帯 7,600	140,000
				A. 特定世帯 3,800	
				B. 特定継続世帯 5,700	
介護納付金分	2.10	10,200	6,000	120,000	
平成26年度	医療給付費分	6.64	26,600	A、B以外の世帯 21,500	510,000
				A. 特定世帯 10,750	
				B. 特定継続世帯 16,125	
	後期高齢者 支援金等分	2.62	9,900	A、B以外の世帯 7,600	160,000
				A. 特定世帯 3,800	
				B. 特定継続世帯 5,700	
介護納付金分	2.10	10,200	6,000	140,000	
平成27年度	医療給付費分	6.64	26,600	A、B以外の世帯 21,500	520,000
				A. 特定世帯 10,750	
				B. 特定継続世帯 16,125	
	後期高齢者 支援金等分	2.62	9,900	A、B以外の世帯 7,600	170,000
				A. 特定世帯 3,800	
				B. 特定継続世帯 5,700	
介護納付金分	2.10	10,200	6,000	160,000	
平成28年度	医療給付費分	6.64	26,600	A、B以外の世帯 21,500	540,000
				A. 特定世帯 10,750	
				B. 特定継続世帯 16,125	
	後期高齢者 支援金等分	2.62	9,900	A、B以外の世帯 7,600	190,000
				A. 特定世帯 3,800	
				B. 特定継続世帯 5,700	
介護納付金分	2.10	10,200	6,000	160,000	
平成29年度	医療給付費分	6.64	26,600	A、B以外の世帯 21,500	540,000
				A. 特定世帯 10,750	
				B. 特定継続世帯 16,125	
	後期高齢者 支援金等分	2.62	9,900	A、B以外の世帯 7,600	190,000
				A. 特定世帯 3,800	
				B. 特定継続世帯 5,700	
介護納付金分	2.10	10,200	6,000	160,000	
平成30年度	医療給付費分	6.64	26,600	A、B以外の世帯 21,500	580,000
				A. 特定世帯 10,750	
				B. 特定継続世帯 16,125	
	後期高齢者 支援金等分	2.62	9,900	A、B以外の世帯 7,600	190,000
				A. 特定世帯 3,800	
				B. 特定継続世帯 5,700	
介護納付金分	2.10	10,200	6,000	160,000	

※ 「特定世帯」とは、国民健康保険に加入していた方が後期高齢者医療制度に移られたことにより、国民健康保険加入者が一人になった世帯をいいます。

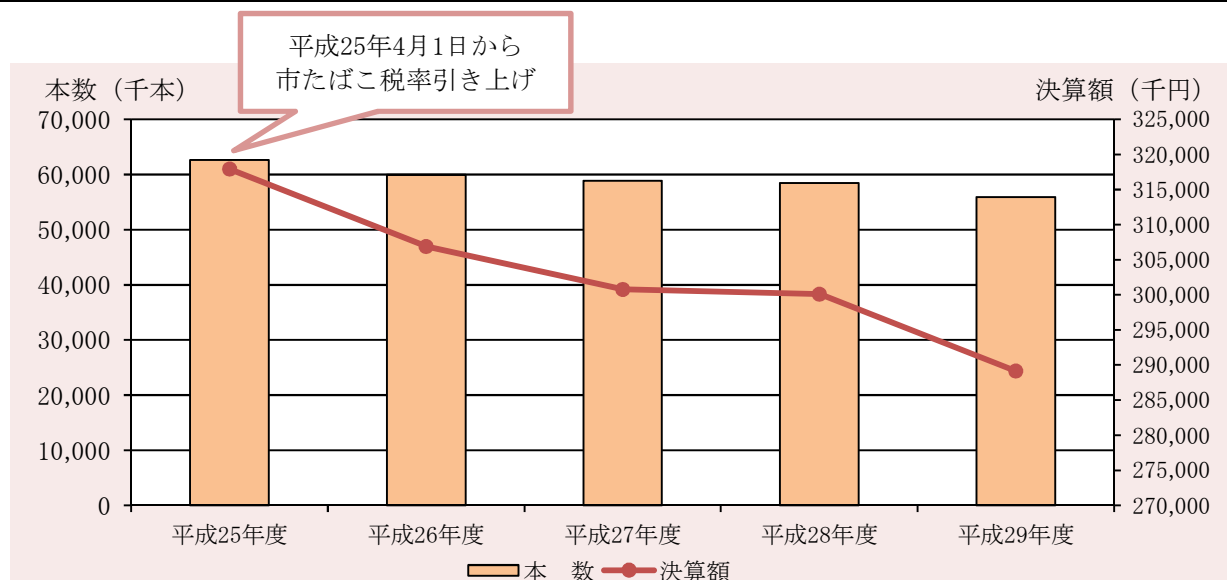
「特定継続世帯」とは、特定世帯に該当して5年経過後8年を超えない世帯をいいます。

### (3) 市たばこ税

決算額、本数の年度別推移

(単位：円、本)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
決算額	317,925,238	306,895,406	300,796,634	300,093,606	289,144,771
本数	62,588,863	59,951,429	58,844,697	58,443,137	55,910,947



市たばこ税率の変遷

平成25年 4月1日改正 たばこ1,000本当たり5,262円 (旧3級品は2,495円)

平成28年 4月1日改正 (旧3級品のみ) たばこ1,000本当たり2,925円

平成29年 4月1日改正 (旧3級品のみ) たばこ1,000本当たり3,355円

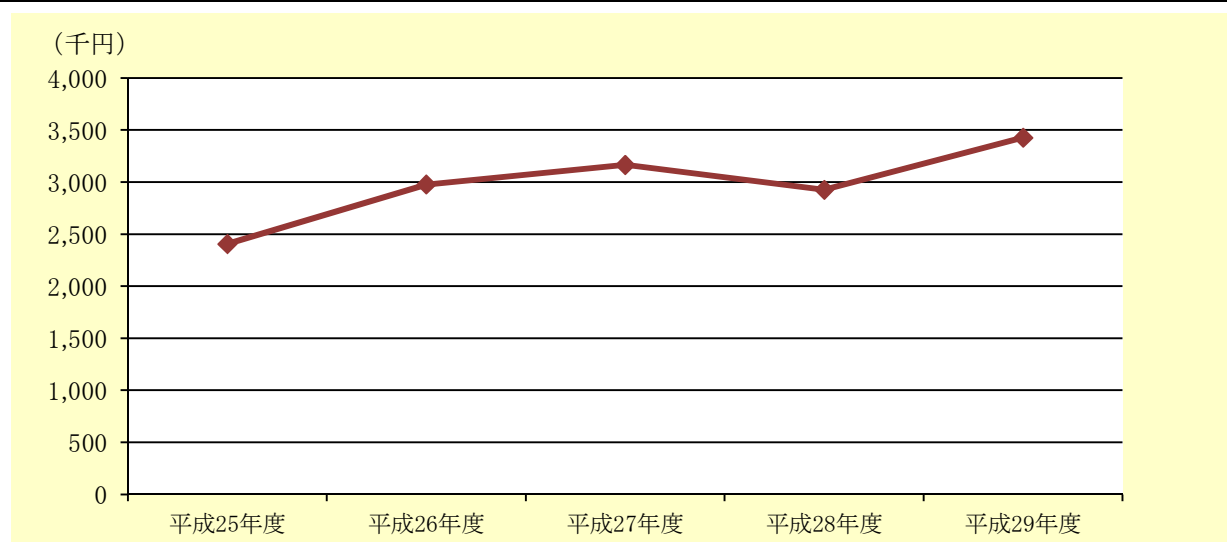
※ 旧3級品とは、わかば・エコー・しんせい・ゴールデンバット・ウルマ・バイオレットの6銘柄のことをいいます。

### (4) 鉱産税

決算額の年度別推移

(単位：円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
決算額	2,406,400	2,976,200	3,164,500	2,925,600	3,426,300





## 4 徵收



## (1) 口座振替の年度別推移

(単位：件、千円)

		個人市・ 県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康 保険税	合 計
平成25年度	件 数	8,570	31,791	9,598	22,235	72,194
	金 額	310,160	1,093,481	38,378	545,731	1,987,750
平成26年度	件 数	7,846	31,723	9,457	22,237	71,263
	金 額	286,942	1,106,788	38,211	538,049	1,969,990
平成27年度	件 数	7,706	31,351	9,250	19,685	67,992
	金 額	294,105	1,095,786	37,681	488,444	1,916,016
平成28年度	件 数	6,692	31,151	9,075	19,425	66,343
	金 額	279,548	1,163,930	42,750	484,857	1,971,084
平成29年度	件 数	6,096	30,771	8,913	18,822	64,602
	金 額	257,160	1,188,539	43,775	456,481	1,945,953

※ 千円未満を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。

## (2) コンビニ収納の年度別推移

(単位：件、千円)

		個人市・ 県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康 保険税	合 計
平成25年度	件 数	6,009	5,316	4,426	4,377	20,128
	金 額	141,217	121,595	24,332	84,046	371,190
平成26年度	件 数	6,426	6,678	4,986	5,516	23,606
	金 額	147,302	163,977	27,536	103,842	442,657
平成27年度	件 数	7,036	7,429	5,235	6,117	25,817
	金 額	156,817	180,988	29,081	115,504	482,390
平成28年度	件 数	6,920	7,775	5,794	6,102	26,591
	金 額	160,425	203,741	36,726	114,860	515,751
平成29年度	件 数	8,160	8,915	6,346	6,737	30,158
	金 額	189,539	236,016	41,713	130,343	597,612

※ 千円未満を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。

※ 件数・金額には督促手数料および延滞金を含みます。

### (3) 税目別収納率（現年課税分）

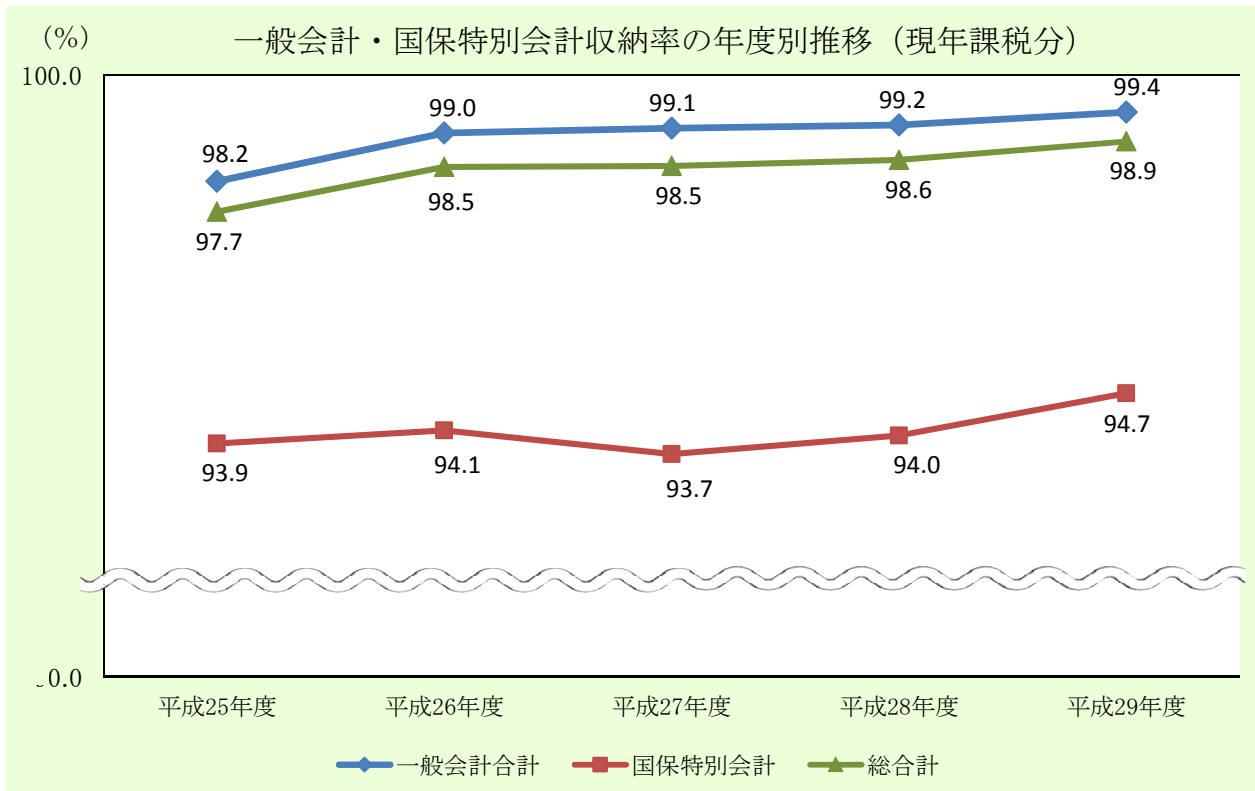
会計区分		一般会計			
		個人市民税	法人市民税	固定資産税 都市計画税	国有資産等所在 市町村交付金
平成25年度	調定額	1,785,264	532,066	3,904,378	7,210
	収入済額	1,762,198	529,803	3,813,283	7,210
	収納率	98.7	99.6	97.7	100.0
平成26年度	調定額	1,770,225	565,048	3,904,692	7,096
	収入済額	1,747,096	564,111	3,865,450	7,096
	収納率	98.7	99.8	99.0	100.0
平成27年度	調定額	1,817,175	496,757	3,810,465	6,358
	収入済額	1,791,905	496,053	3,779,841	6,358
	収納率	98.6	99.9	99.2	100.0
平成28年度	調定額	1,840,179	527,699	3,853,708	5,758
	収入済額	1,815,596	526,906	3,825,624	5,758
	収納率	98.7	99.8	99.3	100.0
平成29年度	調定額	1,869,583	530,067	3,993,289	5,677
	収入済額	1,848,754	529,224	3,974,445	5,677
	収納率	98.9	99.8	99.5	100.0

※ 千円未満、小数点第2位を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。



(単位：千円、%)

軽自動車税	市たばこ税	鉦産税	一般会計 合計	国保特別会計 国民健康保険税	総合計
100,612	317,925	2,406	6,649,862	875,213	7,525,074
99,252	317,925	2,406	6,532,078	821,602	7,353,680
98.6	100.0	100.0	98.2	93.9	97.7
101,994	306,895	2,976	6,658,926	858,558	7,517,485
100,782	306,895	2,976	6,594,407	807,835	7,402,241
98.8	100.0	100.0	99.0	94.1	98.5
103,728	300,797	3,165	6,538,444	861,747	7,400,191
102,296	300,797	3,165	6,480,415	807,436	7,287,850
98.6	100.0	100.0	99.1	93.7	98.5
120,118	300,094	2,926	6,650,481	846,875	7,497,356
118,093	300,094	2,926	6,594,996	796,117	7,391,113
98.3	100.0	100.0	99.2	94.0	98.6
124,974	289,145	3,426	6,816,161	790,496	7,606,657
122,924	289,145	3,426	6,773,595	748,672	7,522,266
98.4	100.0	100.0	99.4	94.7	98.9



#### (4) 税目別収納率（滞納繰越分）

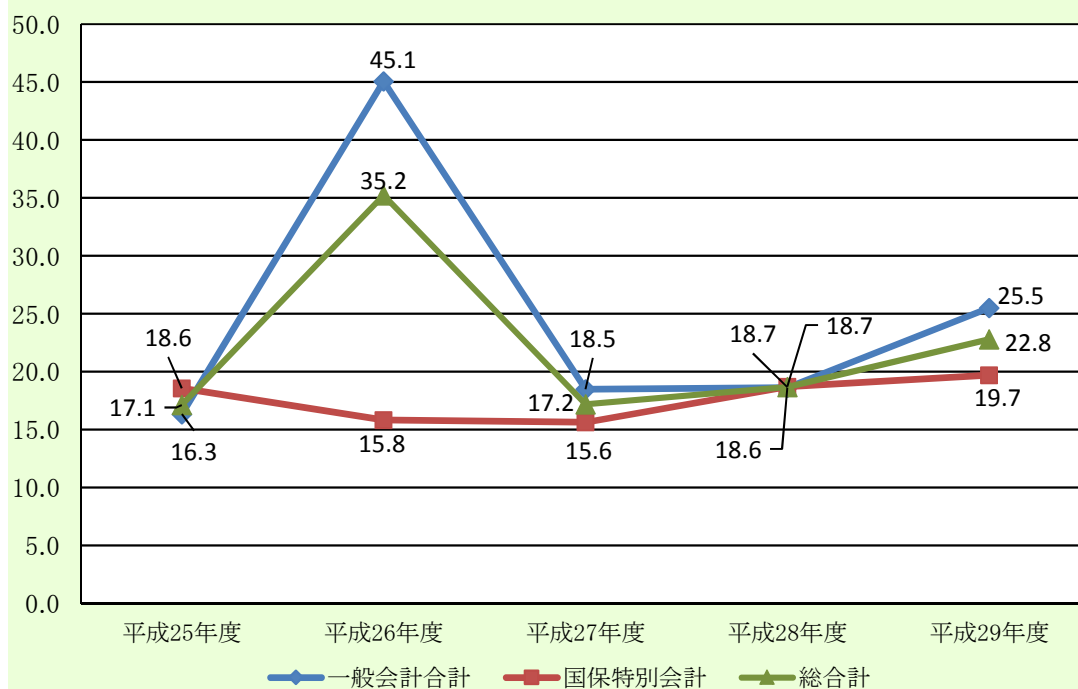
会計区分		一般会計		
		個人市民税	法人市民税	固定資産税 都市計画税
平成25年度	調定額	108,164	4,512	472,343
	収入済額	25,908	731	68,637
	収納率	24.0	16.2	14.5
平成26年度	調定額	97,590	3,735	480,645
	収入済額	19,638	495	243,380
	収納率	20.1	13.3	50.6
平成27年度	調定額	96,752	4,055	234,028
	収入済額	20,987	531	40,385
	収納率	21.7	13.1	17.3
平成28年度	調定額	98,426	4,000	214,196
	収入済額	21,467	596	36,714
	収納率	21.8	14.9	17.1
平成29年度	調定額	97,958	4,166	196,572
	収入済額	26,058	1,064	48,887
	収納率	26.6	25.5	24.9

※ 千円未満、小数点第2位を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。

(単位：千円、%)

軽自動車税	一般会計 合計	国保特別会計 国民健康保険税	総合計
5,681	590,700	319,255	909,955
1,245	96,521	59,288	155,809
21.9	16.3	18.6	17.1
5,382	587,352	297,439	884,791
1,124	264,637	47,114	311,751
20.9	45.1	15.8	35.2
5,045	339,880	281,993	621,873
936	62,839	44,072	106,912
18.6	18.5	15.6	17.2
5,264	321,886	279,571	601,457
1,185	59,962	52,331	112,292
22.5	18.6	18.7	18.7
5,458	304,153	263,195	567,349
1,549	77,559	51,826	129,385
28.4	25.5	19.7	22.8

(%) 一般会計・国保特別会計収納率の年度別推移（滞納繰越分）



## (5) 市税収納率状況(県下29市中)

(単位：%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
順位	22位	8位	9位	9位	9位
収納率	91.6	94.7	95.1	95.4	96.2
県下29市 平均収納率	93.0	93.4	94.0	94.6	95.1

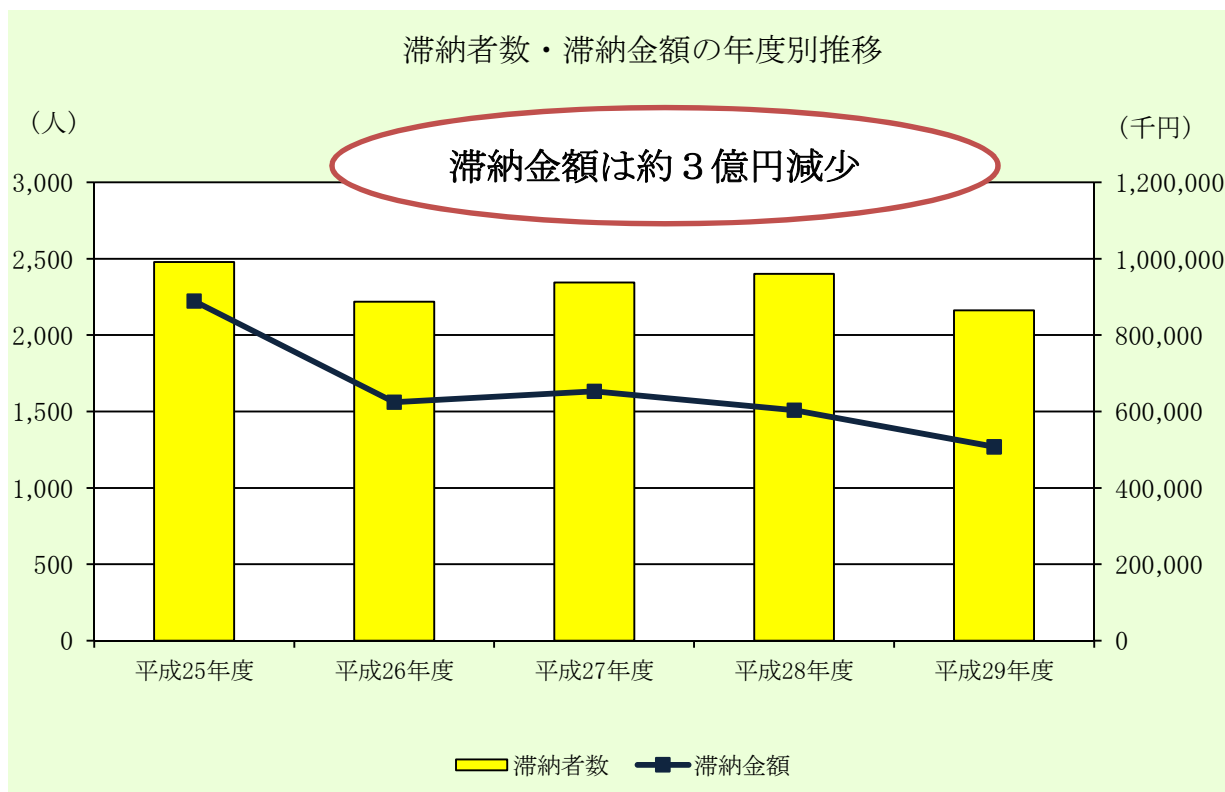
※ 国民健康保険税を除く。

## (6) 滞納者数・滞納金額の年度別推移

各年3月31日現在(単位：人、千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
滞納者数	2,479	2,218	2,345	2,400	2,161
滞納金額	889,057	624,244	653,052	603,581	507,518

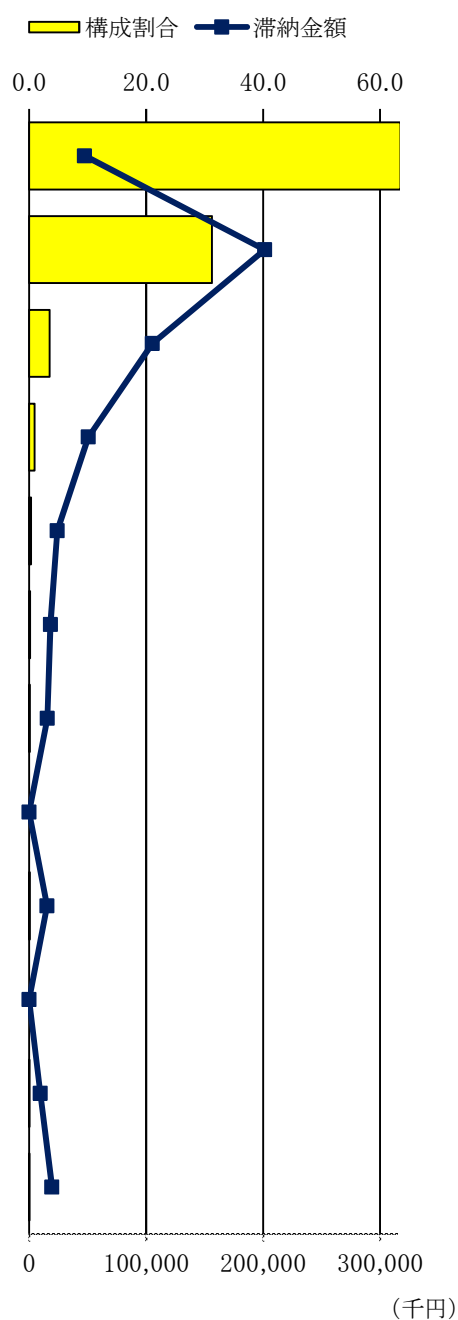
※ 滞納者数には法人を含みます。また、滞納金額には国民健康保険税を含みます。



## (7) 滞納金額別の内訳

平成30年3月31日現在 (単位:人、%、千円)

滞納額の段階	滞納者数	構成割合	滞納金額
10万円以下の金額	1,372	63.5	47,446
10万円を超え100万円以下	676	31.3	201,352
100万円を超え200万円以下	75	3.5	105,462
200万円を超え300万円以下	20	0.9	50,597
300万円を超え400万円以下	7	0.3	24,184
400万円を超え500万円以下	4	0.2	18,399
500万円を超え600万円以下	3	0.1	15,491
600万円を超え700万円以下	0	0.0	0
700万円を超え800万円以下	2	0.1	15,285
800万円を超え900万円以下	0	0.0	0
900万円を超え1,000万円以下	1	0.0	9,756
1,000万円を超える金額	1	0.0	19,547
合計	2,161	100.0	507,519



※ 滞納者数には法人を含みます。

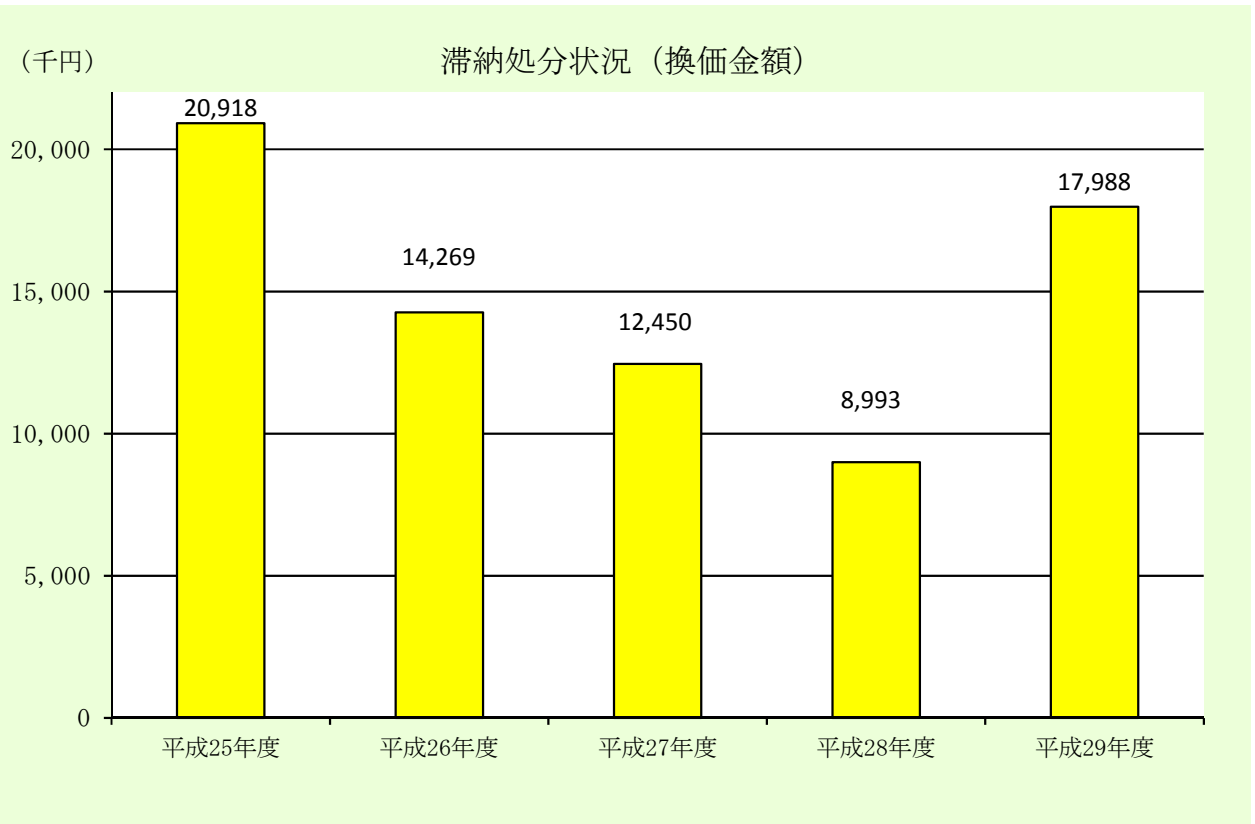
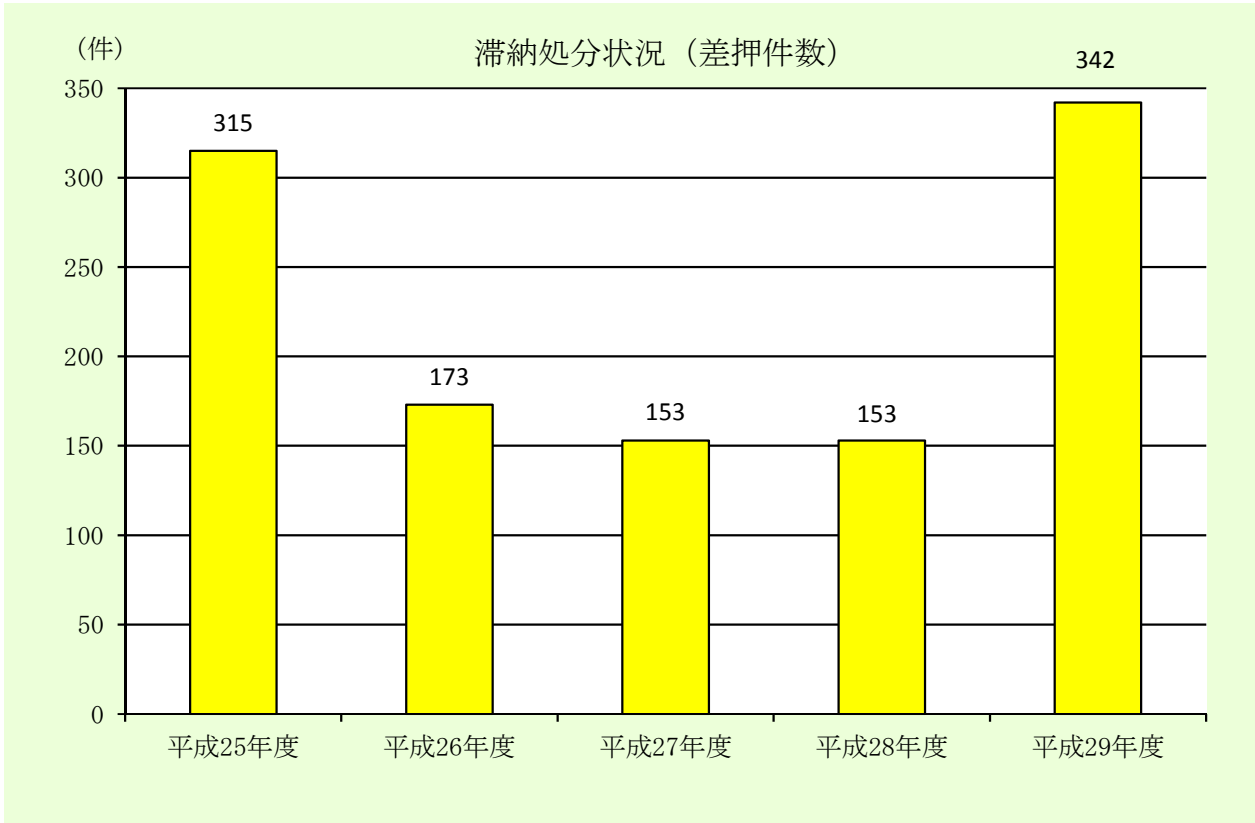
※ 千円未満、小数点第2位を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。

## (8) 滞納処分(差押え、換価)状況

(単位：件、千円)

		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
不動産	差押え	14	26,526	7	2,083	6	1,893	15	18,805	37	22,717
	換価	2	4,185	2	257	1	144	0	0	0	0
動産	差押え	8	150,777	2	6,918	2	4,839	4	16,765	4	3,767
	換価	9	328	2	182	4	181	3	308	6	211
自動車 軽自動車	差押え	2	144,661	1	104	0	0	10	9,826	3	3,319
	換価	3	119	0	0	0	0	1	50	4	525
給与	差押え	64	16,469	29	15,688	33	5,607	51	31,942	68	20,620
	換価	81	8,519	35	5,105	29	4,619	30	4,256	43	8,568
預金	差押え	171	65,566	109	29,301	99	2,526	56	21,846	211	78,220
	換価	151	5,965	99	5,204	90	3,800	49	2,439	184	6,959
売掛金	差押え	1	2,427	1	2,263	0	0	0	0	0	0
	換価	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国税 還付金	差押え	47	30,479	14	12,723	9	4,609	11	4,338	7	1,116
	換価	62	1,662	18	286	15	528	9	352	7	401
生命保険	差押え	4	1,097	0	0	0	0	0	0	7	8,743
	換価	0	0	4	460	0	0	0	0	3	529
その他	差押え	4	145,876	10	14,685	4	4,020	6	9,009	5	5,165
	換価	2	140	3	2,774	2	3,178	2	1,588	2	794
合計	差押え	315	583,877	173	83,765	153	23,493	153	112,531	342	143,668
	換価	310	20,918	163	14,269	141	12,450	94	8,993	249	17,988

※ 千円未満を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。



## (9) 執行停止状況

会計区分		一般会計					
年度	理由	個人市・県民税		法人市民税		固定資産税 都市計画税	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成25年度	差押財産なし	17	3,913	3	2,232	39	7,735
	生活困窮	12	2,349	0	0	8	473
	所在・財産不明	19	2,318	0	0	54	3,601
	合計	48	8,579	3	2,232	101	11,809
平成26年度	差押財産なし	15	1,093	1	99	30	32,844
	生活困窮	8	1,143	0	0	14	3,258
	所在・財産不明	12	2,058	1	171	31	938
	合計	35	4,295	2	270	75	37,039
平成27年度	差押財産なし	29	1,261	2	228	71	5,600
	生活困窮	20	2,451	0	0	19	598
	所在・財産不明	9	236	0	0	27	416
	合計	58	3,948	2	228	117	6,614
平成28年度	差押財産なし	0	0	1	31	27	257
	生活困窮	63	15,851	0	0	119	9,488
	所在・財産不明	6	330	0	0	64	1,407
	合計	69	16,181	1	31	210	11,152
平成29年度	差押財産なし	15	2,088	2	33	179	3,086
	生活困窮	102	5,699	4	207	201	11,010
	所在・財産不明	30	1,495	2	230	73	938
	合計	147	9,282	8	471	453	15,034



(単位：件、千円)

軽自動車税		一般会計 合計	
件数	金額	件数	金額
12	205	71	14,085
5	53	25	2,875
15	96	88	6,014
32	354	184	22,975
12	171	58	34,207
9	466	31	4,867
8	74	52	3,241
29	711	141	42,315
19	90	121	7,178
11	30	50	3,079
3	9	39	661
33	129	210	10,918
1	12	29	300
30	159	212	25,498
18	75	88	1,812
49	246	329	27,610
10	44	206	5,252
75	367	382	17,284
23	87	128	2,749
108	498	716	25,285

国保特別会計 国民健康保険税	
件数	金額
18	8,454
12	1,744
24	4,911
54	15,109
14	5,233
16	2,575
20	5,556
50	13,364
31	4,111
27	2,860
15	912
73	7,884
0	0
110	10,679
17	1,021
127	11,701
18	2,975
196	16,330
53	3,032
267	22,337

総合計	
件数	金額
89	22,539
37	4,620
112	10,925
238	38,083
72	39,440
47	7,442
72	8,797
191	55,679
152	11,289
77	5,939
54	1,573
283	18,802
29	300
322	36,177
105	2,833
456	39,310
224	8,227
578	33,614
181	5,781
983	47,622

# (10) 不納欠損状況

会計区分			一般会計					
年度	事由		個人市民税		法人市民税		固定資産税 都市計画税	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成25年度	執行停止 3年経過	差押財産なし	16	333	0	0	39	661
		生活困窮	121	2,107	0	0	356	4,234
		所在・財産不明	50	727	0	0	301	1,472
	即時消滅		1	1	9	1,902	115	3,009
	執行停止中 時効	差押財産なし	143	1,854	3	307	108	490
		生活困窮	48	1,015	0	0	33	177
		所在・財産不明	83	1,323	2	100	284	2,263
	消滅時効		0	0	0	0	0	0
合計		462	7,361	14	2,309	1,236	12,305	
平成26年度	執行停止 3年経過	差押財産なし	45	357	0	0	31	3,348
		生活困窮	77	941	0	0	111	4,115
		所在・財産不明	23	262	0	0	178	805
	即時消滅		1	5	2	99	203	28,610
	執行停止中 時効	差押財産なし	79	1,272	2	23	174	1,529
		生活困窮	40	378	0	0	148	2,664
		所在・財産不明	62	969	0	0	196	641
	消滅時効		0	0	0	0	0	0
合計		327	4,184	4	122	1,041	41,711	
平成27年度	執行停止 3年経過	差押財産なし	8	55	0	0	57	84
		生活困窮	43	521	0	0	26	190
		所在・財産不明	45	429	0	0	70	85
	即時消滅		8	53	2	228	149	4,225
	執行停止中 時効	差押財産なし	128	994	0	0	171	3,667
		生活困窮	21	327	0	0	75	232
		所在・財産不明	17	145	0	0	101	1,589
	消滅時効		0	0	0	0	0	0
合計		270	2,525	2	228	649	10,071	
平成28年度	執行停止 3年経過	差押財産なし	25	803	0	0	212	4,157
		生活困窮	23	797	0	0	36	248
		所在・財産不明	48	727	0	0	295	1,419
	即時消滅		0	0	1	31	115	257
	執行停止中 時効	差押財産なし	7	72	0	0	43	499
		生活困窮	76	713	0	0	186	1,366
		所在・財産不明	50	589	0	0	273	1,016
	消滅時効		0	0	0	0	0	0
合計		229	3,701	1	31	1,160	8,962	
平成29年度	執行停止 3年経過	差押財産なし	0	0	0	0	48	374
		生活困窮	18	124	0	0	43	371
		所在・財産不明	21	589	1	171	67	204
	即時消滅		44	1,253	1	30	708	3,023
	執行停止中 時効	差押財産なし	0	0	0	0	29	349
		生活困窮	120	1,053	0	0	308	3,617
		所在・財産不明	34	204	0	0	87	340
	消滅時効		0	0	0	0	0	0
合計		237	3,224	2	201	1,290	8,278	

※ 千円未満を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。

(単位：件、千円)

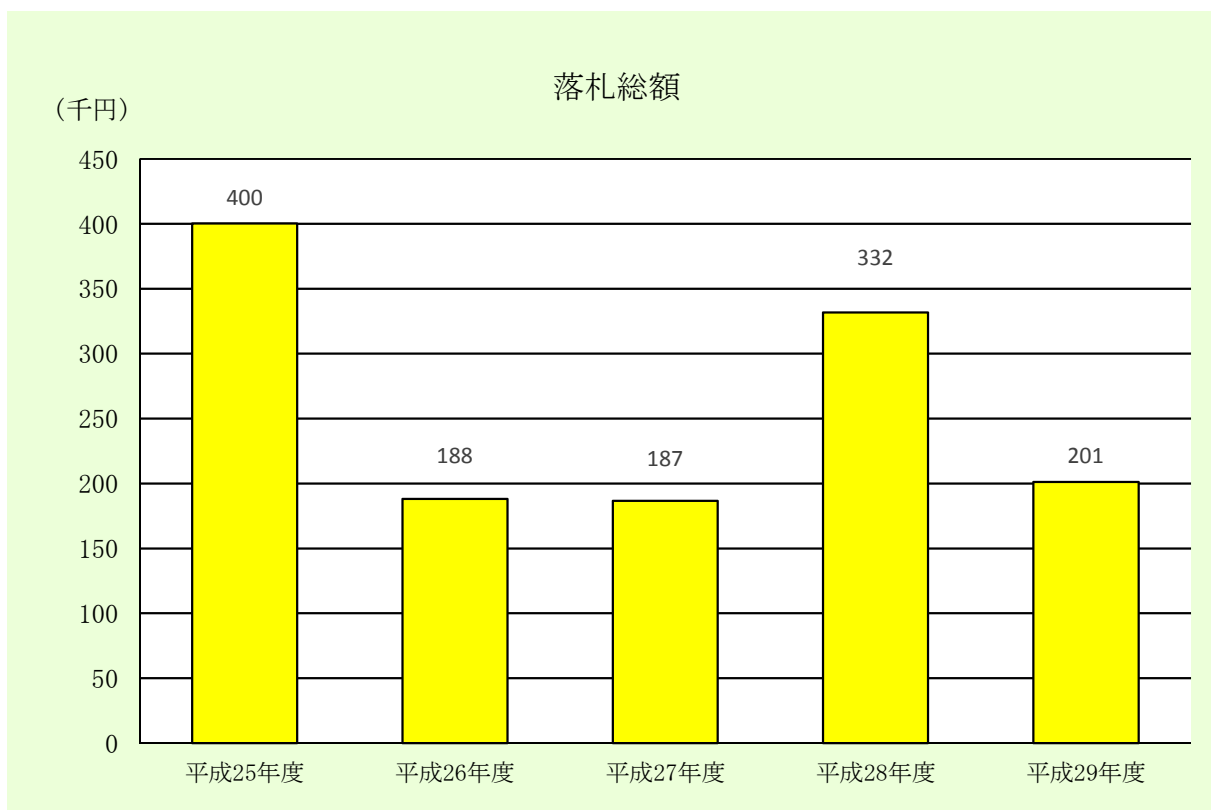
軽自動車税		一般会計 合計	
件数	金額	件数	金額
14	30	69	1,024
22	77	499	6,419
8	37	359	2,236
2	11	127	4,923
32	102	286	2,753
6	24	87	1,216
32	127	401	3,812
0	0	0	0
116	408	1,828	22,383
18	68	94	3,773
8	46	196	5,102
2	8	203	1,075
5	33	211	28,746
41	168	296	2,993
13	58	201	3,100
5	20	263	1,630
0	0	0	0
92	402	1,464	46,418
8	22	73	161
3	18	72	729
20	84	135	598
1	7	160	4,512
18	94	317	4,755
5	30	101	589
6	21	124	1,755
0	0	0	0
61	276	982	13,100
12	38	249	4,997
3	17	62	1,062
9	22	352	2,168
0	0	116	288
11	63	61	635
75	417	337	2,496
21	85	344	1,689
0	0	0	0
131	642	1,521	13,335
0	0	48	374
19	88	80	583
6	21	95	985
13	42	766	4,349
0	0	29	349
33	148	461	4,819
13	31	134	575
0	0	0	0
84	331	1,613	12,033

国保特別会計 国民健康保険税	
件数	金額
6	113
123	2,727
76	700
0	0
192	5,393
190	3,297
140	1,871
0	0
727	14,101
115	1,759
149	3,310
102	1,349
16	346
226	4,988
169	1,654
258	4,216
0	0
1,035	17,621
0	0
114	2,021
111	1,071
0	0
213	4,156
104	1,314
74	1,335
0	0
616	9,898
161	2,974
76	693
147	2,422
0	0
23	305
258	3,155
164	2,173
0	0
829	11,722
17	226
76	642
76	1,048
94	2,975
27	595
384	5,514
159	1,696
0	0
833	12,695

総合計	
件数	金額
75	1,137
622	9,146
435	2,936
127	4,923
478	8,146
277	4,512
541	5,684
0	0
2,555	36,484
209	5,532
345	8,412
305	2,424
227	29,092
522	7,980
370	4,754
521	5,846
0	0
2,499	64,039
73	161
186	2,751
246	1,669
160	4,512
530	8,911
205	1,902
198	3,090
0	0
1,598	22,997
410	7,971
138	1,755
499	4,589
116	288
84	940
595	5,651
508	3,863
0	0
2,350	25,057
65	599
156	1,225
171	2,033
860	7,323
56	944
845	10,332
293	2,271
0	0
2,446	24,728

## (11) インターネット公売

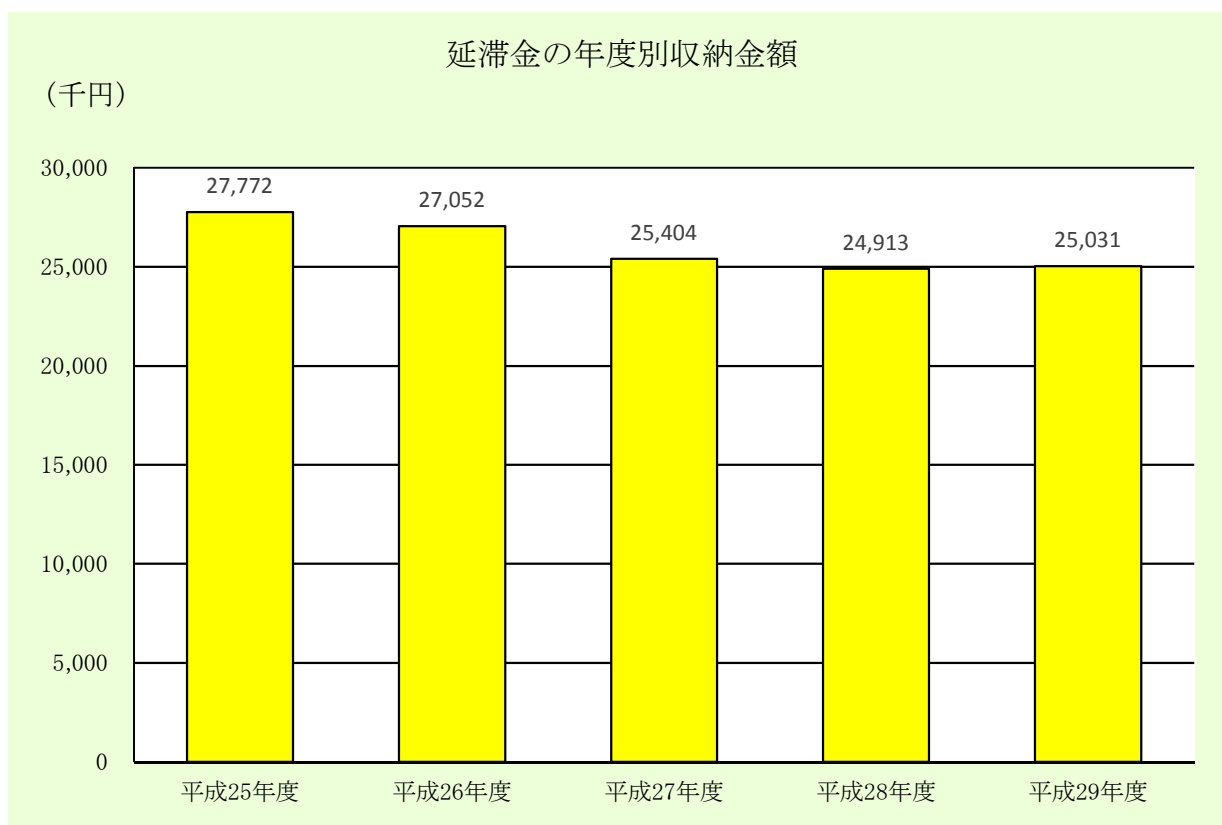
	実施回数(回)	出品点数(点)	落札件数(件)	落札総額(円)	総入札者数(人)
平成25年度	5	31	22	400,229	95
平成26年度	2	22	11	188,161	31
平成27年度	3	26	9	186,550	19
平成28年度	3	16	6	331,850	8
平成29年度	3	5	5	201,100	33
合 計	16	100	53	1,307,890	186



## (12) 延滞金の年度別収納金額

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市 税	17,840	20,399	18,171	13,887	16,645
国民健康 保険税	9,932	6,654	7,233	11,026	8,386
合 計	27,772	27,052	25,404	24,913	25,031

※ 千円未満を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。





## 平成30年度 市 税 の 概 要

発 行 者 / 加東市総務財政部税務課

兵 庫 県 加 東 市 社 5 0 番 地

電 話 0795-42-3301 (代表)

FAX 0795-42-5282

URL <http://www.city.kato.lg.jp/>

発 行 年 月 / 平 成 3 0 年 1 2 月